

令和元年第4回山田町議会定例会会議録（第1日）

招集告示日	令和元年12月11日					
招集年月日	令和元年12月16日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和元年12月16日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	令和元年12月16日午後 2時50分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	昆 清	○	8	佐藤 克典	○
	2	阿部 吉衛	○	9	木村 洋子	○
	3	吉川 淑子	○	10	関 清貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横田 龍寿	○
	5	菊地 光明	○	12	坂本 正	○
	6	黒沢 一成	○	13	阿部 幸一	○
	7	山崎 泰昌	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	4番 豊間根 信		5番 菊地 光明		6番 黒沢 一成	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	健康子ども課長	濱 登新子	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	建設課長	昆 健祐	○
	副町長	吉田 雅之	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	技監	香木 和義	○	上下水道課長	中屋 佳信	○
	総務課長	甲斐谷 芳一	○	消防防災課長	福士 勝	○
	財政課長	古館 隆	○	教育長	佐々木 茂人	○
	復興企画課長	川守田 正人	○	教育次長兼 学校教育課長	箱山 智美	○
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	生涯学習課長	後藤 清悦	○
	農林課長	川口 徹也	○			
	水産商工課長	野口 伸	○			
	町民課長	佐々木 真悟	○			
	長寿福祉課長	武藤 嘉宜	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年第4回山田町議会定例会議事日程

(第1日)

令和元年12月16日(月)午前10時開会

- ・開 会
- ・諸般の報告
- ・行政報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 一般質問

令和元年12月16日

令和元年第4回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長(昆 暉雄)

定刻になりましたので、令和元年第4回山田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、本会期中において、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

○

○議長(昆 暉雄)

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

諸般の報告を行います。

議会閉会中の動き並びに例月出納検査等の報告及び一般質問の受理、宮古地区広域行政組合議会及び岩手県沿岸知的障害児施設組合議会並びに岩手県後期高齢者医療広域連合議会の会議の結果報告、町長提出議案の受理についてはお手元に配付した報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

続いて、行政報告を行います。

町長。

○町長(佐藤信逸)

行政報告、令和元年第3回山田町議会定例会以降の動向について、次のとおり報告します。

行政報告書、事業関係。1、山田の鮭まつり。期日、令和元年12月8日日曜。場所、山田魚市場。参加者、約4,000人。主催、山田町、山田町観光協会。共催、三陸やまだ漁業協同組合、船越湾漁業協同組合。町関係出席者、私でございます。議会関係出席者、阿部副議長でございます。内容、サケつかみ取り、カキ、ホタテすくい、巨大千本釣り、鮮魚詰め放題、物産販売、食堂、バーベキューコーナー。担当課、水産商工課。

行政報告書、要望関係でございます。1、要望期日、令和元年11月14日木曜。

2、要望先、岩手県議会いわて県民クラブ、代表、飯沢匡。応対者、幹事長、工藤勝博。

3、出席者、山田町、私ほかお目通しいただきたいと思っております。

4、要望事項、(1)秋サケの資源回復について。(2)、防潮堤及び水門の早期完成について。(3)、町内2級河川の維持管理について。(4)、県立山田病院の診療体制の充実について。(5)、磯根資源の回復について。(6)、被災地通学支援事業の継続について。(7)、台風19号の大雨等による被害に関する要望について。

5、回答、県知事要望の場で伝える等、その実現に向け努力してまいりたい。

同じく、要望関係でございます。1、要望期日、令和元年11月21日木曜。

2、要望先、自由民主党岩手県支部連合会、政調会長、佐々木茂光。応対者、政調会長、佐々木茂光、幹事長代理、城内愛彦、副幹事長、佐々木宣和、副幹事長、臼澤勉ほか計12名です。

3、出席者、山田町、私ほかお目通しをいただきたいと思います。

4、要望事項についても同じでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5、回答、県知事要望の場で伝えるとともに、県の動向を注視しながら必要に応じて党本部にも要望してまいりたい。

同じく、要望関係でございます。1、要望期日、令和元年11月21日木曜。

2、要望先、岩手県議会いわて新政会、代表、工藤大輔。応対者、代表、工藤大輔ほか計9名。

3、出席者、山田町、甲斐谷副町長以下お目通しをいただきたいと思います。

4、要望事項、台風19号の大雨等による被害に関する要望について。

5、回答、県知事要望の場で伝える等、その実現に向け、努力してまいりたい。

同じく、要望関係でございます。1、要望期日、令和元年11月25日月曜。

2、要望先、国民民主党岩手県総支部連合会、代表、小沢一郎。応対者、顧問、伊藤勢至。

3、出席者、山田町、私ほかお目通しをいただきたいと思います。

4、要望事項、このことについても前と同じでございますので、お目通しをいただきたいと思いません。

5、回答、県知事要望の場で伝えるとともに、県の動向を注視しながら必要に応じて党本部にも要望してまいりたい。

同じく、要望関係でございます。1、要望期日、令和元年11月28日木曜。

2、要望先、日本共産党岩手県議団、団長、斉藤信。応対者、団長、斉藤信ほか計4名。

3、出席者、山田町吉田副町長以下でございます。

4、要望事項、台風19号の大雨等による被害に関する要望について。

5、回答、県知事要望の場で伝える等、その実現に向け努力してまいりたい。

行政報告書の防災関係でございます。1、災害対策本部設置。大雨特別警報、大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、波浪、洪水、高潮警報(台風19号)。設置期間、令和元年10月12日土曜16時設置、令和元年11月1日金曜17時廃止。従事者、消防団員、災害対策本部職員、全支部職員。家屋被害、全壊14棟、大規模半壊12棟、半壊51棟、一部損壊118棟、非住家はこれには含まれておりません。施設等の被害、

土木関係、被害額23億1,825万円、道路が135カ所、河川65カ所、公園4カ所でございます。農林関係、被害額4億3,911万円です。農道及び林道路面流出、圃場土砂流入、水路、頭首工埋塞、山林荒廃等。水産関係、被害額1,616万2,000円、養殖施設破損、漁船漁具大破、養殖物落下等。漁港関係、被害額1,200万円、小谷鳥漁港臨港道路土砂流入等。観光関係、被害額1億2,470万円、船越家族旅行村オートキャンプ場土砂流入、敷地内陥没、建物倒壊、荒神観光車道のり面崩落等。商工業関係、被害額3,530万円、商業関係14事業者被災、工業関係1事業者被災。公営住宅等、被害額2,000万円、長林団地擁壁崩落。上水道施設、被害額3,700万円、取水施設の破損及び水没、水道管破断。下水道施設、被害額2億2,600万円、クリエイトピュアふなこし敷地内土砂崩れ、前須賀中継ポンプ場床上浸水。消防関係、被害額336万8,000円、消防ポンプ自動車破損、第2分団屯所床下浸水等。学校関係、被害額3,330万円、船越小学校校庭のり面崩落、大沢小学校プールのり面崩落等。社会体育施設等、被害額870万9,000円、鯨と海の科学館床上浸水、町民総合運動公園野球場管理通路土砂流出ほか。庁舎等、被害額490万円、防災行政無線付近のり面崩落に伴う撤去、移転。被害状況は、いずれも12月10日時点のものでございます。

○議長（昆 暉雄）

以上で諸般の報告及び行政報告を終わります。

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、4番豊間根信君、5番菊地光明君、6番黒沢一成君、以上3名を指名します。

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり、本定例会の会期は本日12月16日から12月24日までの9日間にした
いと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月24日までの9日間に決定しました。

○議長（昆 暉雄）

日程第3、一般質問を行います。

通告順に質問を許可します。なお、本定例会の質問時間は25分であることを申し添えます。

ここで質問者並びに回答者の皆様に申し上げます。本日は、傍聴者が多数傍聴をしております。特に高校生の皆さんがわかりやすいよう、回答者の回答をお願い申し上げます。

それでは、10番関清貴君の質問を許します。10番。

○10番関 清貴議員

議席番号10番関清貴、政和会。一般質問の通告に従い、質問させていただきます。

まず、質問を始める前に、台風19号により被災を受けられた町民の方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、私たち議員は、去る9月の町議会議員選挙において町民の皆様から付託を受け、4年間の任期を務めることになりました。二代表制の議員として、行政機関の町長とは是々非々の議論を重ね、住みよい町、未来に夢を抱き、町民が生き生きと暮らすことができる山田町をつくってまいりたいと考えております。

それでは、質問通告書により質問させていただきます。1つ目、台風19号の被災等について。10月12日から13日にかけて本町に襲来した台風19号は、記録的な降雨量となり、田の浜地区、大浦地区等、町内で山津波という状況の被災を受けました。これからも地球温暖化による自然災害が心配されるが、どのように対応するのか、次の点について伺います。

1つ目、田の浜地区津波防災緑地公園の復旧をどのように進めるのか、具体的に伺います。

2つ目、被災者に対する支援を全庁で取り組む必要があると考えますが、懸念されることはないでしょうか。

3つ目、被災後、田の浜地区を見ましたが、新たに整備された道路脇に車が逆立ちしておりました。道路新設に際して、道路に隣接する地権者に排水等について十分説明をし、同意を得て施工したか伺います。

4つ目、田の浜地区の背後地を見ると、大雨が降れば今回以上の土砂崩れ被害が想定されますが、対策をどのように考えているのか。

5つ目、被災後、大浦地区半崎方面へは、冠水により通行できませんでした。地域の方々の生活に支障が生じていました。今のまま防潮堤が完成した場合、住民の方々は山からの水で道路が冠水する不安を抱えることとなります。排水路はどのような構造で、何年確率の降雨を考えて計画しているのか。

6つ目、大浦地区のワラビ川において、今回の台風で家が流されそうなところまで崩れておりましたが、現地を確認し、早急に復旧しないことには住民は安心して暮らせないと考えます。災害復旧等の対応策を考えているのか。

7つ目、町内各地で土砂崩れ等が見受けられますが、災害復旧事業の今後の進め方をどのように考えているか。

8つ目、避難した高齢者、足腰が弱い人たちから和式トイレで用を足すのが大変だったと聞いております。避難所を優先的に洋式トイレに整備するべきと考えるが、いかがでしょうか。

2点目、子育て・教育環境についてでございます。1つ目、10月から幼保無償化が始まり、本町においては3歳児から5歳児の副食費も無償化になりました。子育て世帯からは、大変喜ばれておりますが、さらに子育てに優しいまちづくりを充実するため、宮古市のようにゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯等以外の保育料無償化をする考えはないでしょうか。

2つ目、新小学校の通学路、通学方法等について、保護者への説明会を実施しているか。

3つ目、4月から小学校が3校になるが、洋式トイレの整備をどのように考えているか。

4つ目、住民の方々は、いづどこに小学校の新校舎が建つのか関心が高まっております。未来の山田の子供の学び舎について、いつごろから議論を始めるのか伺います。

次、3点目、廃校舎の利活用についてでございます。廃校となる校舎について、産業振興、福祉事業等に資することでさまざまな利用の相談があると思われませんが、窓口となるところはどこなのか、管理するのはどこなのか、今後廃校となる校舎を利用し、関係人口の創出・拡大を図るプランニングを考えられないかどうか。

4つ目、町民の安全・安心についてでございます。1つ目、7分団屯所の交差点の信号機設置について、町では強く要望しているが、実現に至っておりません。町民の方々は、危険な交差点として事故の心配をしておりますが、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

2つ目、桜山トンネル内の歩道は、児童生徒の通学路や高齢者等、多くの町民に利用されております。ガードレールの設置を要望する声を聞くが、その考えはないか。

3つ目、山田高校前の道路が暗く、交通安全上、防犯上、心配する声を聞きます。復興事業で町並みが大きく変わったことから、町では通学路等の防犯灯について調査することを考えていないか。

次、5つ目、高齢者等支援事業についてでございます。復興事業の終了とともに、令和2年度に支援事業として終わる介護事業等はあるのかどうか。また、高齢者や介護が必要な方々に支援をする事業で継続が困難となるものはあるのかどうか伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

関清貴議員に答弁をさせていただきたいと思っております。

1点目の台風19号の被災等についてお答えします。1つ目の田の浜地区防災緑地公園の復旧についてですが、当該施設は今回の台風19号に伴う豪雨や土石流により、のり面の崩壊や排水管の閉塞などによる浸水被害が生じました。このことから、これまでの原形復旧の考え方ではなく、排水対策を含めた改良復旧という視点が重要であると認識しております。施設の復旧のあり方について、田の浜地

区台風第19号水害検証委員会からの提言や、田の浜地区自治会からの要望などを踏まえながら検討を進め、早期整備に向けて努めてまいります。

2つ目の被災者支援に際して懸念されることはないかについてですが、被災者の支援に対する取り組みは、関係各課が連携し、情報を共有して進めているところであり、現時点では特に懸念される事項等はないものと考えております。

3つ目の田の浜地区に新設された道路についてですが、ご指摘の道路は、震災復興事業として整備された高台道路であります。高台道路の整備計画については、平成24年8月と10月に詳細設計をもととした用地測量等調査のための土地立ち入り説明会、26年3月には工事実施説明会を開催しております。また、個別で要望があった際も説明対応を行っております。このことから、工事については地権者の皆様に排水計画も含めてご理解いただき、進められたものと認識しております。

4つ目の田の浜地区の背後地における対策についてですが、今回の台風に伴う豪雨や土石流により上流にある町道田の浜小谷鳥線の路面を伝い、土石や流木などが住宅地裏に流れ込んで堆積しました。このことから、大雨等による背後地への土石流の流出や、のり面の浸食防止などについては、検証委員会の意見や提言を踏まえ、関係機関と協議を進めながら検討する必要があると考えております。

5つ目の大浦地区半崎付近の排水路についてですが、大浦地区の海岸側では県において防潮堤の復旧とあわせて排水整備が進められており、コンクリート製ボックスカルバート構造により5年確率で設計しております。

6つ目のワラビ川の災害復旧等の対策についてですが、今回の豪雨により大浦地区漁村センター上流部の石積み護岸が被災し、隣接する民地に影響を及ぼしていることから、コンクリート護岸で復旧することで国に申請しているところでございます。

7つ目の災害復旧事業の進め方についてですが、町内各地において道路のり面や、河川護岸の土砂崩落などの被害が発生したことから、これまで道路啓開のための崩土除去などの応急工事を行っております。今月下旬から来年1月下旬まで予定されている国の災害査定に対応するため、被災箇所の測量調査や資料作成などの作業を行っておりますが、被災件数が多く、被害規模も大きいことから、県内外からの応援職員の派遣をいただきながら業務を進めております。査定後は、実施設計を進め、速やかに工事を発注できるよう努めてまいりたいと考えております。

8つ目の避難所の洋式トイレの整備についてですが、今年度避難所である豊間根小学校体育館の改修を行っております。以降、避難準備・高齢者等避難開始発令時に開設する避難所について、多目的トイレの設備がない施設を優先的に整備してまいります。

2点目の子育て・教育環境についてお答えします。1つ目のゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯等以外の保育料無償化をする考えはないかについてですが、近隣市町村の今後の支援の動向を注視し、財政面も考慮しながら検討してまいります。

3点目の廃校舎の利活用についてお答えします。廃校舎の利活用決定前の相談窓口は、復興企画課

となりますが、利活用決定後は施設の活用内容により管理する部署を決定することになります。

次に、廃校を利用した関係人口の創出・拡大を図るプランニングについては、山田北小学校を新たな観光拠点施設整備と連動させた活用ができないか検討することとしております。

4点目の町民の安全・安心についてお答えします。1つ目の第7分団屯所付近交差点への信号機の設置についてですが、ことし8月に宮古警察署から県警本部に対し、来年度の設置に関する上申計画が提出されたことを確認しております。しかしながら、その後の状況について確認したところ、来年度の設置は見送りとなったとのことであります。町では、早期設置に向け、今後も粘り強く要望活動に努めてまいります。

2つ目の桜山トンネル内歩道へのガードレールの設置については、来年度の学校統廃合に伴う通学路の見直しによりトンネル内を通行する児童生徒の増加が見込まれることから、車道への転落防止のため本年度内に設置することとし、本議会でご審議いただく補正予算に所要額を計上しております。

3つ目の通学路等の防犯灯の調査についてお答えします。防犯灯の設置状況については、復興事業で整備された道路や、通学路に限らず、夜間における点検や道路パトロールなどの現地調査を通じ、異常箇所の確認と補修対応に努めております。また、来年度の学校統廃合に伴い、通学路のルート変更も行われることから、現地調査や通学路の合同点検などを踏まえ、対応していく必要があると認識しております。

5点目の高齢者等支援事業についてお答えします。復興事業の終了とともに終わる介護事業等については、仮設住宅等にお住まいの高齢者の生活を支援する地域支え合い体制づくり事業が本年度末をもって終了することとなっております。

また、高齢者等を支援する事業で継続が困難となるものがあるかについてですが、本町ではないものと考えております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

2点目の子育て・教育環境についてお答えします。

2つ目の保護者への説明会等を実施しているかについてですが、統合する6校の学校長、PTA代表、学校運営協議会代表による学校再編推進準備委員会を開催しており、通学路、通学方法等についての考え方を説明しております。

3つ目の洋式トイレの整備についてですが、豊間根小学校には体育館のトイレの男性用1基、女性用1基を整備いたします。新設小学校には、男性用7基、女性用8基を整備いたします。なお、船越小学校については、増設の予定はありません。

4つ目の新校舎建設等に係る議論についてですが、現在財源、建設場所について調査しております。引き続き、関係課と協議しながら新校舎建設について慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。10番。

○10番関 清貴議員

それでは、順番に再質問させていただきます。

1点目の原形復旧の考え方ではなく、改良復旧という視点を認識しているということですが、現実的にそれが、改良復旧というのが可能な方向なのかどうか。あとあそこの公園の堤防の位置があそのままなのか、それとも下げるようなことが検証委員会等で行われた場合に実現が可能なのかどうか質問します。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは、ご質問にお答えをします。

防災緑地の改良復旧が可能なのかということですが、改良復旧をしなければならないというふうな認識でございます。

それから、公園が今の場所でどうなのかということについても検証委員会のほうで検討されるというふうに思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

まず、わかりました。とにかく検証委員会の結果を待たなければ動きようがないというのは、私は想像するところですが、それにしましても検証委員会が結果を出すのは3月と聞いております。そうすれば、4月以降でなければ、このような提案やら復旧やらの基本的考えというのは出ないという解釈でよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、年度内に検証委員会のほうで検証結果並びに方針を出して、それを町に報告していただけるということになっておりますが、その後に町としての方針を打ち出すということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、検証委員会の結果ということになれば、経費的に国の補助事業にならないような場合でも検証委員会のほうの結果を主に考えるということで、私はそのように捉えますが、それでよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、基本的には、検証委員会での方針というものを尊重しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。とにかくあのところは、自然災害か人災かと非常に物議を醸し出していますので、町としてもそれなりの判断をぜひ検証結果が出たらお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。被災者に対して全庁的に支援に取り組むようにという私の考えですが、関係各課が連携し、情報共有するということですので、特に問題はないのですが、できるだけ被災者のことを案じて一生懸命全庁的に連携をとりながら取り組んでもらいたいと思います。

そして次に、この件に関しまして、まず町のほうでは100万円という支援金、国の支援金に上乗せして出すということで、そのような決定をしたようでございますが、それをさらに上積みする考えはないのかどうか、お聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

今回の町の独自支援制度については、被災者生活再建支援法の支援対象とならない世帯に対して、半壊、一部損壊世帯になりますけれども、支援する制度ということで新たに立ち上げております。また、補修費用についても金融機関から借り入れた場合の利子補給制度についても新たな制度として盛り込んでいるというところでございます。そういうことで、今回の支援に対するさらに上積みというところは、現時点では考えておりません。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。担当課とすれば、いろいろ一部損壊とか半壊とかということで説明なさるわけですが、先日記られた号外の山田町復興まちづくりかわら版、これを見てもどの辺が手厚くなっているの

かどうかわからなかったもので、一応確認のためと、あと被災を受けた方々ができれば宮古市、釜石市のような近隣の市の支援金をいただければ、非常に復興に気持ちが向くのかなと思いながらこのような質問をいたしました。その辺にしても現時点でのこれが精一杯の支援金のようなのですが、今後さらにそのような要望、事情が生じましたら、町としてもそれに耳をかす予定があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

他市町村と比べてという話ですけれども、確かに宮古市、釜石市であれば、新築とか購入、新たに住宅を建てるという場合については、山田町と差があるわけですけれども、山田の場合は半壊、一部損壊の補修に対しても支援する制度としているというところと、補修費用に対する利子補給もしているというところを見てもらえれば、他市町村と比べても遜色ない支援制度ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

一生懸命頑張っているのはわかりますが、何せこの一覧表だけではなかなかほかのまちとも比較することもできませんので、この表現方法、少しこの辺に力を入れているよというのがわかれば、非常に見る者とすれば助かるのですが、その辺についてご配慮をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次の3つ目の田の浜に新設された道路、私台風の13日、町長さんも来ていましたが、現地を見ましたが、私あそこを歩いて車が逆立ちしたのにびっくりしまして、いろいろ聞いたり調べたりしたら、何かその辺、道路新設に際しての十分な説明が地権者になされていなかったということの事情のようです。それなので、この答弁書を見れば、まずやっているよということでございますが、被災者は新たなできた道路で被災をこうむったということで、どうしてもそう考えざるを得ない現地の状況のようでした。それなので、今後も行政側はきちんと説明をして、被災なされた方の支援に向け、真摯に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、そのようなご意見等を拝して、そういう姿勢で努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 清貴議員

わかりました。次の質問に、4つ目の質問に移らせていただきます。4つ目は、町のほうでも私がイメージするように、背後地についてはこれからも関係機関等と協議しながら進めるということです。確かにあれば、町独自でできるような事業ではないと思いますので、県とか国とか、いろいろな機関と連携しながら、ぜひ田の浜地区が安全で暮らしやすいような集落にしていきたいと思いますが、その辺について県のほうはどこが窓口なのか、国はどこが窓口なのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

関係機関と連携をして、相談をして対策を考えていくということでございます。県のほうは、上流は砂防対策ということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 清貴議員

そうすれば、県のほうは砂防対策ということで、そうすれば国は関係ないわけですね。今のところ考えられるのは。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

土砂対策、土石流関係になりますと、県の土木のほうが所管になります。国は、国交省が窓口になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 清貴議員

先ほど砂防対策と言ったので、農林課長も答弁あるのかなと思いますが、その辺について、農林課長、砂防対策のほうの情報ありましたら教えてください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

被災当時は、あそこは林務室が治山事業ということで当初やる予定でおったわけですが、県の振興センターと土木センターと相談して、土木事業の土木サイドの砂防事業で実施するという方針になったようでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

とにかく背後地については、検証委員会の結果も見ながら進めるということですので、安全については今後も注視していきたいと思っておりますので、町のほうとしてもよろしくお願ひしたいと思っております。

あと次の5つ目の大浦地区、半崎ですが、5年確率の排水の準備のようですが、この辺について5年確率で果たして大丈夫なのか。田の浜の例を見ますと、なかなか5年確率では厳しいのではないかなと思うのですが、今進めている事業の中でそれらを協議する機会というのはあるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

大浦地区の防潮堤については、今県の水産振興センターのほうで工事を進めておりまして、まずこの大浦地区の防潮堤の排水路の部分については、既に工事が終わっているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

そうすれば、工事が終わっているということは、もう今さらながらも5年確率、何年確率という状況ではないということによろしいわけですか。

○議長（昆 暉雄）

答弁者に申し上げます。町長答弁と違う場合は、違うという感じでやっていかないと、皆さんが勘違いするおそれがあるので。答弁を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

あその秀禪川の水門になるわけなのですが、あそこは既にもう完成しております。そして、防潮堤も一部残されている状況にあります。地区のほうからは、新たな排水設備について設置して欲しいということで要望は受けておりまして、工事を施行する水産振興センターのほうにはその要望は届けているというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

とにかく現実的に工事が完成してボックスカルバートもできたのに、この前の台風のような状況でなかなか通行できなかつた。あれでまず救急車とか消防車とか、緊急車両の発動がなかつたから幸いだったと思うのです。あれが1日以上もあのままだと、やはり住民の人たちの生活に支障を来すのではないかなと考えますが、今回完成しているボックスカルバート等に加えて、何か排水のものを町として考えているのかどうか、県任せでなく町で考えているのかどうかをお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、今現在行っている防潮堤の整備とあわせて、県で町道の長林大浦線のつけかえ工事をやっている。そういったところで、まず工事自体が県になるわけなのですが、どのような対策が今からできるかという部分では、今後検討していきたいというふうに考えておりました。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

県工事で、まずやっているのはわかるのですが、被害を受けるのは山田町民です。山田町民も岩手県民です。それらを踏まえて、もう少し強くあのような水が、雨が降った場合冠水するような状況をきちんと説明して、町のほうとしてもできるだけ協力するから、あのような生活に支障を来さないような排水路の整備をお願いするというのを強く言えないものでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

道路のつけかえ工事に関しましては、相当路盤が高くなる。これから盛り土をするというところで、ある一定の改善は図られるものかなというふうに思っています。県のほうに強い要望ということではありますが、そのように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。特に町民の生活を守る上でも、ちょっと町のほうでも声を大にしてしゃべっていただきたいと思います。

次に移らせてもらって、大浦地区のワラビ川、私たびたび言いますが、次の日行ってみたらとにかく民家まで崖が崩れそうで大変だったので、まずこの回答でわかりました。とにかく早急に、いつ雨が来ても崩れないようによろしくお願ひしたいと思います。

7つ目の町内各地の土砂崩れについては、先ほど建設課長が回答したとおり、砂防とか、県とか国

等に関係機関と協力しながら町内の危ないところを点検していくと思うので、その辺を強くお願いして、わかりました。

次に、高齢者の和式トイレでございますが、豊間根の避難所は整備する予定だということですが、そのほかにもいろいろ避難所があります。それらについてもぜひ早急に皆さんが避難しやすいような環境のもとで、避難指示なりが出た場合に避難した人が困らないように、きちんと避難所の環境整備というのは努めていただきたいと思います。

そして、次の2つ目の子育て・教育環境について質問を移らせていただきます。幼保の無償化が始まりましたが、ことしの出生数は何人になっているか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

資料ありますか。健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

昨年度でよろしいでしょうか。

（「ことしだ」と呼ぶ者あり）

○健康子ども課長（濱登新子）

ことしは、今のところ43名……

○議長（昆 暉雄）

何日、何月現在ですか。

○健康子ども課長（濱登新子）

済みません。正確な……

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

出生数の関係でございますので、住民記録のほうもかかわりがあるので、町民課のほうから、それではお答えさせていただきます。

昨年度が84名ほど、ことしに入りまして1月からでございますけれども、12月までで約60名弱というような人数でございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 清貴議員

答弁書の中で、ゼロ歳児から2歳児までの保育料の無償化については、近隣市町村の今後の支援の動向を注視し、財政面も考慮しながらという答弁です。近隣の市町村、宮古市は無償にするというのは新聞で私情報を得ましたが、それらがもう出ているのですが、出ている、もう考慮するでなくて、ある程度方向性が出せると思うのですが、山田町の場合はさっき、今町民課長のほうから答弁があ

ったとおり、1月から12月、きょうまでの出生数は59名でございます。60名足らずになっております。これからあと2週間ぐらいあるのですけれども、大したふえないと思うのです。こういうわけで、年々出生数が減って、子供の数が減っております。そうしたら、ある程度財政面も考慮することの想像はつくのですが、その辺について、これから日本全国、2歳児が爆発的にふえるとも考えられませんが、それらも踏まえながら無償にするというのは、この国の制度が始まったいいタイミングだと思いますが、その辺について今後検討する気があるかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

ゼロ、2歳までの保育料無償化につきましては、課題が財政、予算の確保ではございますが、今後さらに子育てに優しいまちづくりを充実させるために、さらに前向きな検討をしてみたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

ありがとうございます。子育てに前向きな町ということで山田町も頑張っていかなければ、どんどんこのままだと出生数も少なく、人口も減っていくものと思いますので、ぜひこの辺については関係者等の意見を踏まえながらいろいろ検討していただきたいと思います。これは、要望として終わらせていただきます。

あと新しい学校の説明会については、学校再編推進準備委員会で説明をしているということでわかりました。ただ、説明していて、果たしてPTAの方々に、父兄の方々にこれらが徹底しているかどうか、その辺の情報をお聞きしますが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

多くがここにかかわるのは、織笠小学校、北小学校、あとは荒川小学校の部分かなというふうに思っております。

織笠小学校のほうは、授業参観の後にPTA全てが集まった中でこのことについてお話を保護者にしているところでございます。

また、北小学校におきましては、PTAの役員の方々、学校、そして教育委員会の中で、以前からお話ししている3キロの通学路の部分、ここについて議論をして、自分たちPTAとしてもそのことをぜひしっかりと周知したいということで確認をしているところですので、伝わっているものではないのかなと。

また、荒川小学校におきましても同じように豊間根小学校、荒川小学校の再編準備委員会の中に教育委員会のほうからも参加しまして説明をしているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

わかりました。4月1日からもういや応なしにスタートしますので、その辺については学校と教育委員会、連絡をとり合って、子供たちに事故がないように通学路等もきちんとわかるように説明していただきたいと思います。

次に移らせていただきます。トイレの整備について、学校が統合すれば、今までうちから歩いてでも通っている子供が多かったのですけれども、これからは通学バス等になれば、子供の保護者の方から学校で我慢して、家に吹っ飛んで来て用を足す。洋式でなくて和式だからということなのでも、それらの機会が統合することにより、ほかの今まで近い学校の生徒さんたちが来て、ますます和式トイレを使いづらい人は大変だと思いますが、そのようなことからぜひ洋式トイレの移行については積極的に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

まさに特に被災地、山田町は仮設住宅に入った子供たち、そこで生まれた子供たち等々もいて、和式をよくわからない子供がふえているところでございます。それで、今回山田南小学校の校舎を使うということで、先ほど教育長答弁のほうでふやすということでしたが、現在小学校で洋式トイレが25%ほどでございます。これが再編をして、南小学校、そして船越小学校、豊間根小学校を使うことによって53%が洋式化されるということですので、子供たちの環境についてはかなり改善されるのかなと。

また、中学校のほうも山田中学校の洋式トイレがかなり割合が高いということで、現在60%の部分が来年度から68%が洋式トイレということになりますので、洋式化はかなり進むものというふうに捉えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

わかりました。ぜひそういう方向で、とにかく応急仮設住宅で洋式化のトイレ使った子供たちにとっては、なかなか和式はきついでしょから、その辺も考えながら、またお年寄りの方が利用するような場合も洋式のほうが使いやすいので、ぜひそうしていただきたいと、積極的に取り組んでもらい

たいと思います。これはお願いとして終わらせていただきます。

そして次、小学校の新しい計画ですが、多分海のものとも山のものともまだわからないと思うのですが、方向性とすればぜひ町民にわかるような状況でのいろんな進め方をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

今現在ご回答できるのが今規模、そして学習指導要領が変わるということで、学校としての機能、そして山田町はコミュニティ・スクールの推進ですので、地域であったりとか、さまざまな部分の調査をしているところでございます。情報がどんどん、どんどんわかったら、天空海闊等で考え方については教育委員会事務局としての考え方は示していけるのかな。ただ、その辺を全部集めた中で、町長のほうに調査した内容を提案しながら、出せるものについては町長部局と協力しながら住民に周知してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。次の質問に移らせてもらいます。

廃校舎の利活用について、文部科学省のほうも廃校施設、余裕教室の有効活用ということで、そのような考え方で進めているようですが、あと財産取得についても補助事業等の年限の緩和、それらについても考えているようですので、それらの情報というのは教育委員会部局と町長部局のほうで情報は共有していますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

まさに全国で少子化、超がつくのでしょうか、高齢化等もあるわけですけれども、議論が進んでいる中で、国のほうで既存の校舎を使いながらさまざまな活用、提案等がございまして、その会議に復興企画課、教育委員会、両方が参加したりとかしながら情報は共有しておるところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

非常に、特に山田北小学校は、この答弁書にありましたように近くに道の駅ができる予定だという

ことで、一生懸命有効活用を図ろうとする方々がございますので、町のほうでもその窓口をきちんとしているんな情報を集めて、山田の活性化のためにぜひ頑張っていたきたいと思いますが、その辺について新たな担当課となる方々はどのように考えておるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

山田北小学校については、現在公共施設管理委員会の下部組織の部会のほうで積極的に会議を開催して、いろいろな情報提供とか、今後どのように進めていったらいいかということも含めて検討をしております。特に北小学校については、いろいろな新たな観光拠点とあわせた形でいろいろな活用ができるのではないかとということも積極的に検討を進めているところでありまして、うまく観光拠点の施設と連動をしていい施設になればいいなというふうに検討しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。よろしく願いいたします。

町民安心・安全について移らせていただきます。7分団屯所の交差点の信号は、山田町では町長以下頑張っておりますので、その頑張りようはわかりますが、ぜひちょっと来年度も無理だという答弁書をいただきましてがっかりしましたが、できるだけ早く県のほうに要望していただき、早く設置を考えていただきたいと思います。

桜山トンネルについては、今回の補正に出ている。関係する機関等ときちんと打ち合わせしていただきたいと思います。

高齢者支援事業について質問残しましたが、与えられた時間ですので、私の質問は以上とさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

10番関清貴君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問に入る前に、農林課長より答弁を一部訂正したい旨、申し出がありますので、許可いたします。
農林課長。

○農林課長（川口徹也）

先ほど10番議員さんの回答に対しまして、「砂防事業で実施する」と申し上げましたが、正しくは「強く要望をする」ということですので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。

2番阿部吉衛君の質問を許します。2番。

○2番阿部吉衛議員

2番、新生会、阿部吉衛であります。壇上より質問させていただきます。

その前に、この間の台風19号により被災された皆様に対して、心よりお見舞いを申し上げます。

では、一般質問を始めます。1番、商工観光について。町の主要事業の中で、オランダ島の遊歩道の工事が始まったようだが、そこで伺います。(1)、栈橋解体及び新設工事の計画は。

(2)、オランダ島のナラ枯れに対し対策はどのようになっているのか。

(3)、トイレ、脱衣所等の計画は。

(4)、防災備蓄倉庫等の計画はないのか。

(5)、海童丸、山田湾及び船越半島の運行経路等は決まったのか。

2番、地域安全対策について。桜山トンネルの歩道にガードレールか手すりを設置する計画はないのか。また、内部の照明が暗いと町民の皆さんから言われていますが、明るくできないのか。

(2)、7分団前の交差点の信号機の設置はいつごろになるのか。

(3)、町内各地で住宅やアパートが建ってまいりました。しかし、暗いところが多く見られます。

町では、地域安全のため外灯設置をどのように進めていくのか具体的に示せ。

3番、防潮堤について。防潮堤工事も順調に進んでいる。そこで伺う。防潮堤工事と並行して防潮堤に階段設置計画はないのか。

4番、船揚げ場について。北浜地区、境田地区の船揚げ場に滑り材の設置計画はどうなっているのか。

5番、善幸像について。鈴木善幸元総理大臣の銅像について、御蔵山は地震対策等大丈夫だと回答を得ている。そこで、伺います。現在ある善幸像を御蔵山に移し、町内外から視察者に対し、津波対策に善幸先生がいかに尽くしたかと知ってもらえる考えはないのか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部吉衛議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の商工観光についてお答えします。1つ目の栈橋の整備については、現在仮契約まで進んで

おり、今定例会で請負契約の締結についてご審議いただくこととしております。

2つ目のナラ枯れ対策についてですが、県が実施した航空調査の結果に基づき現地調査を行い、本年6月被害木全ての害虫駆除を完了しております。

3つ目のトイレと更衣室の整備工事は、環境省で行うことになっており、入札不調などが続いている状況にありますが、年度内の工事着手を目指しているとのことであります。

4つ目の防災備蓄倉庫については、今のところ設置計画はありません。

5つ目の海童丸の運航経路についてですが、現在山田湾を周遊するルート、養殖いかだとオランダ島を経由するルート、オランダ島を往来するルートの3ルートを想定しております。

2点目の地域安全対策についてお答えします。1つ目の桜山トンネル内歩道へのガードレールの設置については、来年度学校統廃合に伴う通学路の見直しにより、トンネル内を通行する児童生徒の増加が見込まれることから、車道への転落防止のため本年度内に設置することとし、今定例会でご審議いただく補正予算に所要額を計上しております。

また、トンネル照明については、道路上の障害物や歩行者の有無、路面の状態などを視認できるように設置しており、天候や時間帯に合わせて明るさを自動調整するなど、車の運転に配慮した照明設備の設置となっておりますので、現状でのご利用についてご理解願います。

2つ目の第7分団屯所付近交差点への信号機の設置については、ことし8月に宮古警察署から県警本部に対し、来年度の設置に関する上申計画が提出されたことを確認しております。しかしながら、先般その後の状況について確認したところ、来年度の設置は見送りとなったとのことであります。町では、早期設置に向け、今後も粘り強く要望活動に努めてまいります。

3つ目の外灯設置についてですが、外灯は夜間に比較的交通量が多い道路やカーブ箇所など、地理的要因により事故の危険性のある道路などに設置しておりますが、基本的には住民や地域からの要望を踏まえ、周辺の状況を確認し、必要性を判断した上で設置を進めているところであります。

3点目の防潮堤の避難階段の設置計画についてお答えします。町管理の織笠漁港海岸防潮堤については、計画していた4カ所全てが完成しております。県管理の防潮堤についてですが、農地海岸堤防は小谷鳥地区1カ所、浦の浜地区2カ所が完成しております。漁港海岸防潮堤は、大沢地区6カ所、山田地区8カ所、船越、田の浜地区6カ所、大浦地区6カ所が計画されており、このうち大沢地区1カ所、大浦地区1カ所がそれぞれ完成済みとなっております。来年3月までには大沢地区1カ所、山田地区6カ所が新たに完成する予定とのことであります。前須賀地区の一般海岸防潮堤については、8カ所全てが完成しております。

4点目の船揚げ場についてお答えします。北浜、境田両地区の滑り材については、県の計画では当初令和2年度の設置予定となっておりますが、他地域から同様の要望が多数あったため予算の調整がつかなくなり、3年度に変更したとのことであります。

5点目の善幸像の移設についてお答えします。鈴木善幸元内閣総理大臣の像及び顕彰碑は、平成20年

7月に建立され、鈴木善幸元内閣総理大臣を顕彰する会から町へ寄贈されております。建立場所は、善幸先生が卒業された山田尋常小学校の跡地であり、町民の目にも触れやすい場所であることから、顕彰する会のご意向を尊重したものであり、現時点において御蔵山への移設は考えておりません。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。2番。

○2番阿部吉衛議員

1番目から再質問させていただきます。

私は、震災後、今8年数カ月たちますが、その1年後を過ぎたあたりからオランダ島の流木、倒木等をボランティアの方々とダイバーと一緒にということで毎年いろいろ清掃活動をやってまいりました。執行部の皆様のいろいろな活躍をいただきました。前の副町長、今度の副町長、一生懸命もう段取りをしていただきまして、この運びになりましたので、大変ありがたく思っております。その中で、今遊歩道、あとは栈橋、いろいろなトイレという順番にやっておりますが、その中で栈橋等が不調ということでなかなかいかないということで、来年度の夏には子供たちの学習ができるのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

答弁者に求めます。高校生の方々が来ておりますので、具体的に栈橋はどこにどうだかというのも説明いただければ幸いと思っております。答弁求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

今2番議員さんがおっしゃったのですが、不調になっているのは、環境省が整備するトイレと更衣室ということになります。浮栈橋については、仮契約まで進んでおりまして、この定例会の中で議案として審議していただくというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

主要計画の中で図面を見ていると、かなりのスケジュールになると思います。その中で、一番この中で思っているのが海童丸の航路がいつごろ、そして委託を受けている会社がこの整備とかあれのどのような計画を持って進めていっているのか。何でこれ言うかといえば使用するときには何か故障したりなんかしているときもありましたので、整備計画等のあれはあるか、よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

海童丸のまず航路についてなのですが、現在海事事務所と協議をしております、その中では申請から2カ月で大体承認されるだろうという話はいただいております。

そして、海童丸の管理についてなのですが、現在観光協会のほうに委託をしております、毎日点検、清掃、異常がないか、いたずらがないかというふうな点で、毎日365日管理していただいているという状況であります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

海童丸の件なのですが、去年から8月に子供たちの実習、それを兼ねて1、2、3、4でしたか、やってもらいました。その中で私たちも監視で行っていたのですが、やはり子供たちが学び舎として、今来ている高校生の生徒の皆さんもその震災当時は小学校だったと思うのです。その中で、棚に行ったりとか、そういう勉強もできなかった部分もあると思うのです。これからの子供たちに対して、マリントーリズムが船がいっぱいで行けない場合もあります。そこら辺の対策は、どのようにとっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、一般の方が海水浴に行くシーズンというのは、7月の末からお盆のあたりになります。マリントーリズムは、4月から大体11月ごろまで実施しているのですが、海水浴とかぶる時期については極力マリントーリズムは大島のほうには、行かないというような構想で今進めているというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

わかりました。まず、長年の計画が実りまして、ようよう着工したということで、私たちも安心しています。まだまだ立ち枯れもあります。流木、それから立ち枯れ、そういうものもありますので、十分に注意して、仕事のほうも作業のほうも計画的にやっていただきたいと思います。その中で、一番山の中にあるのがナラ枯れした木ですが、今どのように進んでいるのでしょうか。回答ありましたが、農林課長のほうから一言。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

大島のナラ枯れについては、先ほど回答したとおり、まずことし終了しているというところがございます。それで、ナラ枯れに係れば8月ごろまでに枝が枯れて外からでも見える状況になるようで

ざいます。ことしの9月時点でヘリコプターで確認したところ、新たな被害木は今のところは出ていないという判断でございますので、引き続き注視しながら対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

商工観光についてはこれで終わります。では、ちょうど山田高校の生徒さんたちがおりますので、町長から一言お願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

きょうは、高校生諸君が多数おいででございますので、先ほど議長からも詳しく説明するようにというご命令でございますので、私からどういう構想かということをお話を申し上げたいと思います。

この大島は、ジオ、地球がつくったジオパークの認定を今得ている、再認定をしているところでございますが、ジオがつくったもう奇跡の島なのです。本当に山田湾の波静かな……（聴取不能）……に浮かぶこの島、これを我々はいつも見ているのですが、内陸の方、そのほかの方々見れば、非常にこれは宝の島だということをずっと言っておまして、これ復興交付金で行う事業でございまして、2億数千万のところキャンプ場の整備、そして遊歩道をつくるということで、これはもう来年に迫っておりますので、ことし予算化をしていただいたということで、これは国のほう、多くの方々に敬意を表するということでございます。

また、トイレ等、更衣室も環境省からの整備でしっかり行いまして、先ほどマリンツーリズムは4月から11月ということでございますが、その中において、夏場はもちろんでございますが、内陸の子供たち、または他市町村の子供たちが10人、15人、20人と当町に来て無人島を体験をしていただく。そのかわりそこに行ったときには、携帯等も全て置いてもらって、そういうような野生の経験といえますか、そういうものをしっかりと1日なりなんなり経験していただいてももらいたい。そのことによって、先ほど交流人口というお話もございましたが、そういう方々とも交流を深めていく。少しの人数でもいいけれども、毎週来ていただくような、そういうものにしたいということで、この間の予算でも通していただきましたし、復興交付金の中でしっかりと国の応援をいただきながら、環境省の応援をいただきながら、子供たちのために、子供たちの未来のために、たくましい子供をつくるために、そういうような素材にぜひブラッシュアップさせていただきたい。その間、今まで阿部吉衛議員にはずっと清掃活動までしていただきました。本当にありがたいと思っております。ぜひ今後とも皆さん方の力のもとに、子供にとってすばらしい島になるようにみんなで頑張っていきたいと、そう思っております。大島は山田の宝である。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

佐藤町長さん、どうも、大変心強い答弁、ありがとうございました。私たちも全員力強く思っております。

では、2番目の地域安全対策についてですが、先ほど10番議員のほうからも質問がありました。桜山トンネル内、これはこれから私も柳沢に住んでいます。車でですが、結構利用しておりますので、歩いたのは1回ぐらいしかありませんけれども、やはりゆっくり来ればいい車もありますが、速く来た車、どうしても柳沢から来ますと、町、病院に向かう途中、歩いていると後ろから車が来るのです。そうすれば、こんな風のあれがあるものですから、持っていかれるような感じがするというので、何とか柳沢、北浜の人たちもあそこに手すりかガードレールがあればなというのを、会うたびにそういう話がありました。それで、私も今回質問したわけですが、一回歩いてみて、夜歩くと結構暗いのです。電気の照明、結構調整できるような、いっぱいついてはいますが、そこら辺の回答も答弁書に出ておりましたので、よろしく願いいたします。答弁もすっかり出ていましたので、事故がいつからでは遅いのです。その辺をよろしく願いします。

では、次の地域安全対策、同じなのですが、7分団の屯所前の信号、これも10番議員からも質問ありました。あとは、どこに行ってもこういう話は出ます。事故が多過ぎる。どうしても山田の人はせっかちなんだか、すぐ出てしまうような感じもありますので、結構事故が多いので、何とか早く信号つけてくれないか。一日でも早いほうがいいのだ。学校が統合になれば、ここいっぱい子供が通るのだぞ。横断歩道だけでは間に合わない。あとは、指導員とか、そういう者もいますけれども、やはり車等は信号がなければいけませんので、何とか早くつけられないものか、もう一度答弁お願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

地域からの強いご要望が出ている第7分団交差点の信号機の設置でございますが、まず町長答弁にもございましたとおり、私たちも宮古署のほうにも強く要望はしておりますけれども、何とか早く実現できるように今後とも努力していきたいなと思います。よろしく願いします。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

強く要望して、よろしく願いします。私たちも何かで力になりますので、よろしく願いします。

次ですが、また同じようなのですが、地域安全対策ということで、今山田町も結構家が建ってきました。もう大浦にしろ田の浜にしろ船越にしろ、高台、高台と家が建ってきています。その中で、一歩曲がると暗いところが結構出てきております。山田のあれもあるでしょうけれども、やはり暗いところが結構あります。それで、私言いたいのは、最近ですが、盗難があったとか、そういうのも聞かれるものですから、要するに家の前に置いたら灯油のポリがなくなっただとか、何かこう災害、震災が終わってから安定してきたのだからどうかかわからないけれども、そういう盗難のほうも何か少し若干ふえてきているのではないかなと思っていましたので、優先順位を決め、またこれからの流れをよく役場職員の皆様、知っていると思うので、学校統廃合もありますし、あとは要らないところも出てくる、そういう可能性もあります。そこら辺を配慮しながら設置、そういうのをよく検討……私もたまに2カ月に1回夜、外灯、北浜、柳沢とか後楽町までぐるっと回って歩いたりしています。やはり点滅しているとか消えそうだとか、そういうのも結構見受けられます。だから、もし今度できるのであれば、担当課と一緒に夜回って歩きたいのですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

そのような箇所があれば、ご一緒に歩きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

よろしくお願いします。どうしても今度は夜、冬場、マスクをして眼鏡をかけて帽子をかぶっている。誰か来てもわからない。それで、今うちは柳沢に住んでいるのですが、防犯カメラをつけるかと、そういうのまで言っているところもありますので、地域地域でそこら辺もよろしく願いいたします。

防潮堤についてですが、今町並みもずっと防潮堤が建って並んできました。それで、柳沢、北浜のほうも防潮堤が壊れて、道路も変更になりまして、今解体している最中です。その中で、みんな北浜を通る場所もなくなって、中央から、川向から通っていたのですが、今は何か水門か、工事が始まったのですが、この工事はいつからいつまでですか。

○議長（昆 暉雄）

2番、具体的に話をしないとわからないと思いますので、具体的にお願いします。2番。

○2番阿部吉衛議員

川向の中央の市場に行く、三陸やまだ組合のあそこの通路なのですが、きのう、おとといあたりから何か工事が始まっていたようなのですが、その辺の、今だから境田まで行って乗り越し道路を通るとか、そういうような状況になっているのではないかなと思っていましたけれども……

（「技監だ、そりゃ」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（香木和義）

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

今の箇所につきましては、工事の内容としましては陸開部分のゲートを設置しているものですから、その間通行どめをかけさせていただいているということでございます。具体的な時期につきましては、ちょっと手元に資料がございませんけれども、そういった通行どめにしている期間につきましては迂回等も広報等させていただいているというところでございます。あそこにつきましては、県で事業を行っているわけなのですけれども、その中であそまだゲートができていない段階で通す通さないということも県と話ししたのですけれども、側が一回できましたので、漁港に行く方もいらっしゃるで、わずかな期間でもいいので、そういった解放できる期間があればぜひ解放してほしいということで申し入れまして、若干では、数カ月ではございましたけれども、陸開部分の通行を許可というか通させていただいたということでございまして、今現在はあその完成に向けてゲートの設置を行っているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

わかりました。これは、山田湾組合では今メールで全部漁民の方に送っているようなのですが、多分送っていると思うので、何も私のところに来なかったものですから。あとどうしても今階段設置ということで、この間織笠、20日あたりに乗り越し道路のほうが開通する。山田の湾ですので、織笠だけ、あとはみんな県の仕事なものですから、県の仕事がずっとおくれるような感じがしますので、そこで階段設置の場所が山田は8カ所ということで、今遠回りをするので、並行して何カ所か設置要望できないですか、技監。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（香木和義）

ただいまのご質問にあったとおり、時点時点でそういった通行される方もいらっしゃいますので、並行して設置してもらうようには県のほうに調整会議等の席でもお願いしているところがございますので、今後も引き続きお願いはしていきたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

わかりました。なるだけ今もうお母さんたちとかも高齢になっております。それで、境田まで自転

車でぐるっと回ってこなければならぬとか、川向まで行って回ってこなければいけない。やはり途中で階段でもあれば、この間までは高くなる前は安全通路を1カ所設けてあったのですが、そこもなくなりました。それで、ちょっとこれに関して質問したいのですが、45号の北浜の乗り越し道路はいつごろ完成の予定ですか。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（香木和義）

北浜の乗り越し道路につきましては、県のほうからは来年の12月末というふうに聞いております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

12月末ということは、北浜の人たちはまだずっと川向を回ってこなければならぬということですね。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（香木和義）

そのとおりでございます。今は、陸開も工事していますので、大変ご不便はおかけしますが、そちらを通っていただくというふうなことになるかと思っております。

あと補足させてもらいますけれども、来年の秋祭りに関しては、乗り越し道路がまだできてはいないのですけれども、秋祭りにおいてのおみこしのルートについては、まだ完成前ですけれども、通れるような配慮はしたいというふうに聞いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

今最後に回答がありました。秋祭りにはできるということで、やはり私たちも山田の観光事業にも頑張っていかなければならぬものですから、各神社によっては海に入るみこしもありますので、そこら辺の道路の配慮も県のほうによろしくお願いいたします。

では、最後になりますけれども、善幸先生の銅像です。最後に質問したのですが、善幸先生はかなり山田に対していろいろな面で……去年、おととしもたまたま私たちは善幸先生の銅像掃除をしたりとか、やはり余り磨き過ぎてクレームがついたときもありました。銅というものは、余り磨くものではないとか。それなりの塗装等がありまして、何かあれば行ってまた塗ったりなんたり、塗料等も全部とってありますけれども、これは御蔵山にどうしても観光客でも善幸元総理大臣の名前を知っても

らう。それで、いかに岸壁とか、そういうあれをつくっていただいたかというような、津波の防波堤にもなるのだということで、今岩手県、日本全国の港湾の会長もやっておられると思うのです。その中で、岩手県でも108ぐらいかな、港湾があるのですが、その中で毎年視察があります。そういう善幸先生がつくった後を今は俊一さんが後を継いで会長をやっておられるということなものですから、この山田町から総理大臣が出た、あとは津波にこういうような貢献もしているのだというような意味合いで、町の中に置かないで、皆さんから見てもらって山田をアピールする、そういう面でも何か対策ができないものか、一言、副町長、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

町長のほうからも答弁いたしました。顕彰する会のほうの意向を受けてあそこにしたというところで、いろいろ顕彰する会でも話し合っただけ位置なんかを検討してきたということがあります。その中で、阿部吉衛議員さんの貴重なご意見をいただいているわけですが、そのことについていろいろな角度から検討をしてみたいとは思いますが、当面はあそこで少し様子を見たいなというふうに思います。いろいろな来客が山田町にもあります。国会議員の方とか地方議員の方とかいろいろ、それから自治体の方も来ます。結構その方たちも役場に用事があって来た際には、あそこで善幸先生の銅像を見たり記念写真を撮ったりしております。あるいは一般の観光客も水産商工課のほうのご案内で来たりもしていますので、あそこでもなかなか結構いろんな方が来て見ているという現状がございますので、その辺もご理解いただければと思います。ということで、別な角度からもいろいろ検討はしてみたいとは思っています。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

どうもどうも、いろいろ私の質問事項、本当にありがとうございました。執行部の皆さん、本当にありがとうございます。私たちも山田町の明るい住みよいまちづくりに一生懸命頑張っております。どうかよろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（昆 暉雄）

2番阿部吉衛君の質問は終わりました。

9番木村洋子さんの質問を許します。9番。

○9番木村洋子議員

9番、日本共産党の木村洋子です。台風19号被害について伺います。

田の浜地区の第2堤防が台風による浸水被害を拡大させたことは、誰が見ても明白だと考えます。町の見解を伺います。

次に、被災者の支援策は、どのようになっていますか。被災者に寄り添った形で進められていますか。田の浜では、住民説明会は持たれたのでしょうか。

次に、田の浜の住民、被災者の怒りの原因として、住民の声や真ん中の道路は残すべきという要望に対して、真摯に耳を傾けようとしない姿勢にあったと考えます。町は、どのように考えていますか。

次に、豪雨時、防災放送が聞き取りにくいとの住民からの指摘があります。改善すべきと考えますが、町の対応は。

次に、豊間根の長内川の川底に敷いてあったすのこ状の板が大雨で剥がれ、大量に重なり、水の流れをせきとめたため、川が氾濫したのではないかとされており。因果関係は、どうなっていますか。

次に、豊間根川、荒川の川は、大量の土砂流入や、流木、川底のコンクリートの剥がれなどが至るところで見受けられます。流木の撤去や修繕、しゅんせつの見通しは。そのほか、町内の河川のしゅんせつの予定は。

2点目、就学援助について伺います。現状と課題として考えられるものは何か。

次に、4月から学校給食が始まりますが、就学援助制度の対象者のうち、援助を受けている割合はどれくらいになりますか。ひとり親の家庭などの経済的負担軽減をさせるためにきちんと周知すべきと考えますが、町の考えと対応は。

以上でよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

木村洋子議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

1点目の台風19号被害についてお答えします。1つ目の田の浜地区防災緑地公園と浸水被害との関連性については、第三者で構成する田の浜地区台風第19号水害検証委員会で検証を行うこととしており、町は本年度内にその結果の報告を受けることとなっております。したがって、町が見解を申し上げられる段階にはないと考えております。

2つ目の被災者の支援策についてですが、台風19号被害による被災者への住宅再建支援として、被災者生活再建支援法、県、町の支援制度による支援金の支給、災害救助法による応急修理費用の支援、被災家屋の解体を所有者にかわって町が実施する制度があります。被災者の負担軽減と生活の安定を図るための支援として、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免を実施いたしました。また、上下水道料金の10月使用分について全額を免除としたところであります。

次に、被災者に寄り添った形で進められているかとのことですが、戸別訪問により再建意向調査を

実施しており、被災者に寄り添った形で進めているところであります。住民説明会については、被災者個々の事情が違うことから、全体での説明ではなく、個々の再建方法に応じたきめ細かな対応を行うため、個別面談により進めております。

3つ目の田の浜地区の住民の声や、要望に対する姿勢についてですが、田の浜地区防災緑地公園の整備に当たっては、住民説明会や、地元主催の意見交換会の場などを通じ、地区住民の皆様からご意見等を伺っており、また議会における協議や審議の場でも慎重にご議論を重ねていただいております。このことから、住民の皆様としっかりと向き合いながら合意形成が図られたものと認識しております。

4つ目の防災放送の町の対応についてですが、本町は町民への情報伝達手段として防災行政無線を基本とし、整備を進めてまいりました。ご指摘のとおり、豪雨時には防災行政無線からの放送が聞き取りにくくなることがありますが、町ホームページ、Lアラート、携帯端末のソーシャルメディア機能の活用などにより伝達手段の多重化、多様化を図り、対応しているところであります。

5つ目の長内川についてですが、ご指摘のすのこ状の板は木工沈床と呼ばれ、過去の被災によりコンクリート護岸の底部が洗掘されたため、災害復旧工事により設置されたものであります。当該河川の越水氾濫は、今回の記録的な豪雨と土石流などによってもたらされたものと理解しております。

6つ目の豊間根川、荒川川の流木、撤去や修繕、しゅんせつの見通しについてですが、管理者の県を確認したところ、橋梁付近の堆積土砂や流木については順次撤去作業を進め、河川護岸の欠損や、根固めブロックの損壊箇所については、災害復旧事業で対応していく予定とのことであります。そのほか町内河川のしゅんせつについては、県において織笠川の中野橋上流部の堆積土砂の撤去を行うこととしており、町管理の準用河川については、土砂や瓦れきの堆積箇所について順次撤去作業を進めているところであります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

2点目の就学援助についてお答えします。

1つ目の現状と課題についてですが、令和元年12月1日現在で就学援助制度を利用している児童生徒数は、町内919人のうち219人で、割合は23.8%となっております。なお、就学援助制度に対する課題はないものと考えております。

2つ目の援助を受けている割合についてですが、小中学生がいる家庭の状況を調査することはしておりませんので、援助を受けている割合は把握しておりません。就学援助制度の周知については、毎年学校を通じて在籍児童生徒の全家庭にお知らせするとともに、広報やホームページでも周知しております。

○議長（昆 暉雄）

昼食のため休憩をいたします。

午後 零時 0 2 分休憩

午後 1 時 0 5 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

傍聴者の皆様に申し上げます。9番木村洋子議員は、午前中に登壇による質問並びに町長による答弁が終わっていることを申し添えます。

それでは、9番木村洋子さんの再質問を許します。9番。

○9番木村洋子議員

再質問を行います。

順番どおりではないのですが、よろしく願いいたします。就学援助についてなのですが、9年の歳月を経て、来年の4月から待ちに待った学校給食がスタートします。山田町は、震災で大きな被害を受けたので、経済的の困難を抱えた世帯とか、あとはひとり親の世帯もふえている状況がありますので、給食が始まるのはとてもいいことなのですが、給食費の納入の負担の問題が出てきます。子育て支援としての給食費の経済的負担軽減が大切になってくると感じますが、そこで重要なのが支援策である就学援助なのです。就学援助は申請式でありますので、給食が始まったことにより、今まで受けていなかったのですが、受けられるならば受けたいわという、そういう世帯が出てくるのではないかと思います。町はその点はどのように考えているのかということなのです。山田町は、被災地の中では就学援助の受給率が低いほうなのですが、それは給食と関係あるのかどうか、そこら辺も分析しているのかどうか伺います。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

まずは、給食……議員ご存じだとは思いますが、就学援助、要保護、準要保護の中には、給食に対する支給がございます。ただ、今も牛乳給食については、もう既に就学支援に該当している、当然申請制ではあるのですが、子供たちの家庭には支給をされているという状況にあります。新たに給食の部分がそうした中に入っていくということにつきましては、12月の三者面談の中で現状の方々には説明をすることとなっています。今既に申請をして対象になっている方には、学校からこういうことで支給になるのですよということがまず1つと、あとはこれから広報等を使って就学援助の申請についての、毎年のような形でお知らせをするのですが、その中に給食のこともまぜてすることでは進んでおりました。また各学校では、新入生説明会、特にこれから小学校、中学校に進むご家庭があるのですが、その新入生説明会の中で文書配付だけではなくて、学校から口頭での説明、また4月にあるPTA総会でも特にも就学援助の受給率の高い学校、あとは数字です。受給者の多い学校、ここに

いてはPTA総会の中でも口頭でそのことを伝えるというようなことをすることで動いております。給食が就学援助との関係ですか、ふえるふえない、ちょっとその辺の調査は今は考えていないところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

口頭での説明を入れてくれるということで、これはすごくいいことだと思うのです。今までは、文書が主だったわけですけれども、なかなか忙しいお母さんには届かない場合もあるようなのです。ですから、口頭での説明、本当にこれはよかったなと思っております。いずれにしても、子育て支援においては、就学援助、すごく有効なのは確かですので、いろんな方法を使いながらも徹底して使いたい、使える人には広めていってほしいと思います。

震災対応の就学援助の期間というのがあると思うのですが、山田の場合はいつまでが期限なのか、そこら辺はわかるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

震災対応といいましても就学援助の制度、お金の支給額であったり率であったり、これは従来のものと変わらないのです。震災が絡んだ部分については、県でその支援分のお金を保証する、あとそれ以外の部分については、これまで同様市町村で子供たちの就学についての支援をしなければならないということで、町で援助していくこととなります。今のところ入っている情報では、被災に対するものは令和2年度をもって終了する。ただ、そこは、もう町の支援に移行するという形になるというふうな情報を得てございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

震災対応分といいましょうか、給食費に関して、今まで9年間給食がなかったこともあるのですが、給食費の援助を受けられなかったということもまた事実であると思うのです。これは、空白の9年間だと思うのです。ほかの自治体は、まずあと残り1年になりましょうか、それで終わるかもしれないし、自治体の対応次第なのですが、少なくともこの9年間給食を、本当は開始したかったのだけれども、できなかった事情もありますが、それをまた家庭でもそれを享受できなかったという部分もありますので、この9年間は確実に就学援助で給食は延長すべきだと思うのですが、そこをどう

いうふうに考えているか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

済みません。私が今質問を受けた中で答えさせていただきます。

就学援助は、今後も続いていくということは、これは確認できているのかなと思います。申請をすれば、今後も給食費については町から、もちろん要保護家庭については国からもお金が出ていくということと捉えております。

空白の9年間分は、これはもう給食がなかったので、ただ先ほどお話ししたように、牛乳給食等、その部分についてはこれまでの就学支援の中に組み込まれていたもので、この分については支援できていたのかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

牛乳給食と一般の給食の月額の違いというのは、もう相当あります。それを一緒に考えてはよくないと思います。やはりそこら辺は延長をして9年間出してもらおう、それが当然だと思いますけれども、それはどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

今被災した家庭に対する就学援助は、被災していない家庭と同じなのです。出どころが今県から被災した子供たちの分が出ているのですが、出どころが違うだけであって、収入をベースにしております。被災しようがしまいがというか、被災した家に対しては、県のほうのお金を10分の10で補填しているのです。だから、被災していてもしなくても、やはり収入が厳しい、課題がある家庭に対しては、就学援助は今までもやられてきているということです。それは、今後も同じように継続していくという形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

それでは、継続といいましょうか、令和2年以降も給食に対して被災者支援、そういう部分では延長してやってくれるということですね。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

被災者だから、被災者ではないからというくりではないのです。もう既に被災した子供たちの家庭の中でも収入が十分である。スタートしたときには、被災した家庭全てが要件に入っていたのですが、今は被災した中で、さらに収入によって決まっているのです。これは、被災していない子供の家庭も同じなのです。そこに対する援助が今までは県からであった。ただ、令和2年度でそれが終了するというので、同じ支給はされるのです。町として、それをやる形に変わるということなのです。ですので、被災した家庭にもこれまでと同じような形での就学援助のほうは続いていく。これは、もちろんしていない方でも同じであるということです。よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

この就学援助のデータなのですけれども、大槌を例にとると、大槌の場合は6割、59.54%が就学援助を受けています。山田の場合は19.96、2割なのです。ほかの地域に比べてもぐっと低いのですが、山田の場合は、4割が被災しているのです。子供たちもそうだと思うのです。ここら辺がどうしてこういうふうに乖離というか……ところがあるのがちょっと不思議だということと、これを実態に合わせた形の就学援助で継続していくべきだと思うのですが、そこら辺を徹底してほしいと思うのですが、そのことについてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

繰り返しになるのですが、収入によってこの制度はもう決まっている。ですので、収入に合わせた形で、私も本当に素晴らしい制度であるなというふうに感じているところですので、しっかりと周知をして、多くの方が利用できるようないい形、とってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

わかりました。決算委員会でも質問させてください。

次に、長内の川のほうの質問をさせてください。長内の川なのですけれども、このすのこ状の板について、私も何度も現地を見まして、なぜこの木が流木のようになっていたか、積み上がっているか、何かしらやはり影響があるというふうに地元の人たちもしっかり見ているわけです。木というのは、

年数がたてば腐って剥がれて積み上がるというのは当然のことなのですが、こういう工法というのは、実際にあるということ自体がちょっと、自分にも知識がないからなのですが、あるということ自体もちょっと不思議な感じがするのですけれども、これというのは何年前に、3年前なのでしょうか、何年前にやられて、いずれは流されていく形になると思うのですが、そういうのは予測とかはしていないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

このすのこ状の板の件でございます。この板ですが、長内の川底に敷いてあるわけですが、これは木工沈床工というものでございます。平成10年ごろに災害復旧工事で施工したものであるということでございます。この木工沈床は、川床の低下防止、それからブロック積み擁壁工の根固めの工事ということで、災害復旧工事で認められているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

今回は、それがもう川の流れとともに剥がれてしまって、そういうことになったのですが、これを検証するように全協のときにも申し上げたのですが、やはりこのところも専門家の方々をお願いしたいと思うのです。そこら辺をやらないと、地域の人たちはちょっと納得しませんので、そこをあらためて検証のほうをお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長に申し上げます。工法はわかりましたが、住民に不安があるということで、具体的にどうやるかを答弁願います。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、この検証ということでございます。うちの担当者も現場は見ております。沈床工の板は、実際は一部が損壊して重なり合った状態であるということでございます。本体の大部分はきちっと残っているということでございます。川が越水した状況を見ますと、やはり上流からの大きな川石が、ごらんになったと思うのですけれども、かなりの量で下流に流れてきているということでございます。ですので、こういった川石が大量に動いている、そういったことが大きな原因になっているのではないかなというふうに見てございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

そのすのこがまだ残っているということを考えれば、もしかしてまた剥がれてということもありますので、しっかりとそこら辺は検証をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、豪雨時の情報の伝達のあり方なのですが、住民からの指摘という部分なのですが、(4)ですけれども、住民からの指摘は、これは田の浜の住民の方々からなのです。今回の台風の被害では、夜中の12時、24時です。12時に大変な豪雨、雨が降って、いろんな外の音も聞こえない。そこで、消防団の方々が1軒ずつブザーを鳴らしながら戸別訪問して、何だ何だということで起きて、それで異変に気づいて難を逃れたという方々がすごく多いです。ですから、もうこれからの災害には、人的な訪問とか、あとは災害、防災の放送とか、あとは戸別の機器があるべきではないかなと、受信機です。戸別の受信機が必要だと思うのです。いろいろとインターネットとかも書かれておりますが、高齢者の方にとってはなかなかそういうのが使えないので、そういう戸別の受信機、遠方の人とか高齢者、そういう方々にはそれも考えてみるべきだと思うし、以前にも議会でも取り上げましたけれども、私ではない議員ですが、取り上げてくれましたけれども、それは取り上げて導入していくべきだと思いますが、この導入はどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

それでは、戸別受信機についてお答えしたいと思います。

情報の伝達手段とすれば、同時放送で行っているわけなのですが、議員ご指摘のとおり豪雨時においては聞こえにくくなる。ましてや深夜ですと寝ている方もいるというようなことで、確かに100%ではない。それで、震災後、町では、まず戸別ではなくてパンザマストを整備をしまいいりまして、アナログからデジタルにかえてきたところでございます。その建てている最中から聞こえづらいというところは出てきておりますので、そこはパンザマストの角度を変えとか、小型を増設するとかで対処をしまいましたが、やはり聞こえづらいというお宅、それから今議員おっしゃるとおり深夜の対応というのを考えますと、戸別受信機は有効でございます。ただし、戸別受信機の1個当たりの費用が5万から6万、それから電波の状況が悪いとアンテナ設置等がありまして10万から20万の費用が見込まれるところでございます。ですから、これを仮に全家庭となりますと膨大な費用がかかるという試算はしてございます。同時に、戸別受信機ではなくて防災ラジオというのがあるそうでございますので、防災ラジオが有用で、かつ低廉であれば、そちらも検討したいということで、今段階的に勉強している最中ということでご理解をいただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

戸別の受信機のほうは、やはり使いやすいという意味ではこれなのかなと思いますので、最初から

全部には無理としてもイエローゾーンとか、そういうところに住んでいる高齢者の方とか、遠方で戸別訪問もなかなか行けないというような特別な状況の人には早目にそれをつけていただけるように要望いたします。

次に、(6)の豊間根川、荒川川のところなのですが、いずれにしてもあらゆる本当に町内の河川がそのような状況で大変な状況なのですが、地域の人やはり次の台風までには何とかしてほしい、それが一番の願いなのですが、そのように頑張ってもらえるのかどうかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

河川を中心とした災害復旧の対応ということでございますが、まずそういった次の再度災害というものを視野に置いて、まず努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

よろしく願いいたします。

次に、台風19号の被害についてなのですが、田の浜地区の第2の堤防、緑の堤防についてですけれども、台風19号の被害に対して被災者の方々に見舞金が出ました。10万から3万と聞いているのですけれども、そのことは本当にいいことだなとは思っております。これは、田の浜地区でなくて、町内全部の方々、被災者の方々に町長が訪問して配ったのかどうか。

あとこの見舞金の意味というところなのですが、人災的な意味合いというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、やはりそういった意味がちょっと込められて、そのように配られたと田の浜の人たちはちょっと思ったりもするのですが、そこら辺はどういうふうな意味合いがあるのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

9番議員に申し上げます。今の質問は、意にかなっていない質問ですので、もう一度質問してください。9番。

○9番木村洋子議員

では、この見舞金は、どれくらいかかって、財源というのはどこから出ているのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

それでは、見舞金の支給の関係でございます。見舞金の支給につきましては、全壊が10万、大規模

半壊7万、それから半壊で5万ということで、町内全体で被災した方に支給をしております。町長につきましては、一番被災が大きかった田の浜地区について集中的に回っていただきまして、それ以外の地区の方と町長回った時点で不在の方につきましては、私のほうで回らせていただいております。

（「予算は」と呼ぶ者あり）

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

失礼いたしました。財源につきましては、町長から早目に支給を考えろということでございましたので、予備費から予算は捻出させていただきました。

（「金額は、総額。質問にちゃんと答えて」と呼ぶ者あり）

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

済みません。金額のほうについては、手元に今資料がございませんでしたので、後でご報告させていただきます。

○議長（昆 暉雄）

9番の議員に申し上げます。今金額がわからないそうですが、よろしいですか。質問続行しますか。

○9番木村洋子議員

後でいいです。

○議長（昆 暉雄）

質問を。9番。

○9番木村洋子議員

この見舞金の意味合いということは、難しいということなのですが、震災の被災者の方から言われるのです。あのときは出なかったのに、今回はどういう意味なのということを言われますので、やはりそこら辺なのかなと思って聞いておりました。

次に、支援策の部分ですが、山田は支援金の配付とかすごく迅速ですし、金額も上乘せして再建の後押ししているという、そこにすごく力強いところが感じられるのです。いろんなそういう大きな支援もありますが、やはり被災者に寄り添った部分では細かなところも大事なかなと思っております。それで、仮設に入っている、タブの木荘に入っている仮設の方々から家電を町からお借りしているということなのですが、できればこの家電も退所時には持っていきたいということも言われておりますが、これはリースなのかどうなのか。震災のときは、貸与というか、持たされてもらったのですが、今回は置いていってくださいということなのですが、そこを何とか持って帰ってもいいようにしてほしいです。今回の水没では、家電が本当に全部やられてしまいましたので、そこら辺のところの支援というのをお願いしたいのですが、それはどうなるか、お願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

私のほうから答弁いたします。

現時点では、皆様にお示ししたとおりリースと、貸し付けということでご理解をいただきたいと思っています。

一方では、議員さんのご意見はご意見として受けとめたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

家電を全部そろえるとなると、本当に大変です。家を建てるのも大変、直すのも大変、そこら辺においての支援というのも考えて、前向きに考えてください。

あと引っ越しの費用のところなのですが、5万円ということが打ち出されておりますが、この5万円というのは震災のときは業者の方に支払うような形、業者を使わなければならないような形だったのですが、今回もそのような形でないと受け取れないのかどうか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

そのとおりでございます。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

震災のときの仮設から災害公営に移るときは、私も何度か間に入ったときがあるのですが、なかなか良心的な業者だけではないなという感じがするのです。できるものならば、家族で引っ越しを手伝うという場合もあるだろうし、そういうことを考えて、業者を使わなくても全員に5万円を入金するという形に私はしていくべきだと思うのですが、それはお願いできないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

金額的に支援するという事になれば、根拠となるものがなければお支払いできませんので、それは何かということになると、業者に支払った領収書をもとにお支払いするという形になりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

他の自治体では、そういう業者が入らなくても支払っているところもありますので、そこを参考にしてほしいと思いますので、そこも前向きに考えてほしいと思います。

それと、今回の再建です。田の浜のほうの家を建てる建てないというか、修復するというふうな、そういうふうなことが大体めどがついた、見通しがついた人たちと全然見通しがついていないという方々もいると思うのですが、そこら辺の人数的なものを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

個別面談によりまして、再建方法の調査をしてございます。その中で、再建意向が確認できた世帯が74世帯ございます。その中で、まだ再建方法決まっていないという方が2世帯ございます。まだ未確認の世帯が11世帯ございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

私も週に2回ぐらいは田の浜の地域を回って行って、高齢者世帯でも頑張っている、そういう姿を見て自分のほうが励まされるような状況なのですが、そういうふうな前向きに80歳の夫婦でも頑張っている。そういう夫婦は、いろんな面でラッキーだなと思うのですが、その反面、なかなか本当に家がもうどうにもならないような状況のところもあって、もうこれはどうなるのかなという、そういうのも見えています。私ちょっと1つ提案なのですけれども、そういうふうな家を建てたいのだけれども、なかなかそういうことで高齢だったり、資金の面で無理だという部分に対して、できるだけ手出しをしないで再建する家に住ませるという意味では、私は山田型の復興住宅を何とか活用してほしいと思うのです。あれは、本当にすてきなというか、よくできたうちなので、そしてまた建設会社のほうも協力的にやってくれて、資金を余り出さなくても、コンパクトですが、うちを建ててもらえる、それがありますので、それを何とか利用して、二重ローンとか手出しをしないような形で進めて行ってほしいと思うのですが、そのことについてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

被災者の中で、おうちを新築したいという方が4件から5件程度あるという意向があるようです。その中で、山田型住宅の建て方で建てたいという場合にはご相談には応じたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9 番木村洋子議員

二重ローンとか、そういう方々に対しての支援とかもあると思うのですが、本当にいい建物なので、そこを何とかやってほしいなと思っていますので、そこら辺、宣伝のほうもよろしく願いいたします。

次に、田の浜の被災者の怒りの原因ということなのですが、これでは住民説明会とか地元主催の意見交換会などを通じて住民の皆さんから意見を伺っており、また議会においても協議や審議の場でも慎重に議論を重ねたということになっておりまして、それで合意形成が図られたものと認識しているということなのですが、住民説明会でもいろんな方々の声が本当に反映されたのかなというところも不安がありますし、議会においてもそういう場面がありましたし、私は最後まで緑の堤防にはこういう形はまずいのではないかとということで反対はしておりました。その中でも住民の皆さんの声を聞いて、あの堤防は道路を真ん中に残すべきだという人が本当に多かったのです。それも議会で述べてまいりましたが、どういう状況かあれですけれども、いずれにしても賛成派が多いということでそうなったのでしょうか、ですが、住民の声は真ん中の道路は残してほしい。そこら辺の意見が離れているというところがあると思うのです。これは何かおかしいなと思ったら住民アンケートとか、もっと住民の声を聞くという姿勢というのが大事なのではないかと思うのです。住民の皆さんは、地形的なものとか地質的なものとか、長く住んでいますので、いろんなことをわかっています。そういう意見が取り上げられなかった、何か無視というわけではないのかもしれませんが、耳を傾けてもらえなかったというところが怒りの原因だというのが皆さんから話を聞いていて、それが伝わってくるのです。こういうことではよくないと思います。アンケートとか、そういうのは絶対にやるべきだと思っているのですが、そういうのはどうしてやられなかったか伺います。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 1時40分休憩

午後 1時41分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

住民の皆さんからの意向を確認する手法というのは、議員ご指摘のとおり、そういった住民アンケートの手法もあるとは思いますが、まず、この工事については、住民説明会等をして、皆さんの意見を反映していくという形で進められたものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

いろんなそういう説明会とかにも私も参加してきましたけれども、今回田の浜のほうには行けていないのですが、例えば学校の統合の問題とか、そういうのでもなかなか本当に住民の皆さんの意見をきちっと聞いてくれるのかなというのではなく、一方的な部分で進めている強引さがちょっとあるなということも感じる時があるのです。そういうのではなく、皆さん自由に声を出してという、そういう雰囲気が田の浜の説明会にはあったのかどうかは私はちょっと、ううん、どうなのかなと思うのです。というのは、住民の人からそういう反対派の声を上げなかったことに対して、住民は「ごせやいているんだぞ」という、そういうふうな言い方をしていたのです。本当は、きちっと言いたいものだけでも、なかなかそこで発言できない雰囲気、そういうのがあってはよくないと思うし、ここら辺は反省すべきだと思うのです。今回の田の浜の被災は、温暖化の影響とか地形的なもの、地質的なものとか、あとは緑の堤防も影響は本当にしていると思うのです。大きく影響していると思うのです。ただ、堤防があったから、なかったからによらず、もしかしたらもう少し被害が少なかったかもしれないし、そこら辺は検証委員会のほうでやるのでしょうけれども、そういう意味では同じく被害を受けるにしても住民の声をきちっと反映してくれるのかどうかでまた方向というのは違ってくると思いますので、そこら辺は反省しながらも進めていってほしいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

住民説明会は、しっかりとしておる。議会でもご審議をいただいております。何の説明会においても、おいでいただきたいということでもなかなか来ない人もございます。結果としてこうなったわけですが、結果論としては、いろいろなご意見が出てくるでしょう。しかしながら、我々としては、それはしっかりと説明会をしておると、ちゃんと1段1段階んでつくっておるということでございます。その中で、そのような議員のご質問のように、いろんなことで何が原因であったのかとか、今までの説明会が十分であったのか、そしてまた今後どのような改良復旧をした設備をすることがあのような災害に向かうことができるのかと、こういうことを専門的な知見で検証していただくという結果が年度内に出てきますので、ひとつその結果をぜひご確認いただきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

9番木村洋子さんの質問は終わりました。

ただいま長寿福祉課長より答弁保留の答弁をしたい旨、申し出がありますので、許可いたします。
長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

先ほど答弁を保留いたしました見舞金の支給総額でございます。77世帯に479万円支給してございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番阿部幸一君の質問を許します。13番。

○13番阿部幸一議員

13番、新生会、阿部幸一。通告に従い、壇上より質問をいたします。

第1点、台風19号被害に対する議会提言について。その結果と今後の活動計画について詳しく示してください。

第2点、検証委員会について。今回の台風被害について、検証委員会で検討すると報道されているが、そこで伺う。（1）、どの地区をどのように検証するのか。それとも、全町をするのか。

（2）、検証委員の構成と検証期間はいつまでか。

（3）、検証結果について、今後の復旧活動にどこまで活用するか。

第3点、被害調査について。今回の台風19号の被害調査について、住民がたらい回しになっている状態であるとの苦情が聞こえてくるが、どのような体制で調査をしているか説明してください。

第4点、災害ごみの取り扱いについて。私は、山田町のごみに対する行動は、他の市町村の中でも誠心誠意頑張っていると思う。保健所も高く評価しているようだ。しかし、災害ごみの収集について、被害住民から多くの苦情が出ていると聞く。町の考えを伺う。

第5点、被災箇所の復旧について。国は、台風19号などで大きな被害を受けた施設の復旧と強化を同時に進める改良復旧を促進すると聞く。確かに復旧だけではなく、改良が必要である。災害に強い地域づくりを計画的に進め、地域に住む方々の安心、安全の確保を望むが、町では、どう考えているか。

第6点、漁業について。秋サケ漁が低調のようだが、町ではどう考えているか。

第7点、山田町の経済について。令和元年度9月の小規模事業者の売り上げは、昨年9月と比べてプラスかマイナスか説明してください。また、経営状況についても示してください。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部幸一議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の台風19号被害に対する議会提言についてお答えします。令和元年11月に提出された議会からの町政への要望については、真摯に受けとめ、対応してまいります。国による三陸鉄道の復旧費用

の負担や、町独自の支援、町税の減免措置など、既に実施しているものもありますが、今後においても被災者の方々の再建支援と、改良を加えた復旧の実現に向け、取り組んでまいります。

2点目の検証委員会についてお答えします。11月28日に町が設置した田の浜地区台風第19号水害検証委員会は、田の浜地区の水害の検証、田の浜地区防災緑地公園の復旧方針及び水害対策に関する提言を行うことを目的とするものであり、構成員は岩手大学の教授2名、国土交通省東北地方整備局、岩手県沿岸広域振興局の各1名の委員4名と復興庁岩手復興局からのオブザーバー1名の5名となっております。町は、本年度内に検証結果の報告を受けることとしており、委員会からの提言や、地区自治会からの要望などを踏まえながら復旧方針をまとめたいと考えております。

3点目の台風19号の被害調査の体制についてお答えします。本町は、災害応急対策を総合的かつ円滑に実施するため、町民からの情報、要望、問い合わせなどの受け付けは災害対策本部を窓口としております。被害調査については、地域防災計画に基づき、各担当課の所掌事務として行っており、本部から関係各課に引き継ぐ等の体制としております。

4点目の災害ごみの取り扱いについてお答えします。災害ごみの取り扱いについては、被災後の翌日14日から仮置き場を開設し、災害ごみの受け入れを開始しました。また、環境衛生面にも考慮し、特に可燃ごみについては仮置き場から処分場への早期搬出にも努めてきたところであります。

なお、被災した住民の方々からの問い合わせなどについては個別に対応するとともに、災害ごみを仮置き場に搬入できない方については町のほうから自宅を訪問し回収に伺うなど、寄り添った対応を行っているものと考えております。

5点目の被災箇所への復旧についてお答えします。台風19号による町内の道路や河川などの被災箇所は200カ所を超え、件数、被害規模から見ても甚大なものとなりました。被災箇所については、発災以後から応急復旧対応を行うとともに、国の災害査定に向けた作業を進めているところであります。災害復旧は、原形復旧が基本ですが、これからの災害に強い地域づくりのためには、機能強化のための改良復旧の考え方が重要であると認識しております。

6点目の漁業についてお答えします。本町の秋サケの水揚げ量は11月末現在で48トンと前年同期の約1割であり、県全体でも前年同期の2割に満たない深刻な状況となっております。主要魚種の不漁は、地域経済に大きな影響を与えるものと認識しており、引き続き国、県に対し、サケの回帰率向上に向けた調査、研究を要望するとともに、関係機関と連携し、つくり育てる漁業を推進していきたいと考えております。

7点目の山田町の経済についてお答えします。町内の小規模事業者13者を対象に行った9月時点の売り上げ動向調査において、対前年比で売上額がプラスと回答したのは1者、変化なしは5者、マイナスは7者でありました。経営状況については、上向きが2者、横ばいが9者、下向きが2者となっております。マイナスや下向きの要因として、復興需要の減少や漁獲量の減少など挙げられており、町としても今後の動向を注視しながら引き続き小規模事業者の支援に努めてまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。13番。

○13番阿部幸一議員

では、1番からいきます。田の浜の避難所について伺います。

安全に運営できなかつた避難所、消防団第2分団屯所でございます、があったことから、避難所設置の基準を明確化し、安全な運営ができるように整備していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

この点については、具体的に議会の皆様からご指摘をいただいたところでございます。私どもも同様な考えを持ってございまして、既に改正に着手しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

わかりました。

それでは、被災者の再建計画について。被災者に十分な聞き取りを行い、個々の再建計画を確認していただきたい。その上で、東日本大震災の復興事業で整備した高台団地への移転など、別な場所での再建希望者に対して、希望に沿うことができるよう、国、県に要望していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

答弁求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ご質問のありました高台等の移転の、そういった部分の活用等についても国、県に相談してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

あと支援制度について、町独自の支援制度の基準を確立し、早急に対応できるようにしていただきたい。これは、町長さんが先頭に立っていろんな支援をやっているというのは、私も高く評価しております。それ以上に、もう一度頑張ってください。答弁。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

被災者の再建につきましては、被災者生活再建支援法の対象にならない世帯、半壊と一部損壊の世帯に対しても支援する制度ということにしておりますし、補修費用に対しても銀行から借り入れた場合に利子補給も盛り込んでいるということで、被災者に寄り添った支援制度にはなっているのかなというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

三陸鉄道について伺います。

三陸鉄道は、住民の足として役割が大きいわけです。それで、大体今見て歩いていましたけれども、鯨館のところ、あそこ、あとはどの辺が一番災害が多かったか、その辺教えてくれないか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

山田で一番災害が多かったのは、鯨館の脇です。土砂が流出して路線が宙ぶらりんになっているところが一番山田では大きな災害だったという……

（「その他はほかにはないの」と呼ぶ者あり）

○復興企画課長（川守田正人）

そのほかは、豊間根地区のほうで路線に土砂が入っている部分とか、船越の駅から大槌側に向かったほうについても山から土砂が流出しているというような状況が見られております。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

なるべく早くやるようにしてください。町民の人たちが結構三鉄を利用しているようでございますので、ひとつお願いいたします。

町税などの減免についてだけでも、固定資産税、国民健康保険並びに町、県民税、住民税の減免が図られるように検討していきたいという回答をこちらのほうでお願いしているわけですが、これについても一度答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（白土靖行）

それでは、町税の減免についてになります。町民税、国民健康保険税、固定資産税につきましては、被災時以降の納期が未到来のものに関して減免することにしております。減免については、罹災証明、

罹災区分等によるもの、あとは人的被害によるもの、それからもう一つは収入による場合ということで、これは申告をしていただくこととなりますが、その算定をもとにして減免する方向でございます。現在減免については、年内に決定通知を出せるように今準備をしております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

消費税についても本当は減免やってもらいたいのですけれども、ただ、ほら、これは国の管轄だから、消費税は。だから、なかなか岩手県の市町村の方々が集まって、何とかうちを建てた場合10%だから、まず500万で言えば50万取られるわけです。だから、この辺は、なかなか難しいと思いますが、一応念のために質問しました。答弁してください。難しいというのはわかっているから。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

今回の災害に関して、消費税の減免というのは、議員おっしゃるとおり、非常にハードルが高いなというふうには考えておりますが、機会を捉えて要望していきたいというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

土石流被害、河川崩壊などについて、専門家による被害の検証を速やかに行い、復旧方針などについて検証結果をもとに、十分な検証を重ねた上で決定していただきたいと、そのように思いますが、これは大体来年の3月ごろまでには無理ですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

田の浜地区水害検証委員会の検証についてですけれども、年度内に検証の結果をご報告いただくということになってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

あとは、災害のごみの取り扱いについては、かなり山田町は評判がいいのです。維持管理というかやるのが。ある人が他の市町村も山田町も見習ってほしいなという声を直接聞いたのです。ああ、そ

うですかと聞いて、たまたまこの前地元の人たちとやって、行政のほうのやり方悪いとかと私に言ってきた人がいるのです。それで、いや、それは行政悪くない、一生懸命やっている。おまえさんが悪いのだと俺が注意してやったの、まず。そういうことで、今回は、この保健所や県のほうでは結構高く山田町を評価しているのです。これからも、まず一生懸命踏ん張って頑張ってもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

私たちは、住民の方に寄り添って一生懸命やっているだけで、評価をすとか受ける立場にはございませんので。ただ、やはり被災者の方のことを考えまして、早期に仮置き場を開設しなければならないという指示もいただきました。ただ、こういった緊急事態ですので、決して何もなかったとは申しません。その中で、それぞれ協議をいただきながら、お叱りをいただきながら進めてまいった次第でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

それでは、第5点聞きます。

簡単に言えば、復旧だけではうまくないわけです。復旧というのか、たまたま豊間根の福士のほうをこの間見たのです。そうしたら、また同じところが壊れている。それで、話を聞いたら復旧だけでやった。だから、これから改良という言葉が出てきていますけれども、改良を加えたことをやっていかないと、同じことで何回もやるような工事になります。だから、やはり改良というのを頭に置いて前に進んでもらいたい。安心して安全なものをつくってもらわなければ、これからは大変です。そして、山田の町は、安心、安全な工事をしているから、我々も住みましょうというぐらいな工事をやってください。そうでなければ、2回も3回も同じことになりますから、それについて建設課長さん、答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

災害復旧の対応ということでございますが、議員ご指摘のとおり、やはり再度災害防止、そういった観点から改良というものを視野に入れて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

それでは、第6点聞きます。

まず、サケがかなり低迷なようでございます。大変厳しいようでございますが、けさAさんから聞いたら2,200匹ぐらいサケが入っていたようです。いいことだなと思っています。だから、これからは、サケばかり当てにやっていたらいけないから、町長が何かをやりましょうと、アワビでもいいと、いろんなのをやって、養殖をやって、山田町の活力を出していきたいと、そのように思っているわけです。

それで、この間サケは百何匹ぐらいしかありませんでしたけれども、町長さんの決断で鮭まつりやった。私も行ってきました。大体4,000人ぐらいの人が集まりました。売るものがなくなった、それぐらいすごい反響でした。たまたまああいうのをやるのもいいのかなと思って、これはなかなか観光協会が、いや、サケがないのにやるのだろうかという意見もありました。だけれども、町長の決断だから、やらないわけにいかないだろうということでそのように聞きましたけれども、これからも町長さん、山田の物売った人たちは非常に喜んでおりましたので、これからもやってはどうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

この鮭まつりをやるに当たりましては、いろいろと議論がございました。採卵用のサケもない、卵もないという中でやることは、一体どういうものか。しかしながら、昨年も開いていない。他市町村においては、鮭まつりを中止をする、つかみ取りも中止をするというようなこともあるという中において、これは三陸やまだ漁協、船越湾の漁協、こちらの大きな支援がなければできないわけでございます。それぞれの組合長さん、参事さんの方々から協力をするというところで決断に踏み切ったということでございます。結果として、十分なサケはなかなか用意できない部分ではあったのでありますが、やったという意味では非常に大きな意味があったのではないかなと、そう思っております。ただし、議員の質問のとおり、サケがとれない、このようなところにおいては今後多くのことを考えながら取り組むということが必要であろうと思います。ただし、少し話は飛びますが、このことに関しては主体となるものは、漁業者であり組合であるというところでございます。そういうようなことであれば、しっかりと行政としても皆様方のお力、ご理解を得ながらバックアップすると、こういうようなことで私は考えております。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

まず、物が無いから、自分自身も普通の行政マンの人ではやらないと思った。やはり民間感覚を取り入れてやったのかなというような感じがしました。そのとき初めて民間感覚だからできたのかな、

これが普通のサラリーマンで、役所の職員上がりはできないなと思いました。これは、本当に高く評価しております。これからもまずよろしくお願いします。

あと久慈のほうでも銀ザケやっているのです、これ。遠野から稚魚を持ってきてやっているのです。今度2回目らしいのだけれども、やっぱりそういうのも水産課のほうで参考にやって前に進むように頑張ってもらいたい、そのように思っておりますが、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

山田町におきましては、これまで養殖、つくり育てる漁業ということでサケのふ化事業、あるいはアワビの稚貝の放流というところをつくり育てる漁業を推進してきました。その延長の中で、やはり数年前ですか、銀ザケの養殖の視察も行っているようですが、過去においてはなかなか理解が得られず、途中で断念したという経緯もございます。それらを踏まえ、現状を打破するためには、新たな魚種の養殖ということで、これは重要なテーマかなというふうに捉えておりました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

では、山田の経済について伺います。

プラスかマイナスかと質問しました。最初からマイナスと書けば、おまえマイナスなのはわかって、マイナスと聞いているのかと言われて困るものだから、プラスかマイナスかと書きましたらマイナスのほうが多いと。これは、皆さんが盛岡とか仙台のほうに行っているいろんな物も買ったりしております。できるのであれば、食料品は地元からみんな買うのにやっていったほうがいいのでないのかなというような予感もしました。これはこれで自分の考えですから、まず。その辺も含めて、山田の人はなるべく山田から買ってくれ。ないものはしょうがない。そういうことにしていかないと、このような数字が出ていきます。あとは、もちろん復興、復旧で来ていた作業員の人たちもみんな帰ったものだから、だからこれを機に何ほかでも経済が上向きになるようにみんなで努力していかなければだめだと思うのですが、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、議員さんのおっしゃるとおりでございまして、先日の全員協議会、その中で小規模企業振興条例について説明をさせていただきました。その内容というのが、まず町とか商工会、金融機関、町民の役割とか、そういった部分で明確にすると、そういった中での地産地消というのは一つの取り組

みになるだろうというふうに認識しております。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

お願いを申し上げて、以上をもって終わります。

○議長（昆 暉雄）

13番阿部幸一君の質問は終わりました。

11番横田龍寿君の質問を許します。11番。

○11番横田龍寿議員

議席番号11番、政和会の横田龍寿です。質問に入る前に、台風19号で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。個人的な考えなのですが、山田町限定なのですが、さきの東日本大震災のときとは違い、人命が奪われなかったことが不幸中の幸いだと個人的には思っております。

では、壇上から質問通告書のとおり質問に入らせていただきます。1番目、消防団員の確保について。消防団員の確保について、町独自の対策を講じているのか否か、また今後消防団員の確保にどのような対策を講じていく考えか、当局の考えを伺います。

2番目、消防水利の確保について。山田町の消防水利の必要数355カ所、設置数197カ所、不足数158カ所で増減はないか。また、今後消防水利の確保にどのような対策を講じていく考えか、当局の考えを伺います。

3番目、防災行政無線の難聴地域及び解消するための対策について。復興工事に伴う災害公営住宅の整備等により、今まで明瞭に聞こえていた世帯で聞き取りづらくなった世帯があるのではないかと考えます。当局で把握している難聴地域はあるのか、また今後難聴地域の解消に向けてどのような対策を講じていく考えか、当局の考えを伺います。

4つ目、山田北インターのフル化について。山田北インターのフル化を目指すに当たり、今まで県内、全国でーフインターからフル化できた例はあるのか。あるなら、どのような経緯でフル化できたかを参考に研究すべきと思いますが、当局の考えを伺います。

5つ目、桜山トンネルの歩道について。車を持たない方の利便性を図るために桜山トンネル内の歩道を両側に整備することはできないか、当局の考えを伺います。

6つ目、道路パトロールにあわせた側溝パトロールの実施について。定期的に側溝の中の土砂上げをしないと、大雨のときに機能を果たせなくなるのではと危惧しております。そこで、定期的に行っている道路パトロールとあわせて、側溝パトロールをすることはできないか伺います。

7番目、出産祝金等の子育て世帯への支援について。出産祝金等、子育て世帯を応援する施策について何度か議会で取り上げられていますが、現在何か当局のほうは考えがあるのか伺います。

8番目、ゼロから2歳児の保育料無償化について。先日全員協議会にて、宮古市のようにゼロから

2歳児の保育料についても無償化するよう、ほかの議員から要請がありましたが、現時点での当局の考えを伺います。

9番目、認定こども園について。以前、議会で幼稚園、保育園の統廃合について質問がありましたが、認定こども園、特に幼保連携型認定こども園の導入について、どのように考えているか伺います。

10番目、地域商社について。私は、常々農林漁業の産品をあわせて外にPRすべきではないかと考えております。具体的には、JAとJFが協力して山田の産品をPRしてはどうかと考えております。地域商社山田プライド株式会社とその橋渡しとなることができないか伺います。

11番目、小中学校統廃合後の空き校舎、屋内運動場の活用について。以前は、解体か活用か決まっていなかったということでしたが、現時点でどのように考えているのか、当局の考えを伺います。

12番目、台風19号での被災住宅補修、再建への支援について。山田町被災者住宅再建支援制度の額を増額する考えはないか、当局の考えを伺います。

13番目、台風19号の被災者の住宅等債務について。被災住宅の補修、再建に際して、住宅ローンは基本的に80歳までに返済しなければならぬようですが、親子リレー返済以外に高齢夫婦世帯、高齢単身者世帯に対して何か手当てを講じる考えはないか、当局の考えを伺います。

また、東日本大震災、台風19号で、いわゆる二重債務を抱えることになってしまった町民の方に対して、いわゆる被災ローン減免制度を活用するため、自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関の個別相談会を山田町で開催してはどうか、当局の考えを伺います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

答弁求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

横田龍寿議員のご質問に答弁させていただきたいと存じます。

1点目の消防団員の確保についてお答えします。消防団員の確保については、全国の地方公共団体共通の課題であります。背景として人口減少や少子高齢化が進み、被雇用者（サラリーマン）がふえ、町外に通勤する人がふえているなどが挙げられます。その中で、本町では、町職員の消防団への入団に積極的に取り組んでおります。今後とも地域防災のかなめとなる消防団の重要性について住民の皆様に認識していただくため、広報紙等により周知し、理解を求め、入団促進に努めてまいります。

2点目の消防水利の確保についてお答えします。消防水利の現状については、平成31年4月1日現在、本町の消防水利の基準数は322基、現有数は262基、不足数は60基となっており、充足率は81.4%であります。また、今後の消防水利の確保については、町総合計画の消防水利整備事業に基づき、計画的に整備を進めてまいります。

3点目の防災行政無線の難聴地域の解消法についてお答えします。防災行政無線は、災害時における

る情報伝達の最も有効な手段であることから、難聴地区があつてはならないと考えております。本町の防災行政無線による情報伝達は、屋外子局を基本とし、復興事業に合わせ、計画的に進めてまいりました。災害公営住宅の整備等により放送が聞こえにくくなったとの情報は特に寄せられておりませんが、そのような情報があった場合、随時調査を行い、既存の屋外子局の移設やスピーカーの調整等により対処しているところであります。

4点目の山田北インターのフル化についてお答えします。三陸国道事務所に確認したところ、過去においてーフインターチェンジがフルインターチェンジとして整備された事例についてはないとのことであります。なお、事業化に向け、課題や先進事例など調査、研究することは、大切なことであると認識しております。

5点目の桜山トンネルの歩道についてお答えします。桜山トンネルを含む町道細浦柳沢線の整備については、巨額の事業費を要する大規模な道路事業であるため、計画段階から復興庁が求める必要最小限度の施設整備の方針に基づいて事業が進められました。ご指摘のトンネル内の歩道の設計についても経済性と機能の両面から検討した上で、片側のみの設置としたものであります。このことから、トンネルの歩道を両側に整備することは、極めて困難であると考えております。

6点目の側溝パトロールについてお答えします。町道などの側溝は、道路の附帯施設であることから、道路パトロールの際に損傷箇所や土砂の堆積状況などを確認し、必要に応じ、補修や土砂上げなどを行っております。今後も適正な施設の維持管理に努めてまいります。

7点目の出産祝金等の子育て世帯への支援についてお答えします。現時点では、子育て世代に対する祝金等を支給する計画はありませんが、今般の幼児教育、保育の無償化において利用者負担となった3歳児から5歳児までの副食費を町独自の支援策として1人当たり月額4,500円を上限に助成することにしました。

8点目のゼロから2歳児の保育料無償化についてお答えします。ゼロ歳児から2歳児までの保育料の無償化についてですが、近隣市町村の今後の支援の動向を注視し、財政面を考慮しながら検討してまいります。

9点目の認定こども園についてお答えします。幼保連携型認定こども園の導入については、町立の保育園及び幼稚園での導入は考えておりません。私立の保育園及び幼稚園については、各法人の経営及び運営方針等があることから、町主導で認定こども園化を行うのは難しいものと考えております。

10点目の地域商社についてお答えします。本町で生産される農林と水産の特産品を組み合わせ、新たな商材として売り込むことも販路の開拓には必要であると十分認識しております。これまで山田プライド株式会社では、町内の事業所を訪問し、今後の事業展開を見据えたヒアリングを実施しており、既に新岩手農協、三陸やまだ漁協、船越湾漁協とも面会をしているとのことであります。今後商品開発を進める中で、農協と漁協あるいは農家と漁家の連携も十分にあり得るものと考えております。

11点目の小中学校統廃合後の空き校舎、屋内運動場の活用についてお答えします。閉校後の学校施

設の利用については、地域コミュニティ活動の拠点等として利用していただきたいと考えておりますが、財政負担の軽減と統廃合による公共施設全体の最適化の実現も重要な課題であると捉えております。このことから、各施設の利活用計画について、公共施設等総合管理計画推進委員会の下部組織である供用廃止施設利活用部会で検討を進めているところであり、施設の老朽度合いや利活用で生じる財政負担、地域の意向や実情など、さまざまな要素を勘案した上で結論を出していくこととなります。

12点目の被災者住宅再建支援制度についてお答えします。町の独自支援制度については、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊、一部損壊世帯に対しても支援する制度としており、補修費用についても金融機関等から借り入れた場合の利子補給制度も盛り込んでいるところであります。今回の支援制度については、被災者の早急な生活再建が可能となるよう総合的に配慮した内容であるとと考えており、現時点では増額の考えはありません。

13点目の被災者の住宅債務についてお答えします。個人住宅ローンは、資産状況や収入状況等を勘案して、借り入れ先となる金融機関等が判断し、決定するもので、町支援の手当を講じることは難しいものと考えます。

次に、自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関による個別相談会の開催についてですが、原則は借り入れ先の金融機関に相談して手続を進めてもらうこととなります。いずれのケースにしましても、住宅再建相談会を岩手弁護士会等と連携して開催しており、引き続き復興かわら版等で開催日時を周知していきますので、活用していただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。11番。

○11番横田龍寿議員

まず、1点目なのですが、消防団員の答弁にあります。町職員の消防団への入団に積極的に取り組んでおりますとありますけれども、東日本大震災のときには町職員の方は役場のほうの仕事に向かわなければならなくて、結局本当に大きな災害のときには町職員でかつ消防団の方というのが消防団の活動になかなか入れないと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

議員ご指摘のとおり、東日本大震災時、現場の団員は役場職員の方は町の対策本部、または今回の台風19号のときもそうでありました。確かに職員が団員であるということは、大規模災害時にはそのようなデメリットはございます。しかし、メリットを考えますと、町職員は山田の町を愛し、山田の町のために働いているということで、消防団員の基本となる郷土愛の精神が培われておりまして、消防団が行う行事、操法競技会等においても積極的に操作員として参加し、一昨年度は第1分団が宮古

地区支部の操法競技会において第2位という輝かしい成績をおさめました。その中にも町職員が選手として参加しておりました。また、その支部の操法競技会におきまして、山田町のラップ隊がラップを披露したわけですが、そのラップの演奏がすばらしいと支部長のほうからお褒めの言葉をいただきました。ラップ隊の主力メンバーは町職員であります。この現場活動の部分だけで見ますと、厳しい面もございますが、消防団活性化という意味を見ますと、役場職員の消防団におけるウエートは重要であると認識しております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

役場職員を団員から除けという話ではなくて、そういった大きな災害とか、役場職員が出られないときのことを考えて、例えば県内で花巻、奥州だったと思いましたが、もう退団されたOBの方を活用する仕組みがありますので、そういったのを検討する考えはないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

議員ご指摘のOBの方の消防団への入団、機能別消防団ということで県内で導入されている消防団がございます。確かにOBの方であれば消防団活動に熟知しており、対応できるのではないかとということで進めておりますが、私が見聞き、経験する中で、本来であれば日中、正規団員の方が地区から町外に働きに行っているところを補う、補完する部分でOBの方が機能別消防団として頑張ってもらっていますが、実際のところ年をとって退団された方が多数なので、補完ではなくて補助という実情になっている部分があります。今後も他市町村の奏功事例をお聞きしながら前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

それでは、今後も研究いただきますようお願いします。

それで、続きまして2点目の消防水利なのですが、私のミスなのかちょっとわからないのですが、基準数が前より少なくなっていて、かつ設置数、現有数、不足数とかが昔と変わっていたのはどういったことで設置がふえていったのか、そういったところをお教え願います。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

まず、基準数でございますが、基準数は住宅の準市街地、密集地等、連続する宅地を1つの区域と

して、それを消防水利で何個あればその部分の水利が確保できるのかということで基準数をつくっていきます。これは、住宅が震災等によって少なくなったり、またある地域にふえていったりすることで変化してまいります。また、水利の充足率が上がったというのは、復興に伴う造成等により防火水槽が多く築造された部分でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

わかりました。あとそれで、3番目、わかりました。4番目もわかりました。5番目もわかりました。6番目もわかりました。

7番目なのですが、具体でどうこうというわけではないのですが、子育て世帯は年々高校を出て、その次の大学とか専門学校とか、そういった方向に向かう子供が多いので、子育てするにはお金が必要だと思います。なので、こちらの保育無償化以外にも手だてを講じていただきますように意見を申し上げます。

次の8番目なのですが、財政面なのですが、どのくらいの財源があればクリアできるのかどうか、目安がわかればお答え願います。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

年間、ゼロ歳から2歳の子供の保育料が2,900万円を見込んでおりまして、町が交付金でいただいて軽減していた保育料分が、軽減される額が2,900万、そして3歳から5歳の副食費を助成する分1,400万円がございますので、持ち出し分として1,200万円を見込んでいるところです。

（「それ聞いていねえべや」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

11番、具体的に聞いたほうがいいと思いますので、具体的に質問してください。

○11番横田龍寿議員

ゼロから2歳児の保育料無償化にするのに、幾ら財源の手当てができればできるのかというのを聞いていまして、今現状このぐらいという説明ではなくて、幾らあればいいのかという質問です。

○議長（昆 暉雄）

何人いて、単価が何ぼで何ぼということを出せば、質問者はわかると思いますので、それがわかるのであれば、答弁を願います。健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

ゼロ、2歳の無償化の対象外の人数は149名、令和元年10月1日現在での人数ですが、149名です。そして、幾ら予算があればというのは、ゼロ、2歳児の無償化対象外の年間保育料は2,700万円と

見込んでおります。

○議長（昆 暉雄）

11番、わかりますか。11番。

○11番横田龍寿議員

済みません、確認ですけれども、2,700万の財源手当ができれば、ゼロ、2歳児の無償化ができるということによろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

149名の対象外の保育料が2,700万円で見込んでおまして、あと国からの交付金等の軽減される分等を差し引きしますと持ち出しが1,200万円あればできるという計算でございます。

○議長（昆 暉雄）

課長に申し上げます。149名の方々にどのぐらい金かかって、内訳が山田町が何ぼ、国が何ぼで合計何ぼですと言えばわかると思うのだが、それがわかるのですか。

（「言っている意味がわかんのか。質問している、言っている意味が」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

149名の方がゼロ歳から2歳がいます。その中で、それが無償化すると幾らかかって、その内訳が山田町がどのぐらい、それから国からどのぐらい、県がどのぐらいということを質問者は言っていると思うので、わかるのであれば、その答え下さい。資料がなければ後で答弁させますが、資料がないようですので、11番、よろしいですか。ぜひ聞きたいですか。では、進行してください。11番。

○11番横田龍寿議員

11番目の質問の再質問なのですが、小中学校の統廃合後の空き校舎、屋内運動場の利活用の計画について、町の案が出るのはいつぐらいがめどになりますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

今年度中には、大きな方針は決定していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

わかりました。

次に、13番目の質問の再質問です。答弁のほうには、個人住宅ローンがその方の状況によるという

ことなのですけれども、借りたくても借りられないという方がいらっしゃった場合に、一つの考えとしては東日本大震災で災害公営を建てたものが目的外で使えるようになるのが普通かというと、一般的に建てたときは目的外で使用できるようになるまでの期間が短いというのをちょっと聞いていましたけれども、そちらを活用するとか、そういった考えはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

恐れ入ります。災害公営住宅の払い下げのことでしょうか。とは別ですか。

○議長（昆 暉雄）

座ってください。11番、具体的にどういうものか質問してください。

○11番横田龍寿議員

集合住宅のタイプで、町内見えていますとぼつぼつあきがあるようなので、そういったところを活用できるかどうかをお聞きします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

空き室があるというご指摘でございますが、今町営の災害公営住宅の空き室がそんなにあるわけはありません。97%以上のご入居ですので、一般化を図るということはちょっとまだ早いかなというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番、急がなくていいから、ゆっくり質問してください。大丈夫だから。11番。

○11番横田龍寿議員

町営、県営含めてで、町営でないところ、県のに関しては、町のほうから何か働きかけができたらしめないのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

台風19号の被災者に対して、東日本大震災で建設された県営の災害公営住宅に対して働きかけをできないかという趣旨だと思いますが、これにつきましては県のほうに既にお願いはしております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番横田龍寿議員

わかりました。再質問、以上です。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（濱登新子）

済みません。先ほどの11番議員のゼロ、2歳児の保育料の質問について、あと町でどのくらい費用があれば可能かというところですが、年間に1,200万円と見込んでおります。

○議長（昆 暉雄）

11番横田龍寿君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会とします。

午後 2時50分散会

令和元年第4回山田町議会定例会会議録（第2日）

招 集 告 示 日	令和元年12月11日					
招 集 年 月 日	令和元年12月16日					
招 集 場 所	山田町役場5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和元年12月17日午前10時00分			議 長	昆 暉 雄
	散 会	令和元年12月17日午後 1時32分			議 長	昆 暉 雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	昆 清	○	8	佐 藤 克 典	○
	2	阿 部 吉 衛	○	9	木 村 洋 子	○
	3	吉 川 淑 子	○	10	関 清 貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横 田 龍 寿	○
	5	菊 地 光 明	○	12	坂 本 正	○
	6	黒 沢 一 成	○	13	阿 部 幸 一	○
	7	山 崎 泰 昌	○	14	昆 暉 雄	○
会 議 録 署 名 議 員	4 番 豊間根 信	5 番 菊 地 光 明	6 番 黒 沢 一 成			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福 士 雅 子		書記	齋 藤 絢 介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	健康子ども課長	濱 登 新 子	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	建設課長	昆 健 祐	○
	副 町 長	吉 田 雅 之	○	建築住宅課長	芳 賀 道 行	○
	技 監	香 木 和 義	○	上下水道課長	中 屋 佳 信	○
	総務課長	甲斐谷 芳 一	○	消防防災課長	福 士 勝	○
	財政課長	古 舘 隆	○	教育長	佐々木 茂 人	○
	復興企画課長	川守田 正 人	○	教育次長兼 学校教育課長	箱 山 智 美	○
	会計管理者兼 税務課長	白 土 靖 行	○	生涯学習課長	後 藤 清 悦	○
	農林課長	川 口 徹 也	○			
	水産商工課長	野 口 伸	○			
	町民課長	佐々木 真 悟	○			
	長寿福祉課長	武 藤 嘉 宜	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和元年第4回山田町議会定例会議事日程
(第2日)

令和元年12月17日(火) 午前10時開議

日 程 第 1 一般質問

令和元年12月17日

令和元年第4回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

6番黒沢一成君の質問を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

6番黒沢一成です。通告に従い、壇上より質問いたします。

まず、台風19号に関してです。台風19号は、町内各地に大きな被害をもたらしました。短時間に想定を超える降雨があり、大量の土砂が流れ落ちてきました。温暖化が進んでいることから、今後はいつ同様の大雨があっても想定外とは言えないと思います。そこで伺います。

まず、田の浜地区に関してです。田の浜地区では、防災緑地に雨水がたまったことで被害が拡大されましたが、第三者委員会の検証結果はいつ出る予定でしょうか。

また、検証結果にかかわらず、防災緑地に排水対策をしなければならないと思いますが、どのように考えているのでしょうか。結果いかんでは、引っ越しを考える方もいるようなので、方針をなるべく早く出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

震災と異なり、被害が全壊、大規模半壊でもリフォームする方が多いと思います。その場合、支援金も少なくなりますが、新築して間もなく被災したこと、防災緑地が被害を大きくしたことを考慮し、支援するべきではないでしょうか。

また、住民説明会をなるべく早期に行うべきと思いますが、予定はどうなっているのでしょうか。

台風とは別ですが、防災緑地は公園ですので、トイレが必要と思いますが、いかがでしょうか。

田の浜以外に関してです。風で倒木もありました。幸い人家に被害はなかったと思いますが、今後心配なところが町内あちこちにあると思います。一つ一つ対策をすれば、切りがないように思います

が、どう対応するのでしょうか。

三陸鉄道の線路も被害を受けました。幸い国が95%の負担をしてくれるようですが、船越公園西側はどのように復旧する予定でしょうか。

次に、船越駅から鯨館までの道路の整備についてです。船越駅北側の踏切から鯨館までの道路の舗装が傷んでいます。再舗装が必要な状況と思われます。三鉄を利用して鯨館へ来る方のためにも歩きやすいように整備すべきと考えますが、どうでしょうか。また、案内板の設置も必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、田の浜の津波で倒れた石碑の震災遺構化に関してです。田の浜の津波で倒れた津波遺訓の石碑を震災遺構にしてはという考えがあります。山田町には、震災遺構らしいものは、御蔵山の旧山田駅の時計ぐらいしかないと思います。防潮堤が完成した後、あの付近がどのようになるかもありますが、石碑付近を震災遺構として整備してはどうでしょうか。

最後に、集会施設のエアコン設置についてです。夏場の暑さが厳しくなっています。学校にはエアコンが設置されますが、コミュニティー施設は自然の風任せの状態です。利用者の高齢化も進んでおり、エアコンの設置を望む声があります。多くの施設があり、各施設には幾つかの部屋があるので、全てに設置するには多額の予算が必要となり、難しいと思いますが、夏場によく利用される施設には1部屋でもエアコンを設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

黒沢一成議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の台風19号に関してについてお答えします。1つ目の第三者委員会の検証結果についてですが、町は田の浜地区台風第19号水害検証委員会から本年度内に検証結果の報告を受けることとしております。

2つ目の田の浜地区防災緑地公園については、検証委員会から排水対策を含めた復旧方針に関する提言をいただくことになっておりますが、早急に復旧方針をまとめられるよう努めてまいります。

3つ目の被災者に対する支援金についてですが、町の独自支援制度については、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊、一部損壊世帯に対しても支援する制度としており、補修費用については金融機関等から借り入れた場合の利子補給制度も盛り込んでいるところであります。今回の支援制度については、被災者の早急な生活再建が可能となるよう総合的に配慮した内容であると考えております。

4つ目の住民説明会の早期開催については、被災者個々の事情が違うことから、全体での説明ではなく、個々の再建方法に応じたきめ細かな対応を行うため、個別面談により進めております。

5つ目の防災緑地のトイレについてですが、田の浜地区防災緑地公園は防潮堤では防げない津波の越流から背後地の住宅を守るという目的により、一般の公園とは違った機能や役割を持つ緑地として整備したものであり、トイレを設置する考えはありません。

6つ目の倒木の対応については、山林等の所有者が行うことになるため、道路等の敷地内に支障を及ぼす場合には費用負担を含めて所有者に対応をお願いしております。また、所有者による対応が困難で、緊急的に処理が必要と判断される場合は、所有者の了解を得た上で伐採や枝払いを行っております。なお、私有地内の倒木の場合には、所有者に情報提供を行い、伐採等の対応をお願いしているところであります。

7つ目の三陸鉄道の復旧についてですが、町と三陸鉄道が連携して進めていかなければ、同様の災害が発生するおそれのある箇所については、お互いに協力して復旧工事を行うこととしており、ご指摘の箇所についてもそれぞれの施設を改良して復旧することで合意しております。

2点目の船越駅から鯨館までの道路整備についてお答えします。船越駅北側の田の浜踏切付近から鯨館方面に向かう鉄道脇の道路でアスファルト舗装が傷んでいる箇所については、状況を確認した上で補修対応に努めてまいります。また、案内板については、設置を検討してまいります。

3点目の田の浜の津波で倒れた石碑の震災遺構化についてお答えします。震災遺構として整備するということは、震災の記憶や教訓のため取り壊さず、そのままの状態で保存するということであります。この石碑は、先人が後世の私たちに津波から守る教訓として示したものですので、倒れている現在の状況を修復し、自然災害伝承碑として後世に継承していかなければならないと考えております。このことから、石碑付近を震災遺構とする考えはありませんが、今後の維持、管理や設置場所が現在の場所で適切かなど、地域自治会と相談しながら検討してまいります。

4点目の集会施設のエアコン設置についてお答えします。エアコンの設置については、近年の気温上昇による熱中症対策等、利用者の健康を考え、利用状況等勘案し、計画的な設置を検討してまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

再質問は、前のほうからします。まず、検証結果が出るのは年度末ということで、先日の全員協議会の説明でもそういうことだったので、わかってはいるのですけれども、まず田の浜の被害が拡大した原因ですけれども、検証委員会の結果が出るのはそれとして、町としてはどのように考えているでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

町としてはということですが、まず記録的な豪雨、それと土石流によって大量の土砂の堆積によって被害が生じているというふうに認識をしております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

大量の土砂で被害が出たというのは、そのとおりなのですけれども、排水溝が詰まったとかもそのとおりなのですけれども、それ以外に防災緑地の前の部分、2列半ぐらい床上浸水、1階が浸水しているわけですけれども、その点についてはどのように考えているのでしょうか。町長も台風の翌日、田の浜を見てきたわけですけれども、町長はどのように感じたのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

ただいま、11月28日に検証委員会が、人がなかなか集まらないという中において若干遅くなりましたが、頑張って11月28日に高い見識をお持ちの方々、中立的な立場に位置するの方々、その方に検証をお願いしているというところがございますので、私のほうから今その議論が進んでいる中において、そのようなところを検証する、今議員がおっしゃったところを検証するのが検証委員会でございます。私の意見によって、予断をもって発言できませんし、そのことによって少しでも検証委員会に影響があってはならないと、私はそういう観点からしっかりとこの検証委員会の結果を静観し、待つと、そのことが住民の方々にとっても一番納得できる結果が得られるのではないのでしょうか。それを静かに待っているというところで、予断をもって語ることはできないと、こういうことでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

検証委員会は、ある程度専門家の方の見方なので、総合的に見るものだと思うのですが、上のほうからどこからどれぐらいの水が流れてきたとか土砂が来たとかということに関しては、専門家の知見が必要だと思うのですが、素人目に見てもわかる部分はわかるのです。昨日の同僚議員の質問の中にもありましたけれども、防災緑地が被害を拡大させたのは明白、これは誰が見ても同じように感じると思うのです。それは、素人の考えかもしれませんけれども、素人の考えは素人の考えとして、素人も込みで、町ではどのように考えるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

こういう場合には、いろいろな百家争鳴の意見が出てくるのです。そういうところで、高い見地か

ら中立的な立場で検証していただき、今後の例えば住民説明会も今までの方法がよかったのか、そしてまた何が原因だったのか、そしてまた今後この復旧というものをどのような形で改良復旧も含めて提言をしていただくかという、そういうところからの検証委員会でございますので、そういういろんな一般的な議論ではなく、しっかりとした部分での検証を待つということが一番肝要なことであると、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

被災した方が第一に望むのは、同じことがまず起こらないということなので、それは町としても同じように考えていると思うのですけれども、そのために最低限必要な対策は検証委員会の結果を待つまでもなくわかることだとは思っているのですけれども、一番低い真ん中のところに排水対策をしなければならない。具体的に言えば、防災緑地をつくる前にあった真ん中の道路の部分の土盛りを削るというかあけて、万が一の大雨のときにはそこから排水できる形にすることだと思っておりますけれども、そこに水門つけるどうのこうのはまた後の話として、とりあえず必要なのは真ん中をあけることだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

そのようなところも含めて、提言を待つということでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

どうも私の感覚からいえば、検証委員会の方に責任を責任転嫁するという言葉は、まず間違っていますけれども、何か町としてすべきことの責任をちょっとずらしているような感じがするのです。誰が考えてもあの真ん中の部分はあけなければならないだろうし、田の浜地区の人たちもそれを望んでいると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

先ほども何度も繰り返しておりますが、素人の見解では、これはなかなか説得力がございません。単なる感情的なものが先行する場合もございます。そのようなところを専門的知識を持った方々に検証していただく。何もこのことがそちらのほうに丸投げだとか、責任の転嫁だということではございません。責任がどこにあるかというところを検証委員会でしっかりとその所在を明確にすると、こう

いうことでございます。最終的には、行政のほうがしっかりと対応をするということでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

責任云々かんぬんで言えば、防災緑地はもともと地元の住民から要望があって、第2堤防的なものでつくったものなので、それに対して当時の復興課が予算獲得に苦労したということも聞いていますので、役場が苦労してつくったものであることは、それは私も知っています。ただ、結果としては、思わぬ形になってしまったわけです。ですから、責任がどこに、私は責任が行政にあるのだとは正直な話、思っていないです。地域、つくれと言った住民にあるとも思っていないです。また結果としてそうってしまったから、それに対して対策をしなければならない。そのしなければならないのは行政の責任、行政でなければできないわけですから、被災した方は早く再建したいわけで、再建の方針を決めるために最も大事なのがどう直すのですかということだと思っております。だから、第三者委員会の結果が出るのが年度末まで、その前にできるだけ早く対応を検討したいという答えでありますけれども、正直言ってこの場で真ん中だけはあけますというはっきりした言葉があれば、被災者の方は安心して再建できると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

発災したのが10月13日の未明ということでございます。それから我々は何をすべきかというところで、応急復旧、自衛隊の招聘であるとか、あとは罹災証明を一日も早くと、あと支援金が出なければリフォームができないということで、いろいろなところを早くということ、瓦れきの処理もそうです。一生懸命寝ないで頑張ってきたところでございます。そういう中において、この災害というものが出たという事実があるわけで、ここにこれから30年、50年、100年と住む、その方々に安心を与える対策というものは、拙速な結論は、これはいかがなものか。多くのことをしっかり勘案した上で、総合的に安心ですよというものでなくてはならないわけです。必ずしも拙速な結論がいいとは限りません。しかしながら、私が申し上げているとおり、一般質問でもどなたかの質問にも答弁しておりますが、しっかりと対応するという、安全、安心を構築する。その工法がどうのこうのということは、私はまだ申し上げられませんが、そのことだけはしっかりとご認識いただきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

町では、見舞金を出したり、町独自の支援金、あるいは仮設住宅に入れる手配をしました。これは、

早くて、よその町村より早かった、これは私は評価しています。ただ、第三者の検証が出てきて、対策として1つだけではないと思います。先日の説明の中では、砂防ダムとか、あるいは田の浜のあの地区に流れる沢3つありますから、3つそれぞれに対策が必要かもしれないし、排水路を大きくしなければならぬかもしれない。だから、幾つも対策が必要だと思います。具体的な個々のそれは、その検証委員会の結果が出てからで私は構わないと思います。ただ、最も大切というか、万が一のことを考えて、最低限今わかるのは真ん中はあけなければならないな。津波対策でつくったので、その点も考慮すれば門扉をつける、自動開閉というのは無理だと思いますけれども、海辺の門扉とは違いますから、防災緑地の門扉だけは消防団に開閉をお願いする。ふだんはあけておいて、津波のときだけ閉める形にするという、それだけは現時点でもわかることではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

いずれにいたしましても、検証委員会の結果に予断をもって、私のほうからああこうだと影響を与えるようなことを言うことはできませんが、安全、安心な、これからも20年、50年、100年と住めると、そのためには今おっしゃったように、砂防堰堤等も今県のほうには強く要望しております。多層的に、多層的に皆様方が安心を得られるような環境設備をつくると、こういうふうに私は思っているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

田の浜の被災した方は、津波で被災して、やっと再建したばかりで本当の想定外で再び被災したわけです。そこで、被災した方が怒るのはもっともだし、不安を感じるのももっともです。再建に関して、保険に入っている方はいいのですけれども、多少保険のお金も出るかもしれない。保険に入っていない方もいるかもしれない。そういう点も考慮して、とにかく真ん中の道路の部分だけは早目にこうしますということも言ってもいいのではないかなと私は思うのです。本当に被災者のことを考えれば、被災者がこれから再建することを考えれば、どんな大雨が降っても、とにかく防災緑地の前に水は二度とたまりませんという形を示さなければならないと思うし、示すことが被災者に対しての配慮だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

繰り返しになりますが、安全、安心な環境設備をつくと申し上げております。そこが基本であり

ます。そのためには、どうすればいいかというところでございまして、ハードの部分に関しては多くの要因を勘案しながら、何がベストなのか、今議員がおっしゃったことがベストなのかもしれません。また専門的知識を持った方々が違うアイデアを出すかもしれません。そのような検証委員会が今粛々と進んでおりますので、私のほうから予断をもった発言は控えさせていただきたい。いずれにしろ、田の浜のあの地区の方々に二度とあのようなことがないと、こういうような環境設備をぜひ田の浜の皆様方の安全、安心のためにつくりたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

真ん中の部分あけることに関しては、これ以上言っても多分同じだと思うので、そこは置いておいて、住民に対する説明会に関してですけれども、個別に面談して再建について相談に乗っているようなので、それはそれでいいことをやっていると思うのですけれども、ただあの形の災害になったことに関して説明会は必要かと思うのですけれども、検証委員会の結果が出てからになると来年の4月以降になるのか、結構遅くなるかと思うのです。発生直後は、住民の方の怒りもかなり強かったのですけれども、だんだんおさまってきている感じは感じるのですけれども、検証委員会の結果が出てからの説明会とは別に、住民懇談会の意味も含めて説明会を一度したほうがいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

住民説明会の部分でございますけれども、まずこの間も全員協議会で中間報告をするべきではないかというご要望をいただいておりますが、浸水被害の原因については検証委員会で調査の検証を行う必要がある。検証結果やある程度の方向性がないと、住民の皆さんへのご説明ができないことから、その前に説明の場を設けるのは混乱を招くということで、そういう判断をさせていただきますので、その部分についてご理解をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

田の浜地区自治会で集まりを持って、そこでまとめた要望が町に出たと思うのですけれども、要するに地区の要望を、それは向こうから出てきたものです。町として、地区の要望を聞く機会を持つ考えはないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

田の浜自治会のほうからは、12月2日に町に対して要望書が提出されております。ですので、この要望内容に沿って町は対応していく。これらを踏まえて対応していくというふうを受けとめてございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

地区の要望をよく聞いて進めていただきたいと思います。

とりあえずこの点については以上にして、あとトイレに関してですけれども、トイレは台風被害とはまた別個に、台風以前からトイレがあったほうがいい、トイレが欲しいという要望はあったのですけれども、真ん中の一番低いところにバス停がありまして、あそこのバス停を利用して夏場は荒神の海水浴場に行く方もいるし、台風でちょっとあちこち傷んだのですけれども、潮風トレイルで田の浜地区を歩く方もふえてきているのです。ただ、トレイルを歩くトレッキングの方にとっては、公衆トイレのようなものが必要なのですけれども、それが町には余り整備されていない状況だと思うのです。荒神に行くところには、下川には県のトイレがありますけれども、あそこが夏場だけなのか、ちょっと冬場もあいているのかは確認していないのですけれども、よそから来た方が利用する公衆トイレの意味合いも含めて、防災緑地にトイレを設置してほしいのですけれども、お願いします。どうなのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

防災緑地のトイレということでございますが、町長答弁にもありましたとおり、現時点ではそういった設置する考えは持ってございません。まず、今お話のあった近隣の公衆トイレとなりますと、近くには船越湾漁協のトイレがございます。これは、通年の利用できるトイレ、それから下川公園も、これは県が整備しているトイレですが、これも通年は利用できるという状況がございます。そういったこともありますので、まず防災緑地にはトイレの設置は必要ではないというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

トイレに関しては、今はとりあえず台風被害からの復旧が第一なので、それが済んで少し落ちついてから、やっぱり必要であるという状況があれば、そのときでもいいのですけれども、検討していただくようにお願いします。以上で田の浜地区については終わります。

倒木についてですけれども、持ち主の責任で処理すべきものというのは、それはそれでわかってい

るのですけれども、ただ持ち主が地元になかったり、正直言って持ち主というのはそこまで関心を持ってふだん見ていないかと思います。倒れそうな木のそばに住んでいる方が心配しているというのが実情なのですけれども、万が一倒木でうちに被害があった場合は、その責任は木の持ち主ということではないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

今お話のありましたとおり、基本的に山林等の所有者の方が管理しなければならないというふうに考えてございます。我々も現場を回って歩くと、そういう危険な倒木が至るところであるわけですが、そのような場所が確認された場合は所有者に連絡をとって、緊急的な対応を促すということをしてございます。これからも重要になってくるのは、山林所有者の方々に対して、今ご指摘のあったとおり危ない箇所などの見回り等を何とか対応していただくような、そういった周知が必要になってくるのではないかというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

ぱっと見、すぐには倒れそうではないなという木も先日の台風ぐらいだともう倒れているところがあるので、心配されるところは持ち主に十分注意していただきたいと思います。

次に、三鉄の鯨館の線路の下がすっかり流れたところなのですけれども、あそこら辺は以前から大雨のときには水がたまる場所なので、今後とも同じような形になる心配があるわけです。線路の下に排水管通っていたのですけれども、そこを一度直してもらってはいたのですけれども、全然管が細いので、水がたまってあの形になったと思うのですけれども、あそこは三鉄のほうと協議して直すとは思いますが、同じようなことにならないためには陸橋でもないですけれども、下をすっかりあけて、橋のような形にしなければならないと思うのですけれども、三鉄のほうとはどのような形で進んでいるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

三陸鉄道とは、町ともいろいろ協議してございます。三鉄で実施する分、あと町で実施する分ということで、お互いに協力して工事を進めていきたいと思いますということになっております。今回災害を受けまして、三陸鉄道のほうでは新たな伏せび、排水管を追加する。800ミリの伏せびを追加する。水がたまったときを考えて、越流排水管も追加したいという話になっております。町側のほうとしまして

は、山側の排水路、それと三鉄の伏せびの直径に合わせた排水路整備をしていこうということで話をしております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

800ミリと越流の場合の排水路というのは、線路の下にちょっとあけるという形なのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

線路の上のほうに、伏せびの排水管より上のほうに、さらに水が抜ける排水路を追加するというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

実際どのぐらいの雨量が出て、対応できるのかわからないのですけれども、以前よりはかなりよくなるようなので、この点については以上にします。

次は、船越駅から鯨館までの道路整備なのですけれども、とりあえず鯨館も被災して、再開までに1年ぐらい要するという事なので、鯨館を利用する方に対応ということでは、早急な部分ではなくなった状況でもあるのですけれども、案内板については以前から話が出たところで、船越駅でおりてもどこをどうやって行けば鯨館にたどり着けるのかもわからない。三鉄を利用してほしいというのが町の考えでもあると思うのですけれども、この案内板については検討するという事なので、ぜひとも1カ所、駅おりたところには当然必要でしょうから、分岐のところは何カ所か必要かと思うのですが、十分利用者がわかるような形で整備してほしいと思います。

舗装に関しても実際かなり傷んでいるので、地元の、あの地域の方が利用している、使っているわけですけれども、早急な整備をお願いします。

次に、田の浜の津波で倒れた石碑の震災遺構化に関してですけれども、遺構化をする考えはないようなのですけれども、津波から9年がたとうとしています、だんだん既に風化でもないですけれども、津波のことを、あのときの悲惨な状況のことの記憶が薄れてきている部分もあると思うし、高台等整備されて、その風景にすぐなれるのです。私も実際なれてきていて、地元のことはわかるのですけれども、地元からちょっと離れると、あれ、震災前、どんな形だったというのがだんだん忘れてきているというのが実情だと思うのです。津波後に生まれた子供たちも既に小学生はそうですし、だから震災遺構というのは何かにか残しておいたほうがいいと思うのです。その一つとして、やっぱり遺訓が津波で倒れてはいるわけで、一つの象徴的なものになるかと思うので、震災遺構化に関しては

生涯学習課のほうになるのか、総務課かわからないのですけれども、検討していただきたいのですけれども、町長答弁とは別に、再度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

震災遺構化ということでございますけれども、田の浜のほうにありますこの石碑については、津波から後世の人たちを守るという教訓が書かれている石碑でございます。ですので、やはりこれは後世の方にそういう状況を今後もお伝えして、防災行動とか被害の軽減を図るという意味合いもありますので、そういう形で地域自治会のほうと相談しながら、今の場所でいいのかというところも含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

同じ石碑が町内に数カ所、5カ所か何かあるのですけれども、倒れたのはあそこだけかなとは思いますが、あそこにはちょうど大きなタブの木もあります。タブの木も町の天然記念物か何かになっていると思うのですけれども、それも含めてあの場を震災遺構化するというのも一つの考えだと私は思いますので、きょうの答弁ではその考えはないようですけれども、タブの木も含めて、今後検討していただきたいと思います。

最後の集会施設のエアコン設置についてですけれども、利用状況を見ながら計画的な設置を検討することなので、検討が検討で終わるか、実施されるかがちょっと定かではないのですけれども、これが検討で終わるのか実施されるのかについて、できればお願いします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

集会施設につきましては、複数の課にまたがることから、共通の認識を持って対応したいと考えております。その上で、検討して、検討した結果どうなるかというのは今申し上げられませんが、複数の課で協議して対応してまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

もう今は寒くなってきたので、暑いときのことはちょっと忘れがちなのですけれども、夏の暑さを思い出して、ぜひとも設置のお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

6番黒沢一成君の質問は終わりました。

4番豊間根信君の質問を許します。4番。

○4番豊間根 信議員

4番豊間根信です。質問に先立ち、台風19号被害を受けられました町民の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。1、台風19号災害にかかわる対応と今後の取り組みについて。尋常ではない今までの経験値を上回る豪雨、気象災害により、山田町を初め、近隣の市町村、そして全国規模で各地域で想定外とも言える大被害をこうむりました。今後今回のような台風を初めとした自然災害が多発していくのではないかと懸念が高まっております。今日までの対応、検証状況及び生活再建支援策を初めとした今後の施策展開について伺います。

2番目に、山田町総合計画について。今日まで総合的な事業の展開と、一日でも早い復興への思いで、全勢力で取り組んで来られた皆様方に敬意を表する次第でございます。前期基本計画策定から4年目に入り、次年度で最終年度となりますが、その成果、進捗状況、課題、検証、今後の取り組みについて伺います。

3つ目に、環境美化保全活動につきまして、ごみの不法投棄等が目立ち、各地域で個人、団体を問わず、町民の皆さんの善意と協力で活動がなされています。しかしながら、ますます目につくような状況にあり、啓蒙活動にも限界があります。今後さまざまな対応策が必要と思われるが、現状と対応について伺います。

4つ目に、地域生活基盤整備事業につきまして、治山、治水、そして道路網の整備は、古来より政治の大きなかなめであり、今日までさまざまな施策、整備が進められてまいりましたが、今回の台風19号によりさまざまな状況が発生し、これまで以上の対応が求められております。現状での整備実施状況と課題、今後の施策実施の展開について伺います。

5、三陸沿岸道路山田北インターチェンジについて、フルサイズ化への要望が日を追うごとに地元から、そして隣接の地域からも強くなっております。今日に至るまで多くの方々から意見、要望等が寄せられてきたと思いますが、実現へ向けての町の方向性と今後の展開について伺います。

6、産業振興策について。町のにぎわいを、そして復興の先のまちづくりを見据え、多角的に、そして多目的にあらゆる角度から産業振興事業がなされておりますが、その進捗状況並びに直面する課題、今後の展開について伺います。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

豊間根信議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の台風19号災害に係る対応と今後の取り組みについてお答えします。発災後の対応については、孤立地区解消のための道路啓開などの応急対応に当たるとともに、現地調査により町内の被害箇所状況の把握に努めてまいりました。被害の大きかった田の浜地区については、水害原因の究明などを行うため、11月28日に田の浜地区台風第19号水害検証委員会を立ち上げたところであります。今後は、国の災害査定後に実施設計を進め、速やかに被災箇所の復旧工事を発注できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、生活再建対策についてですが、町の独自支援策として被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊、一部損壊世帯に対しても支援する制度としており、補修費用についても金融機関等から借り入れた場合の利子補給制度も盛り込んでいます。今回の支援制度については、被災者の早急な生活再建が可能となるよう、総合的に配慮した内容であると考えております。今後の展開については、戸別訪問を行い、支援内容の周知に努めるとともに、早急な再建を図るため、被災者に寄り添った相談体制を各課連携して進めてまいります。

2点目の山田町総合計画についてお答えします。前期基本計画が令和2年度で終了をすることから、最終年度の総仕上げに向けて事業実施状況の確認などの作業を進めているところであり、現時点で成果、課題等を具体的にお示しすることはできませんが、これまで計画された事業はおおむね達成できていると考えております。

次に、今後の取り組みについてですが、令和3年度から始まる後期基本計画の策定に向けて準備を進めており、来年度から本格的な作業に取りかかってまいります。

3点目の環境美化保全活動についてお答えします。これまでの町民の方々、各種団体や事業所などのご協力を得ながら環境美化に努めてまいりました。しかし、不法投棄は後を絶たず、撤去しても再び投棄されてしまう場合もあることから、今後も広報への掲載や、立て看板を設置するなど、不法投棄防止に向けた注意喚起を行ってまいります。

また、東日本大震災以前に実施しておりました町内一斉清掃の再開に向け検討しているところであり、町民一丸となった清掃活動を実施できれば、町民のマナーの向上にもつながるものと考えております。

4点目の地域生活基盤整備事業についてお答えします。道路や排水路関連の整備状況については、平成28年度からは豊間根地区の排水路整備事業、30年度からは長崎地区路肩整備事業をそれぞれ継続事業として進めており、このほか各地区から要望のあった側溝や排水路の整備を行っております。課題としては、災害に強い地域づくりに対応するための施設の機能強化や、老朽化した施設の維持修繕のための対策が求められていることから、今後はこのような視点に立ち、施策展開を図っていくことが重要であると考えております。

治山事業の整備状況についてですが、本年度の通常要望としては、県に対し、町内7カ所を整備す

るよう要望書を提出しており、宮古管内の状況を勘案し、採択の可否が決定されるものと認識しております。今後の見通しとしては、台風19号による災害対応として、沢田地区の治山事業実施が予定されております。

5点目の山田北インターチェンジについてお答えします。当該インターチェンジのフル化については、これまでの三陸国道事務所及び宮古市との打ち合わせを通し、全線開通後の重要な取り組み課題であることを確認しているところであり、今後は整備に必要な道路関連予算の確保などに関し、道路関係の期成同盟会等と連携を図っていくことが必要であると認識しております。また、三陸国道事務所では、三陸沿岸道路全線供用後に交通量や、インターチェンジの利用状況、周辺の開発状況を踏まえ、フル化の必要性等について検証を行うこととしており、実現に向けた今後の要望活動の時期などについて調整を図っていきたいと考えております。

6点目の産業振興についてお答えします。水産業については、秋サケ漁の低迷が続いており、依然として厳しい状況にあります。不漁要因の解明には、サケ稚魚の回遊海域全体にわたる広域的調査が必要であり、引き続き国、県に対し、回帰率向上に向けた調査、研究を要望してまいります。カキ、ホタテの品質向上や、アワビなどの磯根資源の回復については、県や漁協と連携して取り組んでまいります。

商工業についてですが、町内中小企業者に対する借入金への利子補給制度など、各種支援策を実施してきたところであります。復興事業の縮小による商店街の売上減少など課題はありますが、今後もにぎわいやなりわいの創出のため、創業支援を含めた支援策に努めてまいります。

観光については、これまで地域資源を活用したイベントの開催や、体験観光プログラムの開発とその推進に取り組んでまいりました。さらに誘客を図るため、本町の観光の目玉であるオランダ島の再生を進めるとともに、新たな観光メニューの事業展開を進めていきたいと考えております。

また、柳沢地区に計画している新たな観光拠点については、観光と物産を兼ね備えた魅力ある施設として集客力を持ち、経済効果を享受できるものとなるよう進めているところであります。

農林業であります。農用地災害復旧関連区画整理事業を実施した大沢、織笠、大浦、小谷鳥の各工区では、営農活動を再開しております。残る豊間根工区では、間もなく工事完了となることから、担い手への集積や作業受委託をさらに進めていきたいと考えております。

出荷制限が一部解除となった原木露地シイタケについては、生産活動が再開されており、引き続き関係団体と連携し、生産量の回復に向けた活動を推進してまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。4番。

○4番豊間根 信議員

それでは、順番に参りたいと思います。

1番目の19号災害にかかわる対応と今後の取り組みについてということで、基本的に地域の皆様の

思い、そしてまた対応されてきました町長初め、各課の皆様の思い、そういうものいろいろある中で、責任ということの明確な部分はなかなか議論できることではない。それぞれが一生懸命生きてきた、一生懸命対応されてきたという中で、私も議員としていろんな思い、いろんな個人的な思いはありますが、そこを抑えた中で冷静に今回の台風19号からどのように復旧、復興していくか、町民の皆様がどのように安全、安心な場所に住めるかということの一つの共通目標としてやっていかなければならないことだと思っております。ただ、いろんな意味で、今度第三者の検証委員会ということが一つの重きを増すということになると思いますが、それと同時に最近原状復旧から改良復旧ということ、そういう部分に関しまして各あらゆる分野でその言葉が、そのような改良復旧が必要とされていると思います。今回の被害につきまして、改良復旧ということ、その部分に関しましてちょっとお聞きしたいのですが、例えば負担率というか、いろんな補助率というか、そういう部分、それぞれの事業事業についていくと思うのですが、原状復旧の場合に比べて、改良復旧という部分は町としていろんな負担がふえるか、それともどのような形の対応策になっているかという部分をお聞きします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

災害復旧制度上の改良復旧事業についてでございますけれども、まず補助率は河川等災害関連事業というのがあるようでございますが、これは補助率2分の1ということでございます。種類によっては、限度額1,800万円以上ということになってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

そうしますと、今お聞きした部分は、今度の台風被害において、そのような現状復旧から改良復旧という事業がそれぞれの場所場所によって採択されると思うのですが、そのような状況の中で町の財政にとって負担があるかないかという部分をお聞きしたつもりだったのですが。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

決して、補助率からいけば2分の1ですので、その補助裏債も起債等は該当する起債はあると思いますけれども、まず負担はある程度は伴ってくるというふうには思っております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

そのある程度伴っているというところがちょっとアバウト過ぎるかなと。このぐらいの大きい災害被害ですから、しっかりとした答弁をいただけるものかなと思ってお聞きしたところです。今までも原状復旧の壁というものがございまして、では今度はこういうふうに強くしたらもっと長くて、皆さんに安全、安心な生活を送ってもらえるのではないかということで原状復旧の壁ということがありました。最近そのような形が国のほうでも見直されてきたということだと思っておりますけれども、そのところは、そうすると予算的な措置という部分が使える、どこまでやれるのか。それに沿って、災害対応をされていくものと思っておりますし、そこはどなたに聞けば、その部分の明確な答えが出てくるか。再度お聞きします。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

ちょっと質問と答弁の行き違いもあるようですので、ここで改めて答弁したいと思います。

災害発生した箇所については、災害査定によって決まります。災害査定でオーケーになるか、あるいは外されるかというのがまず1つございます。災害査定で全部見られると、ほぼ国費で災害復旧がなされます。その場合は、現状での原則は原形復旧、もとあったように復旧するというのが現在の災害復旧の基本でございます。ただ、今回の田の浜の例にとれば、原状復旧では恐らく地元で復旧方法の説明会を開催した際に、多分批判されるだろうということが予想されますので、また災害復旧上も何かしらの改善をしないと、あそこはそのまま原状復旧ではだめだということで要望している状況です。しかしながら、現状で政府のほうから改良復旧も認めますよという回答はございません。現状のままそれがなされない場合は、当然改良の部分については災害査定から外されるので、山田町の独自負担ということになります。つかみの予算であります。田の浜の緑地公園のあその復旧に原状復旧と改良復旧を比較すれば、2倍ぐらいの事業費の差が出るだろうということを、つかみの範囲ですが、そういうふうにつかんでおります。しかしながら、最後の最後まで原状復旧ではなく、場所によっては改良復旧も認めていただきたいと、そのような方向で要望してまいりたいということであります。かなわぬ場合は、町の独自負担での改良ということも考えられます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

そのような状況という部分が一言の改良復旧ということで、私もそのような方策が新たに立ち上げられているということで、大変力強く思っておったのですが、予算面に行くといわゆる不安定要素の中と言おうか、先が見えない中で走った。それも一つの大英断だとは思いますが。ただ、予算が大きく違っていくということは、非常に危惧する問題ではございますが、地域の安全、安心を考えると、町

としてもそういう形をとらざるを得ない、そのような状況だったのかなと思いつつも、今後の財政を考えますと、いろんな意味で補填がどこ、どういう形かでしっかりと担保されるような部分がこれからまた町長初め、皆様方にはいろいろと尽力をしていただきたいと思います。これは、私が言うまでもなく、部局、町長もそのように思っておられるとは思いますが。ただ、しかし大きい部分が、予算的な部分というのはやっぱりこれはしっかりとした担保がなければならないなど。それをチェックするのも議会の務めかなと思いつつお聞きしたところであります。

その中で、今田の浜地区ということで、一番被害が大きかった場所、そこでのところで住民の皆さん方の意見を個別にそれぞれの皆様方の置かれている状況で厚く皆様方への意見をお聞きして、その先の計画にということは何度もお聞きしておりました。ただ、全体的にたまたま今回田の浜地区、被害がもう甚大でございましたが、このことは今までの流れの中でいくと、局地的な災害がこれからますますふえてくるのだらうと。また、最初の原形復旧に戻りますが、今後そのような部分が予期されるような場所、本当はここはこういうふうにすればいいのだけれどもという部分はますますふえてくると思っています。こういうふうな大被害があるないにかかわらず、担当課でもいろいろチェックをしながら、こういう形でここは直したいとか復旧したいとかという部分が多々あると思っていますが、今後制度化を求めた中で、やはり改良復旧というものは複雑な沿岸の地域の地形にとっては、もう重大な言葉だと思っております。そのことを町長、どのようなお考えをしているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

田の浜のみならず、きのうの質問の中でも、全協だったでしょうか、福士地区のところは10号と、そしてまた同じようなところと、13番議員でしたか、そういう中において、私のほうといたしましても原形復旧、先ほど大きな壁があるということを豊間根議員はご認識なようでございますが、まさしくそうでございます。しかしながら、今おっしゃったように、毎年毎年想像を超える災害が頻発する中において、改良復旧というものがぜひ必要である。同じものをつくってまた災害に遭って、お金を二重に使うよりはバージョンアップして災害をなくすと、費用の二重三重にかかり増しを防ぐと、こういうようなことを実は10月20日、21日でしたか、知事初め、被災市町村の代表で行って、国のほうにいろいろと現状、田の浜を中心に、ぜひ改良復旧をしていただきたいというところを強く申し上げたところでございます。ちなみに御法川国土交通副大臣、江藤農林水産大臣、そしてまた当県選出の藤原復興政務官にも現地まで来ていただきまして、藤原政務官からは田の浜地区しっかりとやりますということを、住民の方々何人かもおりましたが、そういうお話もしていただきましたし、先般NHKの全国町村会においては自民党代表としてご挨拶を賜った鈴木総務会長から政府への強い要望として改良復旧を強く望むと、こういうお話までしていただきました。そのような方向で、先ほど言った

予算の面も乗り越えて、ぜひこのようなことを実現してまいりたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

町長のほうから力強い答弁いただきました。確かに今までも改良復旧すれば長もちして、もっと皆さんに不安を与えない、安心な生活ができるということは、もう皆さんが思ってたとおりでと思いますし、また鈴木俊一先生からの力強いお言葉をいただいたということで、非常に心強い思いがしております。

それでは、次に参ります。環境美化、ごみの不法投棄の問題でございます。答弁のほうでは、ある程度町の復旧から復興への道筋がついてきたというところで、町内一斉清掃活動とか、そういうふうな環境美化という部分を考えていかなければならないというふうに理解しておりました。ただ、不法投棄問題が非常に各地域で大きく、そして皆様方がブナ峠通られて、あそこの自販機が並んでいるところ、なかなか尋常ではない状況でございます。この間大浦に参りましたらば、大浦街道も個人で一生懸命清掃活動、ごみ収集して頑張っておられる方もおいでになりました。1カ所にまとめますと、今度はそこにまたごみがふえて不法投棄になっていくというふうなイタチごっこみたいな世界の話も聞いてまいりました。思っている以上に各山のすそ野を初め、河川、土手、いろんな形で不法投棄が異常にふえてきているのではないかなと思います。マナー向上含めた中で、町として不法投棄にどのような形でこれから取り組んでいくかということを具体的に、看板設置とかありますが、私はもう看板設置は今までもずっとやってきておりますし、三陸国道事務所さん、道路維持出張所のほうには、あなた方この場所に光ファイバー入っているのだから、ぜひ監視カメラつけてくださいよというふうなお話までしているような状況でございます。そういうハード的な部分の対応も含めた中で、何らか余りにもひどい場所は町としてもそういうふうなハード的な対応も考えていただければいいなと思っております。担当課のほうで、どのような考えをされているか、答弁をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

議員さんおっしゃるとおり、町の不法投棄については、町内の至るところで確認はされております。それで、町長答弁にもございましたけれども、まず不法投棄を防止するためには啓発活動も主な運動の要因となってくるということでございます。そのために、定期的に広報掲載、これはごみの減量とか不法投棄を防止するというようなことを活字でありましたり写真を掲載しながらやっているようなこともございます。

また、不法投棄防止のための立て看板についてでございますけれども、今年度も大浦の長林線につきましては、街道筋に看板を掲載した、立て看板3カ所ほど掲載をしておりますし、また別な地区に

つきましても要望確認の上で設置をしているような状況でございます。なかなかごみの不法投棄につきましては、いわゆる人里離れた山間部分でございますとか、道路の傾斜部分とか、人の目につきにくいところ等に投棄されている部分もあるものですから、なかなか監視カメラというところまでは手が回らない状況もございますけれども、未然に防止するために町及び県の宮古保健福祉環境センターなどとともに合同にパトロールをして、不法投棄の防止に努めておったりしているところがございます。また、町長答弁にもございましたとおり、町内の一斉清掃について、これを実施することによって住民の方のモラルの向上につながっていければなというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

答弁ありがとうございます。いずれ担当課のほうでもそういう形で状況を把握しているということで理解いたしました。何せハード面ということになりますと、監視カメラ作動中ということで担当課のほうでつくってラミネートして、各要望があった方々には出しておられます。一時それは結構効果があったのですが、ないというのがわかったらやっぱりふえていくということで、ハード面というのも余り極端な話ではありますが、そこまでも今後計画の中では考慮していただいて、そういう不法投棄というものが啓蒙活動でそのように効果があるのであればいいのですが、なかなか非常に難しい部分であります。今後ともそういう形で啓蒙活動は継続をしていただきたいと思いますが、その先というものもまた考えていただいて、事業化ということも計画のほうに入れていただければよいなと思っておりますが、再度答弁願います。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

何とか住民の方々のマナーとかモラルとか、そういったものを少しでも向上して、不法投棄の防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

住民の方々のモラルでは限界がありますから、他の方々のモラルという部分もありまして、いずれ先ほどお話ししたように、ハード面的な部分というものも昔より大分安くはなって、ある程度少額の予算でも整備できるような状況も整ってまいりましたので、個人のプライバシー、いろんな法的なことともあるとは思いますが、そこも含めた中でそういう方向も検討していただければよいなと思っております。

では、次行きます。4番目の地域生活基盤整備事業につきましてです。治山、治水、道路というこ

とで、今回の19号被害により局地的に豪雨のところ、同じ山田町内でもそんなに極端な雨量でない場所もありました。しかしながら、圧倒的なもう異常な豪雨でございましたので、山、道路、水路、さまざまな場所が被害をこうむっておりました。その中で、豊間根地区の28年度から排水事業整備ということでやってこられたのですが、その進捗状況がどのような形になっておるか。前回あのぐらいの警報が出た中で、皆様方が豊間根地区の排水路というものできる、つくるという話はあったが、どうなっているのだというふうな地域の方々からの声が多数ありましたし、私もそこは思いを持って、ぜひこういうふうにという事業を推進してまいった立場でございましたが、今後の状況、豊間根地区の排水事業整備はどのような形で進んでいるか、お話お聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

豊間根排水路整備事業の進捗状況についてでございます。この事業については、29年度に住民説明会を行いまして、計画の練り直しを行っております。その間、30年度に修正設計を行っているということです。県との河川協議や国との国道横断協議、工法選定のための、そういった地質調査などの作業を進めております。そういったことで設計業務に時間がかかっておりまして、ちょっと工事発注がおくれてございます。今回の議案で、国道横断排水路の工事をご提案させていただいております。今年度は、この幹線排水路の流末をまず先に進めなければならないということで、これを発注しようとしてございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

そうすると、今回発注ということは、次年度からの工事ということですか。流末というか、国道側のほうの横断ということ、そしてその後という部分は具体的な計画はどのようなのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、今年度の発注を予定しているのが今の国道横断排水路、それから津軽石川の河川内排水路、それから別の排水流末のルートになりますが、荒川川に流末とする勝山地区の東側工区の排水路整備を今年度中に発注をしたいというふうに考えてございます。その後、来年度、2年度には八千代地区から堂ヶ鼻区域を行いたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

そうすると、3カ所の工事が先にとということですね。勝山地区の部分に関しましては、東側ということ、それと豊間根川河川、下のほうでしょうか、あとは津軽石川ということで、そうするとそれは発注していつ完成して、その完成とともに次の八千代から下のほうまでという部分、それは総体的にどのような年度年度というか、過程で、具体的にここでできるというものがしっかりと組んであるというか、もう図面はそうようにできているということですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

豊間根地区の排水路整備計画ですけれども、まず現在の計画では八千代地区、堂ヶ鼻、それから勝山地区の線路側の西側の地区までというふうになってございます。ご指摘のある八千代地区からも29年度に要望がございました。豊間根中学校から南の川のほうのエリアですが、これについては今の整備計画には含まれてございません。ですので、ここについては、道路整備に合わせて排水路整備をやっていかなければならないというふうな認識は持っております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

最終的に、具体的にしっかり完成するのがどこなのですかと、どういう形で進んでいるのかということをお聞きしたのです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

令和3年度までというふうに捉えてございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

令和3年度までに全部完成するというふうに理解いたしました。長い年月かかりましたが、いろいろな諸事情の中で頑張っていたのだと思いますが、地域とすれば非常に不満というか、前回の大雨、あのぐらいの警報が鳴った中で、ここも水没するのではないかというふうな不安に皆さんがあのきながら心配して、その後かなりの皆さんから問い合わせをいただいたところでございました。そのことに関しまして、私どももそれ以外の部分というのが、例えば同じ私の今回の一般質問の中でその部分、ちょっとアバウトに大きい広い部分で提出しておりましたが、治山、治水という、そうい

う部分の中で、山の状況も含めた中で、それぞれの河川もいきなりもう雨水がふえる、増水するという状況があらわれております。そういう意味で、農林課、建設課ということで両方担当課にお聞きした形です。治山ということ、山の機能、状況も含めた中で、今どこの地域の奥の山も余り芳しくないような状況になっておるようでございますが、そここのところから始まっていかなければ、多分増水、大水、大雨によるという部分、河川にいろんな流木が流れてくる、そして短時間のうちに増水すると、そういうふうな現象がますます顕著になってくるのだろうなど、そのように思っておりました。特に町のほうからハザードマップでこの地域は土砂崩れ、山が危ないということ、いろんな部分が明示されておりますが、例えば荒川地区におきましても馬鞍、那智畑もそのとおりですが、いわゆる豪雨によっていろんな被害がますます顕著になってくるだろう。1つ名前を挙げさせていただければ、曾根の地域で今工事が始まっている荒川川のほうに山のほうからの排水路を抜く、そして白山側に抜くというふうな形で改善のほうでやっておりますが、問題はもととなる部分が、あの地域がいつも大雨のたびに土砂が流れてきて、そして通行どめになる。そういう状況を、同じ部分をずっと繰り返してきました。根本的には、その源流、山側のほうと、ハザードマップでも危険地帯というふうになっているようであります。そういう部分を抜本的に改良していかなければ、いつも同じような状況。排水路ができて排水に山の上から土砂が流れて詰まっていく。そういうふうな状況は、当然担当課でも把握されていると思いますが、改善についての計画とか、そういう確認等は担当課ではいかがなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

ただいま議員さんおっしゃったのは、金塚の上の用水路の上流の山から流れる沢ということで認識しておりますが、雨のたびに金塚付近の土砂等については農林課、建設課等、撤去したりしているのですが、上流部については先日ご指摘があつて、そのときに気がついたという、実際のところはそういう状況でございますので、県の林務室と協議をして、どのような対策ができるのか県と情報交換しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

早速見に行ってください対応ということで、ただ今まで把握していなかったということもおかしいとは思いますが、あのぐらい毎回大雨が降るたびにあの道路は冠水、通行どめという形でずっとそういう状況が続いてきた。ただ、行っていただいた、見てきていただいたと、県とも相談することによって、ちょっと安心はしておりますが、ただそこだけではない。いろんなつながっている山林からのいわゆる雨の流れがあるところが全部危険性を秘めておるということを今回初めて気がついた。

では、もっと別なところも初めて気がついてくださいよということで、きちっとしたパトロールをしていただく、そして危険性という部分をハザードマップがあったから避難しなければだめですよではなくて、生活している人たちに被害が及ばないということはしっかりと形で今後順を追って展開して対応していかなければならぬと、そのように思っておりますし、現地の方々はあと20分この雨が続いたならば、ここの山が崩れてきたらと言う地域の方々がおりました。地域の方々が一番詳しいですから、そういうところは担当課は現地を見る、そのほかに行き会うという部分も含めて、地域の実情をしっかりと把握してもらいたい。そして、防災に、皆さんの被害が少なくなるような形の計画を早急に立てていただきたいと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

全くそのとおりだと思います。現地を知って、その付近に詳しい方々との思い等々をお聞きして、今後の防災に努めていかなければならない、そのように思っております。

○4番豊間根 信議員

そういうことでぜひよろしく願いいたします。しばらくぶりの議会の質問で、時間配分がちょっと崩れてしまいました。あともう20秒でおしまいでございます。今回の台風19号の被害に関しましては、町長初め、いろんな大英断、それを支えた各課の皆さんの積極的な動き、そういう部分には非常に感謝申し上げます。また、いろんな意味で大英断下すということ、これはやっぱり必要だなと今回の被害で思いました。今後とも皆様方には頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

○議長（昆 暉雄）

4番豊間根信君の質問は終わりました。

5番菊地光明の質問を許します。5番。

○5番菊地光明議員

5番、新生会、菊地光明です。通告に従い、質問します。

1つ目、台風19号の被災地の整備方針と被災対応について伺います。今回の台風19号の被害を受けた田の浜地区において、(1)、今後の地区の全体整備方針について詳しく示してください。

(2)、被災者に対する支援としての税制免除について、例えば町県民税、国保税、固定資産税、上下水道料や住宅再建等に伴う消費税や雑損控除等について述べてください。

(3)、今回の台風により被害を受けた個人所有の宅地、田、畑、山林について、何カ所、何ヘクタールを確認しているのか、その上での復旧、整備方針について示してください。

(4)、今回の被災場所は限定的で、グループ補助の対象にならない地区と考えるが、その場合の再建対応はどう考えているのかも詳しく示してください。

2つ目、水産業について。ことしのサケ漁も終盤に差しかかっています。きょうまでの漁獲量を踏まえ、今年度の漁協経営について次のことを伺います。

(1)、今年度の水揚げ金額と水揚げ量について、魚種ごとに説明してください。

(2)、この状態が各組合と市場に及ぼす影響は。

(3)、経営に影響がある場合の支援策等について述べてください。

3つ目、人事管理について。今でも多くの派遣職員の応援に支えられているが、台風19号による災害業務以外の復興に係る業務もピークを越え、徐々にではあるが、震災前の通常業務に移行していく段階であろうと思います。今後は、プロパー職員による自立した自治体としての業務が求められるが、次の点を伺います。

(1)、派遣職員がいなくなることによって、一時的には職員の負担がふえ、時間外勤務の増大が懸念されるが、その点についてどのような見通しを持っているのか。

(2)、今でも慢性的な時間外勤務が見受けられるが、職員の勤務時間の健康管理や勤務命令は適正であるのか。

(3)、時間外勤務が常態化している部署には、人的な配置を見直すなど、人事管理上の措置が必要であると思うが、どうか。

(4)、少ない職員体制の中で業務遂行については横の連携が重要であると思うが、連携はとれているのか。

(5)、台風19号に伴い、今後どのくらいの応援職員が何年間、何人必要なのか、以上について詳しく示してください。

4つ目、郵便局について。震災で被害を受けた各地区の郵便局について、山田郵便局の再建場所も含め、再建計画は順調なようであるが、大沢地区の簡易郵便局の再建計画が見えてきません。そこで伺います。

(1)、大沢地区の簡易郵便局の再建計画について、どのように考えているのか。

(2)、再建計画について、郵政当局や地域住民と話し合っているのか。

(3)、再建について、地域からの募集計画はあるのか、以上について詳しく説明してください。

5つ目、案内板について。(1)、案内板については、全町至るところにそれぞれの課において設置していると思うが、管理体制や修理計画はどうなっているのか。今回は、特に次の点について伺います。

船越地区の案内板について、補修するとの回答を得てから2年になりますが、依然として進まないが、現状と再建年度を。

(2)、海洋センター体育館の案内板についても一向に改善されない状態であるが、いつから修理するのか。

(3)、山田地区の総合運動公園の入り口にある案内板だと思うが、辛うじて山田町長の名前がわか

る案内板だが、いつ修理するのか、以上について詳しく示してください。

6つ目、防潮堤と磯根漁場について。(1)、浜川目地区の防潮堤工事も順調に進んでいるようであるが、現地を確認すると防潮堤が直接海まで入るようであるが、今までも質問してきたが、磯根漁場の確保は大丈夫なのか。漁業者が海岸におりる道路は心配ないのか。

(2)、浜川目地区の防潮堤について、なぜ直立堤でなく傾斜堤にしたのか。

(3)、田の浜地区の防潮堤の乗り越し計画はどうなっているのか。

(4)、前須賀防潮堤前の海面利用はどうなっているのかについて示してください。

7つ目、保育料の無償化について。当町においても10月1日から3歳児から5歳児までの無償化がされたが、これに伴い、ゼロ歳児から2歳児についても住民税非課税世帯を対象に無料化し、さらに子供が2人以上世帯の負担軽減の観点から、ゼロ歳児から2歳児について第2子は半額、第3子以降は無償となったようだが、ここで伺います。

(1)、第2子を半額とした根拠は。

(2)、近隣市町との違いはあるのか。ある場合はその理由を。

(3)、半額に該当する児童は年間何人で、予算額は幾らか、その財政的裏づけはあるかを示してください。

8つ目、給食センターについて。待望の給食センターが完成しました。大変喜ばしいことではありますが、来年度からの本格活動を前に、町の財政的な視点からも今後は運営面に目を向けなければならない。そこで伺います。

(1)、低所得世帯は、給食費が減免されるが、その対象児童生徒数は何人、割合は何%を見込んでいるのか。また、その額は、どれくらいと想定しているのか。

(2)、給食費の未納問題が全国各地で話題になっています。未納問題の大きな要因の一つが給食費の徴収の仕方であると考えていますが、町は徴収方法をどのような形にするのか。

(3)、未納となった場合の対策、対処方法をどのように考えているのかを示してください。

9番目、総合運動公園について。(1)、昨年度の補正予算において、総合運動公園野球場の芝生管理予算を計上して実施しましたが、その結果はどうなっているのか、想定に甘さはなかったのか、今後の管理方法はどのように考えているのかを示してください。

(2)、震災後、普通財産化した第2競技場について、その後利用計画が見えてこない。そこで、再び行政財産に戻して有効利用を図るべきと考えるが、詳しく示してください。

10番目、オリンピックについて。オリンピック関連イベントについて、今年度も内閣府オリ・パラ推進室と協議しながら事業展開していくと回答を得ていますが、ことしはどんな事業を実施したのか詳しく示してください。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長(昆 暉雄)

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

菊地光明議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の台風19号の被災地の整備方針と被災対応についてお答えします。1つ目の田の浜地区の全体整備方針については、地区自治会からの要望や水害検証結果などを踏まえた上で、田の浜地区防災緑地公園の復旧方針等をまとめることとしております。また、集落背後の沢上流部における対策として、県に対し砂防堰堤の整備について要望をしているところであります。防災緑地公園から海岸までの区域は、産業用地や漁業者の作業場などに活用できないか検討を進めておりましたが、今回の災害を受け、防災緑地公園の復旧方針と連動させた計画にする必要がありますので、新たに検討しなければならないと考えております。

2つ目の税制免除についてですが、台風19号災害への対応として、町民税、固定資産税、国保税を災害発生の日から元年度の納期未到来分を減免することとしております。また、町民税の雑損控除については、その適用に必要な損失計算書の作成相談会を宮古税務署と共同で開催する予定であります。

なお、国税である消費税については、宮古税務署を確認したところ、住宅再建等に伴う減免はないとのことであります。上下水道料金については、罹災家屋等に係る10月使用分の水道料金及び下水道使用料を全額免除とし、断水や濁水が発生した船越、四十八坂地区と、小谷鳥を除く大浦地区については、基本料金のみとして超過料金分を免除したところであります。

3つ目の被害を受けた個人所有の宅地、田、畑、山林についてですが、宅地については324カ所、約7万1,000平方メートル、田、畑については82カ所、約6ヘクタール、山林については15カ所、約4ヘクタールを確認しているところであります。また、農地の復旧、整備方針についてですが、田については国庫災害復旧事業申請箇所が1カ所、それ以外の田、畑については所有者から営農の意思を確認の上、町単独農業施設災害復旧事業等により対応することとしております。なお、治山事業の対象とならない山林の小規模崩落等については、森林環境譲与税の活用などを検討してまいります。

4つ目の被災された中小企業の再建対応についてですが、現在県の交付金を活用した地域なりわい再生緊急交付金事業を実施することで準備を進めております。施設整備の復旧費用の4分の3を補助するもので、予算措置については本議会でご審議いただく補正予算に計上しております。

2点目の水産業についてお答えします。1つ目の本年度の水揚げ状況についてですが、本町魚市場における主な魚種別の水揚げ金額は11月末現在でブリ類が2億6,715万円、サバ類が1億6,247万円、水揚げ量はブリ類が1,795トン、サバ類が2,062トンと好漁により、金額、量とも前年同期を上回った一方、秋サケについては水揚げ金額が3,984万円、水揚げ量が48トンと、金額、量ともに前年同期の約1割となっております。全体では、水揚げ金額は6億9,945万円で、前年同期の83%、水揚げ量は4,816トンで前年同期の129%となっております。

2つ目の漁協、魚市場に及ぼす影響についてですが、秋サケは本町魚市場の水揚げ金額の4割強を

占めてきた主要魚種であり、記録的な不漁は漁協、魚市場の経営に大きな影響を与えるものと認識しております。

3つ目の支援策については、今後の動向を見ながら検討をしていきたいと考えております。

3点目の人事管理についてお答えします。1つ目の派遣職員がいなくなることによる時間外勤務の増大についてですが、震災復興関連事業が収束し、業務量は減少すると見込んでいることから、令和3年度以降において職員の負担が急激に増加するものではないと考えております。

2つ目の職員の健康管理及び適正な勤務命令についてですが、原則として職員からの事前申請が基本であり、各課長の判断のもと、時間外勤務が行われております。また、週休日に勤務を命じた場合は、週休日を別の日に振りかえるよう指導しており、職員の健康確保に努めております。なお、震災以降中止していた一斉定時退庁日を本年5月に改めて設定するなど、時間外勤務の抑制に取り組んでいるところであります。

3つ目の時間外勤務が常態化している部署の人事管理上の措置についてですが、時間外勤務の多い課の要因の分析や検証を行いながら各課の業務量の把握に努め、効率的、効果的な業務改善を図り、全庁的な視野で適正な人事配置を行っております。

4つ目の業務遂行の横の連携についてですが、庁議を初め、庁舎内の各種委員会や検討会などにおいて、情報共有や意見交換など、横の連携を図っており、事業によっては相互協力して取り組んでおります。

5つ目の台風19号災害に伴う応援職員については、現在7団体から8人の派遣を受け、災害査定業務に取り組んでいるところであります。来年度は、5人の土木技師の派遣要請を行っておりますが、全国的に技術系職員が不足していることから、その確保は難しい状況であります。今後の応援期間や人数について、復旧事業の進捗状況等で変化することが予想されますが、3年程度は必要と考えております。

4点目の郵便局についてお答えします。まず、簡易郵便局の再建計画については、民間企業である日本郵便株式会社の経営方針によるものであり、町としてその考え方について明言できないということをご理解いただきたいと思っております。その上で、1つ目の大沢地区の簡易郵便局の再建計画についてですが、簡易郵便局は日本郵便株式会社から受託した方が事業主として運営を行うものと聞いておりますので、町が再建計画を示すことはできません。

2つ目の再建計画の話し合いについてですが、町では大沢地区においては特に行っておりません。

3つ目の再建について、地域からの募集計画はあるのかについてですが、日本郵便株式会社を確認したところ、現在受託者の募集を行っているとのことでありました。

5点目の案内板についてお答えします。1つ目の船越地区の案内板についてですが、現在撤去及び新設工事の準備を進めており、年度内の完成を目指しております。

6点目の防潮堤と磯根漁場についてお答えします。1つ目の浜川目地区の磯根漁場についてですが、

防潮堤工事を施工する県を確認したところ、復旧後においても震災前と同様、採貝藻漁業の漁場として利用できるよう漁場環境の確保に努めるとともに、磯場へのアクセスに影響が出ないよう検討していくとのことであります。

2つ目の防潮堤の構造についてですが、浜川目地区は事業用地の確保が比較的容易であったため、経済性にすぐれている傾斜堤を採用したとのことであります。

3つ目の田の浜地区の乗り越し道路については、当初計画はありませんでしたが、船越湾漁協の強い要望を受け、整備されることになりました。現在県において測量設計を行っており、令和2年度に事業用地の取得、3年度に工事着手を予定しているとのことであります。

4つ目の前須賀地区の海面利用についてですが、防潮堤工事において前浜の侵食を防ぐための人工リーフも復旧しており、震災前と同様に採貝藻漁業の漁場として利用が可能となっております。

7点目の保育料の無償化についてお答えします。1つ目の第2子を半額とした根拠についてですが、昭和62年の国の通知に基づき定めた保育所入所措置規則により実施しているものとなります。

2つ目の近隣市町との違いですが、本町は国の制度どおりとしており、宮古市と大槌町は10月1日から独自の追加支援として、ゼロ歳児から2歳児の住民税課税世帯の保育料を無償化した点であります。

3つ目の半額に該当する児童の数、予算額及びその財政的裏づけについてですが、児童数は55人で、その保育料は約830万円であります。また、財政的裏づけは、子どものための教育・保育給付交付金であり、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1の割合で負担しております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

5点目の案内板についてお答えします。

2つ目の海洋センター体育館案内板については、腐食していることを確認しております。案内板が体育館本体に接合されていることから、体育館の改修工事に合わせて施工することを含め、改修方法や時期について検討しております。

3つ目の山谷地区の総合運動公園入り口の案内板についてですが、既に字が見えにくくなっており、記載内容が現在では特に周知が必要な内容ではないことから、撤去することで進めております。

8点目の給食センターについてお答えします。1つ目の低所得世帯の減免についてですが、減免制度はありませんが、就学援助制度の中に給食に係る援助費も含まれており、同制度に認定されている児童生徒数は今年度小学生139人、中学生80人となっております。来年度も同じ人数で認定されたものと想定すると、割合は小学生で22%程度、中学生で27%程度となり、額については小学生で600万円程度、中学生で820万円程度になると想定しております。

2つ目の給食費の徴収方法ですが、学校給食センター運営等検討委員会での検討結果を受け、口座

振替による徴収方法で進めております。

3つ目の未納となった場合の対策、対処方法については、給食実施前ではありますが、将来未納が発生した場合に備え、他市町村の取り組み状況等について情報収集に努めているところです。

9点目の総合運動公園についてお答えします。1つ目の野球場の芝生管理についてですが、平成30年度第4号補正予算に芝生管理委託料を計上して害虫駆除を実施したところです。その後、害虫の発生は確認しておりません。このような害虫の大規模な発生は過去に例がなかったことから、想定することはできませんでした。今後の管理方法ですが、芝管理専門業者の助言をもとに、害虫駆除後に管理人と芝の管理方法について再度確認しており、今後このようなことがないように努めてまいります。

2つ目の第2球技場についてですが、10月1日付で行政財産として所管がえをしており、有効利用を図ってまいります。

10点目のオリンピックについてお答えします。今年度は、ホストタウン相手国、オランダへの理解を深めるため、オランダ島ハウス5周年イベントでのオランダ大使館職員による講演会及び食文化交流の発表、日蘭アーティストによる山田まつりでのブース出展、小学校との交流を実施しております。また、オリンピック競技への関心を高める取り組みとして、世界大会出場のため来日した空手道オランダ代表選手とスポーツ少年団児童との交流、オリンピックにより交流事業の実施、LIXILスポーツ義足体験事業を実施したところです。12月にはオランダを訪問し、日本大使館、来町した空手道選手、在籍道場での交流をし、町の取り組み及び大震災からの復興について報告したところです。

○議長（昆 暉雄）

昼食のため休憩といたします。

午前 11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番菊地光明君の再質問を許します。5番。

○5番菊地光明議員

では、順次再質問をしていきます。

1点目の台風19号被害につきましては、同僚議員たちが皆さん聞いて、それ以上のことはなく、それは検証委員会に任せるということでわかりました。私が知りたいのは、緑地公園から海岸までの区域ですが、新たに検討しなければならないと考えているという答弁ですが、これはいつから検討をするのですか。いつまで。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

検証委員会の結果が示されてから再度どのような整備方針をして進めなければならないかということころは検討していきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番菊地光明議員

検討委員会の結果、検討委員会は、緑地公園上でしょう。俺が聞いているのは、その下も新たに検討すると言ったが、それをいつからするのかと聞いているの。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

検討委員会の結果が来年3月に出るということですので、それ以降、検討を進めていくということになります。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番菊地光明議員

ですから、いつからいつまでと。答弁ちゃんと答えて。そうでなければ、1回で終わるのが2回も3回も時間ばかり食うから。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

来年度中には、早い時期には検討結果をもとに新たな計画を策定していきたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番菊地光明議員

来年度中ということでは理解しました。

2つ目の税制上の問題ですけれども、ここで問題なのは、町民税の雑損控除の共同で開催する予定でありますということは、雑損控除が認められるという考えでいいのか、まず1つ目お伺いします。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（白土靖行）

雑損控除の対象になりますので、1月の予定で今税務署と協議をしております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

対象となるということは、震災のときは5年間でしたよね。今回の場合も5年間というのでよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（白土靖行）

震災の場合は、特例で5年間でしたが、雑損控除の今回の場合は3年間となります。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

3年間ということでわかりました。そうした場合、町税、固定資産税、国保税などは、震災のときは5年でしたよね。なぜこれは今回に係って元年度だけにしたのですか。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（白土靖行）

今回の町県民税に関しては、雑損控除の対象となる部分があるということで、それ以降については考えておりません。震災のときに関しましては、日本全国というか、岩手県、それから宮城、福島、そういう形の中で進んでいった場合だったので、特例ということになります。今回の場合は、その部分が入っておりませんので、今年度ということになります。固定資産に関しましては、来年度以降は状況を見ながらということで、来年度以降考えていきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

今の答弁、ちょっとおかしいです。特例として認めたということなのであれば、特例として雑損控除と同じ3年認めたらいいのではないですか。特例で今年度分だけではなく、特例という言葉を使うのであれば、平等に使ってください。

○議長（昆 暉雄）

税務課長。

○会計管理者兼税務課長（白土靖行）

雑損控除につきましては、所得税法上の考え方になっていました。その中で、被害が大きかったということで、その期間が特別に延びたという形になります。基本は、3年間ということになりますの

で、雑損控除は3年間ということになります。

(「いやいや、町民、県民税とか何かのほうの」と呼ぶ者あり)

○会計管理者兼税務課長(白土靖行)

町県民税の部分についても雑損控除の対象になるのが3年間ということになります。固定資産税の場合は、地方税法で当時減免になっております。その分を国で補填するという形になっておりました。今回は、まだその部分までは提示はなされておられません。固定資産税に関しては、現時点の場合は使える土地があるということで、今の時点ではその状況を見ながら来年度以降考えていきたいと思っております。

○議長(昆 暉雄)

5番。

○5番菊地光明議員

わかりました。来年度以降考えるということですので、これについてはやはり被災者に寄り添っていくという考えから、来年以降も3年間お願いします。

それから、消費税につきましては、減免がないのはみんなわかっているの。みんな今回被災を受けた方は、被災を受けた後、家を建てるのに8%消費税払っているの。今回もまだ10年もたっていないのにまた直す。大概見積もりもらってれば、1,000万前後なの。消費税100万取られるのだ。それを俺は別に無理だということはわかっているの、被災者に対して寄り添うのであれば、町と議会が一緒になって宮古税務署でだめだったら国に行ってくださいかと、そういう姿勢見えなかったら被災者に寄り添っているという姿勢にならないだろう。そのためにも議会としても町に提言出したの。そして、そのときもちゃんと総務委員長もできれば議会も一緒に行くから、そういうことでしませんかという意味でそうしゃべったの。やっぱりそれは無理なのわかっているの、無理ですからと、では被災者に対して失礼。立ち上がろうと意識するのであれば、町も議会も応援しなければならないと思うので、そういうことには考えはないのですか。

○議長(昆 暉雄)

復興企画課長。

○復興企画課長(川守田正人)

議員おっしゃるとおりであると思います。要望活動につきましては、議会とも相談しながら進めていければというふうに考えております。

○議長(昆 暉雄)

5番。

○5番菊地光明議員

了解しました。よろしくをお願いします。

次の被災した宅地、田んぼ、畑はわかったのですが、これが個人の宅地で町の道路とか2級河川の

影響で被災をこうむった方々はどのくらいあるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

道路、河川の箇所数等については、整理はされておられません。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

例えば長内の方は、宅地が全部土砂になってしまっています。あそこだって個人のもので、個人で直さなければならぬでしょう。あの責任は、河川管理者である山田町ではないのですか。私は、そういうところが何ヘクタールあるものだと私は感じたのです。例えば町道を流れて宅地が浸水してしまったとか、そういうところは個人でなく、町としてもそれ相応の対応をしないとイケないのではないかなと思って、この何ヘクタールあるかということを知りたいのです。であれば、これについては今ないというので、きょうはストップさせないように、後で回答をお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

今の件については、今回特別に30年の決算があります。それについて、特別に総括で認めるようにしていますので、その時点で答弁させますので、ご理解賜ります。5番。

○5番菊地光明議員

それで、そのときに間違いなく畑とか田畑もお願いします。

次、グループ補助の関係ですが、本議会で補正予算に計上するということですが、これについては田の浜地区も該当するのですよね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

これは、グループ補助とは違いまして、個人の事業者でも対象になるということになります。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

であれば、これには上限があるのかなのか。

それと、端的に言いまして、田の浜にはお店屋さん2軒しかなかった。1軒が被災して1軒しか残っていないので、もう一軒がなくなると田の浜の住民にとってはもう大変なことになるので、それらについて確認をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、1点目の補助の上限になりますが、上限、下限は設定されておりません。

あとは、田の浜地区で店舗で被災されているというところで、我々も商工会と連携して被災の状況については確認しておりました。その中で、1店舗は、まず廃業したいという意向を受けております。残る店舗については、被害額等は把握しておまして、今後については個々に面談をして、こういう補助金があるということでは既に周知はしているという状況であります。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

わかりました。田の浜地区にとっては、もし廃業してしまうとなれば、本当に限界集落になります。それらについても何とか頑張ってくださいというお願いをお願いします。

それから、水産業についてお伺いしますが、このとお見えますと、不漁だ不漁だと言う割に、水揚げ量は前年と余り差異がないのですが、これはサケだけが極端に悪くてほかの魚種がよかったのだと思うのですが、そしてただ記録的な不漁だというのは認識があって、漁協、市場の経営に大きな影響を与えるというのは認識しているようではすけれども、認識だけではだめなのです。認識の上で、どうするか、どう対応したいか、どう対応する考えなのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

両漁協合わせて、前年度の83%という状況にあります。これについては、まず夏場のブリとかサバ類、これが好漁だったというところで、全体的な部分ではそんなには下がってはいない。ただ、秋サケは、本町にとってはもう主要な魚種であるというところで、これは単年で見ないで連続で見れば、もう震災以降激減しているというような状況ですので、これはジャブのように効いてくるのかなというふうに捉えております。各定置関係では、漁業共済という部分に加入しているというところで、ある程度の補填は見込める状況にはあります。ただ、これに影響して水産加工業とかそういった部分にどのように影響していくか。実際も魚の単価が上がって利益が少なくなっているというような声もありますので、そういった部分を含めて、今後こういった支援ができるか研究していきたいというふうに考えていました。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

いや、水産商工課長さんは、前向きに勉強しているのはわかるのですが、私が一番心配しているのは、課長と同じく加工屋さんです。この記録的な不漁はいいのですけれども、単価が高いのは漁師の方にはいいのですが、加工屋さんたちにとっても原材料費が高いというのは加工を維持するのが困難な状態です。ひいては雇用に影響します。よく前には不況のときは国で雇用確保のために補助金や何かを出していました。それらと同じように、町独自でも加工屋さんたちと相談して雇用を維持するために2分の1でも雇用の補助金を出すとか、そういう前向きな検討をしてはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

実は、10月半ばにこういった魚が不漁だというところで、各水産加工の業者29社、町内にあるのですが、そこを対象に従業員の確保について、あるいは原材料の確保についてということで、どういう状況かということで調査はしている。それを踏まえると、やはり従業員の確保ができていないところももう結構ありますので、そういった部分で山田町独自の支援ということではございますが、近隣の取り組み方とか、そういった部分で情報収集して研究していきたいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

ありがとうございました。やはり水産の町ですので、水産が全ての裾野に広がりますので、よろしく、よい方向に検討をお願いします。

では、次に人事管理の業務遂行の横の連携についてですが、事業によって相互協力して取り組んでいるという回答なのですけれども、私と回答した総務課との横の連携の認識というのが余りにもずれているので、ここはあえて質問しますけれども、11月9日の日に前岩手県議会議長夫妻が山田町に支援物資を持ってきました。支援物資の担当は、財政課なようで、最初は私のところにだけ来るのかなと思ったら、いや毛布100枚とかいっぱい持ってきました。いや、それは大変だということで、私は財政課に行って、そうしたら町長が対応するということだったので、そうしたら8日の日に担当補佐から「私、あした都合悪いので行けませんけども、担当者が出ます」と、「はい、わかりました」と、「町長の対応は」と言ったら、「町長は対応します」、「では、わかりました」。私は、町長が対応するということは、当然総務課長か財政課長がいるものだと思った。当日行ったら担当者が1人ぽつんとロビーで待っていて、それで物資をおろした。その後、町長とその担当者として荷車で荷物を揚げおろしたのは町長です。皆さん方は、それを町長にさせて、それで連携をとっていると、そういう意識でやっているのですか、では。あなたに聞いても……副町長、なら町長が荷車やってやっているのを知らなかったのですか。町長がやったのです。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

その件は承知しておりましたし、町長からも聞いておりました。事前の情報も得ていましたし、光明議員からも情報は聞いておりました。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

やはりこういう文書で書くのはいいけれども、町長が対応するときは最低でも課長、それが一緒に、例えばイベントなんかするときも必ず生涯学習課長は出ているし、場合によっては教育長が出ているし、あとは今回だっているんな県の人たちが視察に来ては皆さん出ます。町長が1人で町長と若い担当者でそういう支援物資を揚げおろしするというのは、持ってきた本人たちが山田町というのは変だなという感じで帰っていきました。それはだめだ。では、それなら一歩引き下がって、復興企画課長か、建築住宅課長でもいい。あなたたちは、今回支援物資を持ってきたのを知っているのですか、建築住宅課長。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

いわゆる寄贈された部分については、存じ上げてはおりませんでした。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

今建築住宅課が一生懸命頑張って再建について個別再建で歩いています。一生懸命やっています。横の連携とれているのであれば、財政課長から、建築住宅課長は何も知らない。こういう救援物資が来ますよといったら建築住宅課では1軒ずつ歩くとき、寒いのですから、毛布をどうですかとも言えるでしょう。何が連携とれていると。その復興を今やらないでいつやるの。財政課長、どう考えているの。答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午後 1時18分休憩

午後 1時19分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

総務課長、答弁願います。

○総務課長（甲斐谷芳一）

今菊地議員のご指摘のとおりであります。業務については、災害復旧も復興もなのですけれども、担当で割り振って業務を推進しているところがございます。それぞれの持ち場を決めてやっているわけですが、ご指摘のとおり支援物資の受け取り、配付、具体的に配付するときは復興なり建住が携わることもありますけれども、物資の受け取り、配付については財政課で担当すると赤本に載ってございます。今確認したところ、佐々木先生からいただいたものは、現時点では倉庫にあるということでございます。一連の流れを見ますと、それは被災者に持ってきたものと推察されますので、配慮が足りなかったのではないかなと思っております。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。今5番議員からいろいろ町の姿勢についての話があったと思いますので、総務課長を中心にこれからの体制についてのことをお願いしたいと、そういうことを申し上げます。では、5番。

○5番菊地光明議員

では、もう一つ。では、順番に行くか。多くて忘れてしまう。大沢の郵便局については、募集を行っているということなので、できれば広報なども活用してもらって本当にやる人がいないのかどうかを調べてほしいのですけれども、これは個人の会社のことですから、やはり対住民にとって重要だと思いますが、それらの広報等の活用の考えはないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

広報の活用については、日本郵便を確認したいと思ひますし、総務課ともちょっと相談してみたいと思ひます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

では、案内板について。船越地区はわかりましたが、体育館について改修方法や時期について検討しておりますという答弁みたいですが、前のときは体育館については利活用検討委員会でやるまで補修ができないという答弁だったのですが、今度はやります。答弁がまた180度違っていますが、どこかこれには統一性がないのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

体育館の改修に向けて、今年度耐震診断をして、その後実施に向けた協議を進めたいと考えてござ

います。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

だから、おかしい。前のときは、屋根に塗装したときは、利活用検討委員会終わらなければできないと言った。というのは、利活用検討委員会は、全部終わったということによろしいのですね。財政課長か、これは利活用だから。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

利活用検討委員会につきましては、今年度進める分については小中学校の廃止に伴う部分について主に検討をしております。既存の施設については、来年度以降検討するというようにしております。

（「議長、今の答えは、答弁と違うと思っている。体育館終わつたと」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

検討委員会での協議のほうはまだでございますけれども、改修工事に向けては耐震診断をして進めていくというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

改修工事については、利活用検討委員会の結果を見なければだめだとやっているから、俺は屋根の塗装も引き下がったわけ、それまで待つよと。改修方法がということは、検討委員会が終わったから改修方法が決定しているのだろう。そういう誰が見てもわかるような答弁しているのなら、そのとおりにしなければ。ということは、あそこの耐震診断も含めて、看板も直すのなら、当然そのとおりに屋根も直すにいいということだ。直すということだ。だから、前と同じところで同じ質問しているのだけれども、内容が違ってあって、答弁がまるっきり180度違うとなればおかしくなるから、どうだったかと確認しているの。終わっていなかったら終わっていないで、またそれ終わってからやるとしゃべればいいのだけれども、あなたの場合はその場だけの答弁なのでそうになっているの。ちゃんと答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

5番議員に申し上げます。恐らく資料がないと思いますので、これも総括で答弁させますので、質

問してください。担当課は、それまでの間、前の資料とあわせて答弁願います。

進行いたします。5番。

○5番菊地光明議員

では、浜川目のこと、磯根漁場はわかりましたが、保育料の無料化につきまして、まず保育料の無料化を聞く前に健康子ども課長に聞きます。山田町は何の町ですか。……いい。山田町は、昔は漁業と観光とスポーツの町、今は「響きます ひと・海・森のハーモニー」、その前は福祉の町と全県から全国的に評価されていました。この答弁書を見ると、何が福祉の町ですか。宮古市と大槌が独自に追加支援をした。その前に、本来であれば山田町がして、それが全県の模範となって今まで来ているのです。何を考えて、こういう答弁書を出しているのですか。もうちょっと検討しなさい。

○議長（昆 暉雄）

答弁必要ですか。

○5番菊地光明議員

必要です。では、いいです。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

いや、これは830万ですけれども、今の福祉の町と言ってわかるのは議長ぐらいの年ですか。そのとおりなのです。そのために、社会福祉憲章条例もあるのだから、やはりほかの市町村に比較して山田町がすぐれたということだったのです。

これで、ちょっと時間がないので、総合運動公園につきまして、第2球技場について10月1日で行政財産と所管がえをしたということですが、財政課長、何の意図を持って10月1日で行政財産としたのですか。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

その場所につきましては、大林組さん等の宿舍がございました。復興の進捗に伴いまして、宿舍の解体、あとはその後、解体の後の希望するような整備に時間がかかって、9月に引き渡しが行われまして、10月1日で生涯学習のほうに所管がえしております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

では、生涯学習課長、何の利活用計画を持って、普通財産から行政財産に変えたのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

こちらの第2球技場につきましては、野球、サッカー、テニス等、大会等のサブグラウンドとして選手たちのアップを実施する場所として活用してまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

であるのであれば、これを利活用するのであれば、球技場そのものの水道や何かも全面的に改修しないとだめでしょう。それは残しておいてこっただけして、あそこだつてサブグラウンドとするのなら水道施設が必要でしょう。更衣施設も。それらの計画はできているのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

こちらのほうの施設については、そのような施設はございません。こちらのほうの施設等を整備する計画等はございません。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

計画がなかったら、そのままいいだろう。利活用計画があったから、行政財産にしたのだろう。違うのか。

だめだ、時間がないので。であれば、水産商工課長、あそこは行政財産から普通財産にしたとき、俺の記憶では震災後企業が来るということでしたのです。なんだか名前忘れた。その企業はどうなっているのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

会社名まで私も記憶にはございません。ただ、誘致企業があるということで、何か町に入って動いていた。そして、東南アジアだったかどこかで洪水でその関連会社が被災したという関係で、誘致の話は途中で頓挫しているというような状況だと認識しております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

そうです。頓挫しているのです。というのは、あのとき来たのが多分社長あたりが来て町長と話し合っているのです。やめるのであれば、その会社が町長に来て、こういうわけですからやめますと、撤退しますという話でなければ、頓挫の状態であれば、いまだかつてあそこは企業が来るという前提で物事を進めているのです、財政課長。そうでしょう。町長も撤退するというの知らないのだ。町長とそのときの社長があれ多分文書で交わしているはずだ。そうでないと、誘致企業が来るときにそんなことないのだもの。どういうことなの、それは。その後来ないからと思って、大林組が使った、そんなものではないのだ。あれ誘致企業のためにわざわざ行税財産を普通財産に変えたの。それをさっきのようないいかげんな答弁してはだめなのだ。町長は知らないのだ。どうするの。その会社はどう対処するの。それを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩します。

午後 1時31分休憩

午後 1時32分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

進行いたします。5番。

○5番菊地光明議員

わかりました。では、大部分を決算委員会で。特に今の水産商工課長さんは、その経緯わからないと思うけれども、前の課長さんはわかっているはずですから、前の課長さんはそこで頭を下げていますけれども、ちゃんと決算委員会のときには前の課長さんから対応をしてください。

これで終わります。

○議長（昆 暉雄）

5番菊地光明君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会とします。

午後 1時32分散会

令和元年第4回山田町議会定例会会議録（第3日）						
招集告示日	令和元年12月11日					
招集年月日	令和元年12月16日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和元年12月18日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	令和元年12月18日午後 1時54分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	昆 清	○	8	佐藤 克典	○
	2	阿部 吉衛	○	9	木村 洋子	○
	3	吉川 淑子	○	10	関 清貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横田 龍寿	○
	5	菊地 光明	○	12	坂本 正	○
	6	黒沢 一成	○	13	阿部 幸一	○
	7	山崎 泰昌	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	4番 豊間根 信		5番 菊地 光明		6番 黒沢 一成	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	健康子ども課長	濱 登新子	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	建設課長	昆 健祐	○
	副町長	吉田 雅之	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	技監	香木 和義	○	上下水道課長	中屋 佳信	○
	総務課長	甲斐谷 芳一	○	消防防災課長	福士 勝	○
	財政課長	古館 隆	○	教育長	佐々木 茂人	○
	復興企画課長	川守田 正人	○	教育次長兼 学校教育課長	箱山 智美	○
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	生涯学習課長	後藤 清悦	○
	農林課長	川口 徹也	○			
	水産商工課長	野口 伸	○			
	町民課長	佐々木 真悟	○			
	長寿福祉課長	武藤 嘉宜	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年第4回山田町議会定例会議事日程

(第3日)

令和元年12月18日(水) 午前10時開議

- 日 程 第 1 議案第60号 山田町会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 日 程 第 2 議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例
- 日 程 第 3 議案第62号 山田町小規模企業振興条例
- 日 程 第 4 議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係
条例の整備に関する条例
- 日 程 第 5 議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例及び山田町一般職の任期付職員の採
用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 6 議案第65号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 7 議案第66号 山田町立学校に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 8 議案第67号 山田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 9 議案第68号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めること
について
- 日 程 第 10 議案第69号 財産(動産)の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることにつ
いて
- 日 程 第 11 議案第70号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第 12 議案第71号 字の区域の変更に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 13 議案第72号 オランダ島施設整備事業浮棧橋新設工事の請負契約の締結に関し議決
を求めることについて
- 日 程 第 14 議案第73号 豊間根地区排水路整備事業国道45号横断排水路整備工事の請負契約
の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 15 議案第74号 山田町立山田中学校外教室等冷房設備設置工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることについて
- 日 程 第 16 議案第75号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 17 議案第76号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて

令和元年12月18日

令和元年第4回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、議案第60号 山田町会計年度任用職員の給与等に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(甲斐谷芳一)

議案第60号 山田町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日に施行されます。

改正の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任期、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するもので、あわせて会計年度任用職員への期末手当の支給を可能とするものであります。

本条例は、地方公務員法等の規定に基づき、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものであります。

それでは、条例案についてご説明申し上げますので、条例本文をごらんください。第1条は、この条例の趣旨を規定しようとするものであります。

第2条は、会計年度任用職員の給与について規定しようとするものであります。パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当を、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料及び各手当を支給することなどを定めようとするものであります。なお、フルタイム会計年度任用職員とは1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であることであり、パートタイム会計年度任用職員とは常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間

であることであります。

第3条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬について規定しようとするものであります。

第4条から第7条は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬、夜間勤務手当に相当する報酬、休日勤務手当に相当する報酬についてそれぞれ規定しようとするものであります。

第8条は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等に相当する報酬に係る1時間当たりの報酬額の算出について、また第9条は報酬の減額についてそれぞれ規定しようとするものであります。

第10条は、フルタイム会計年度任用職員の給料について、また第11条は手当の支給額等についてそれぞれ規定しようとするものであります。

第12条から第14条は、会計年度任用職員の期末手当について規定しようとするものであります。会計年度任用職員の期末手当の支給月数は、常勤職員と同じ100分の130の割合を乗じることなどを定めようとするものであります。

第15条は、会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法について、また第16条は退職者の給与についてそれぞれ規定しようとするものであります。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償について規定しようとするものであります。

第18条は、会計年度任用職員の勤務時間について、また第19条では休暇についてそれぞれ規定しようとするものであり、常勤職員の例によることを定めようとするものであります。

第20条は、単純労務者の給与の種類及び基準について規定しようとするものであります。

第21条は、この条例の委任について規定しようとするものであり、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めようとするものであります。

附則は、この条例の施行日を定めるもので、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由の説明と制定条例の内容についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

今回の改正の対象になる人数はどれぐらいなのでしょう。フルタイムとパートタイムの方と。あと定年退職して再任用されている方もいますけれども、その方はフルタイムになるのか、それとも別個なのかについてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

現在のいわゆる非常勤職員というのが今年度は102名、来年度の予定は91名というふうに見込んでおりますが、現在新規に雇用する部分も今協議中でございます。ほとんどがパートタイムと。フルタイムは1人か2人、それを今最終チェックしておりますので、ほとんどがパートタイムということで、ご理解をいただければと思います。現在の非常勤が週30時間をめどにしておりますので、大体移行するという形になります。

それから、定年した職員については、再雇用制度でございますので、この制度とは違うというふうにご理解いただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

ほとんどの方が該当するパートタイムの方のふえる報酬、報酬というかもらえる賃金は、具体的にはどれぐらいふえるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

今回この制度ができたことによって、職員のように給料表を作成します。それは、事務補助、事務専門、保育士、保健師、栄養士というふうに職種によって違います。ただ、限度額があるものですから、そんなに上がらないということでございます。

ちなみにですけれども、今年度の平均月収は13万4,533円、制度が変わることによって、若干平均給与が上がりまして、来年からは14万1,793円と7,300円ほど平均で上がるということになります。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

少しでも報酬がふえるのはいいことなのですけれども、通常の職員は期末手当が出るわけです。その期末手当の時期というのは、パートタイムの方は出ないわけですから、私が民間企業にいたときも正社員とパートタイムの方は、期末手当の時期になると雰囲気もらえる人ともらえない人という部分で結構気まずい部分もあったのですけれども、そういう部分が解消されるようになっていくのが私はいいいと思うのですけれども、同じような仕事をやっていて、期末手当の時期になると待遇に大きな差が出るというのはよくないことだなと私は感じてきたので、今回の部分ではその解消はされないようなのですけれども、その部分の待遇の解消が少しでも進めばいいと思っています。これは私の個人的な意見ですので、答弁まではいいです。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

私の説明が不足だったのかもしれませんが、期末手当は出しますので。1.3、これは職員も1.3期末手当をもらっている。職員は、そのほかに勤勉手当もつくのですが、今回の場合は期末手当1.3を2回で2.6カ月分出します。なので、費用的にはその分が予算的にはふえるということで、議員の皆様にもご理解いただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第60号 山田町会計年度任用職員の給与等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第2、議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、その提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により創設された会計年度任用職員に係る規定を整備しようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正の概要についてご説明申し上げます。アンダーラインを引いてい

る部分が改正しようとする箇所であります。資料1をごらんください。第1条による改正は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正しようとするものであります。第3条は、任命権者の報告事項について規定しておりますが、パートタイム会計年度任用職員については除外する旨定めようとするものであります。

資料2をごらんください。第2条による改正は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正しようとするものであります。第3条は、職員の休暇の効果について規定しておりますが、第4項に会計年度任用職員に係る規定を加えようとするものであります。

資料3をごらんください。第3条による改正は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正しようとするものであります。第3条は、減給の効果について規定しておりますが、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額について加えようとするものであります。

資料4をごらんください。第4条による改正は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。第1条の改正は、趣旨規定を整備しようとするものであります。

第2条は、育児休業をすることができない職員を規定しておりますが、第1項第3号に任期付短時間勤務職員を、第4号に非常勤職員をそれぞれ加えようとするものであります。

第2条の3は、育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日について規定しようとするものであります。非常勤職員の育児休業期間について定めようとするものであります。

第2条の4は、育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合について規定しようとするものであります。1歳6カ月から2歳に達するまでの育児休業について定めようとするものであります。

第2条の5は、第2条の3及び第2条の4の追加により条を繰り下げようとするものであります。

第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情について規定しておりますが、同一の子につき原則1回に限るとされる育児休業の例外について定めようとするものであります。

第7条は、育児休業をしている職員の期末手当等の支給について規定しておりますが、職員からパートタイム会計年度任用職員を除外する旨定めようとするものであります。

第8条は、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について規定しておりますが、育児休業をした職員から会計年度任用職員を除外する旨定めようとするものであります。

第11条では、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態について規定しておりますが、会計年度任用職員を含む職員の勤務形態について整理し改めようとするものであります。

第17条は、部分休業をすることができない職員について、また第18条は部分休業の承認について規定しておりますが、それぞれ非常勤職員の規定を加えようとするものであります。

資料5をごらんください。第5条による改正は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。別表の外国語指導助手に関する規定を削ろうとするものであり、地方公務員法の改正により特別職非常勤職員の範囲が厳格化されたことに伴い改めようとするものであります。

す。

資料6をごらんください。第6条による改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。第1条では、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第4条第2項、第24条及び2ページの備考は、非常勤職員等の給与について規定しているものでありますが、これらを削除しようとするものであります。

1ページに戻っていただきまして、第26条は単純労務者の給与の種類及び基準について規定しておりますが、単純な労務に雇用される職員から会計年度任用職員を除外する旨定めようとするものであります。

改正条例本文に戻っていただきまして、附則であります。この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第62号 山田町小規模企業振興条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

議案第62号 山田町小規模企業振興条例について、その提案理由と制定の内容をご説明します。

平成26年6月、小規模企業の振興に関し国や地方公共団体の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに国民経済の健全な発展と国民生活の向上を図ることを目的とした小規模企業振興基本法が施行されました。これは、人口減少、高齢化、地域経済の低迷による売り上げや従業員の減少など、小規模企業者を取り巻く環境を背景に制定されたものであります。

岩手県においては、このことを受け翌27年4月に岩手県中小企業条例を施行し、中小企業の振興に関する基本理念を定めております。

本町においては、これまで中小商工業金融対策融資事業や融資利子等の補給事業などの振興策を講じてきたところでありますが、改めて小規模企業者の持続的な振興を重要な課題と位置づけ、その基本理念と町、小規模企業者、商工会、金融機関、町民が一体となって推進するという姿勢を明確にし、小規模企業の振興を通じ本町経済の活性化を図るため、本条例を制定しようとするものです。

それでは、第1条から順に説明してまいります。条例本文をごらんください。第1条は、この条例の制定目的を定めようとするものです。

第2条は、この条例で使用する用語の意味を定めようとするものです。

第3条は、基本理念で、小規模企業の振興における基本的な考え方を定めようとするものです。

第4条から第7条まで、町、小規模企業者、商工会及び金融機関のそれぞれの役割を定めようとするものです。

第8条は、町民の理解と協力について定めようとするものです。

第9条は、町の役割を果たすため、具体的な事業の実施に必要な財源確保に努めることを定めようとするものです。

附則は、この条例の施行日を定めるもので、公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明と制定条例の内容についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。10番。

○10番関 清貴議員

私は、ちょっと第2条の定義のことで、金融機関なのですけれども、「町内に本店又は支店を有する金融機関」と書いて定義しているのですけれども、町内に本店、支店を有する金融機関、どこを想定して本店をつけたのかどうか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

町内の金融機関の本店というところで、本店はございませんが、用語の定義ですので、まず金融機関を定める場合、一般的にはこのような形になっております。また、今後本店が出てこない可能性もないわけでもないというところがございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

多分これは、大きい、例えば盛岡市とか北上市とかを想定した条例の文案でこれを策定したと思いますが、山田町に本店というのは少しそぐわないのかなと。現実的にないのを条例にうたうというのはいかがなものかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、これは条文ということになりますので、そこまでとらわれるというか、縛るというか、そういうところではないと思っております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。非常に条例の文案はわかりますが、ただ何もかにもほかの市町村と同じようなあれでなく、町内の事情をよく見て条例制定したほうがよいかなと思って、このような質問をいたしました。今後このような条例が出てくるとは思いますが、それらも法規審査委員会等できちんとチェックして、山田町の現状、今後の実情も賢察の上、条例を、案を議会のほうに提案したほうがいいのではないかなと思いますので、これは今後のことで、意見として申し上げます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

これをやって、どのようなメリットがあるか、ちょっと説明してください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

この条例を制定したということで、連動して、こういった部分で施策が展開されるといった部分はまずございません。ただ、町として、小規模企業に対しての支援策とか、補助事業とか、そういった

ものはこれまでも展開されておりますが、引き続き、今度は町と商工会だけでなく、金融機関あるいは町民も巻き込んで支援に努めていくというような宣言をするような条例になりますので、今後10年、20年、これに基づいて施策を展開していくというところになります。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

ご答弁の中で金融機関とかと言いましたが、金融機関というところはお金がないところにお金を貸しませんから、その辺の対策をどのように考えているか、ちょっと説明してください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

金融機関の役割という部分に関しては、そういった融資を確約するものではないというところになります。創業とか事業を進める中での相談窓口になるというような役割を担うという意味で考えております。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

小規模企業と小規模の企業ではないというのの境目というのがあるのかどうかと、山田の場合はほとんどの事業者がこの中に、小規模の中に入るのかどうかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

条例本文の第2条の中に、第1号になりますが、小規模企業者の定義をしております。ここでいう中小企業法の第2条第5項に規定する小規模企業者というのは、まず従業員の数が20人以下の事業者、そして商業、サービスであれば5人以下というふうに定義しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

13番議員と大体同じようなことを聞くのですけれども、27年度から県がこういうふうな方針を打ち出しているのに宣言するだけというのがちょっと今のところは納得できないのだよね。というのは、これは今までは確かに町が音頭をとって、商工会とかいろんな各種団体とやってきて、ここに町民も入れると、これが新しいところなのだけれども、だったらばそれに対応できるような施策の一つ

や二つは持っているべきではないかと思うのだけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

平成26年から法律が出まして、動きが鈍いのはと。先ほども言いましたが、この条例を制定したからといって連動する施策がないというところで、恐らくスピード感がないというか、岩手県でもこれが10番目になるのですが、町としましては新たに創業支援事業計画になりますが、これの取得というか、国からの認定を、承認をいただくための処理を今しておりますので、まず関連する事業とすれば創業支援事業計画の承認と、来年度からそれに沿った事業を展開していくと、それを新たに展開していくというような考えでございました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

ここの中に、中小企業と、大ざっぱといたら大ざっぱなくくりで入っているのだけれども、やっぱり町の現状を考えたときには、JAとか、JFとか、この辺とかもともに協力していかないと、そこに携わっている中小企業が多いわけだから、その辺の考えはないのか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、金融機関という部分で定義したのは、全ての山田町にある金融機関というところで、漁協関係、農協、あとはゆうちょ関係も承認をいただいていると、理解をいただいているというふうなところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第62号 山田町小規模企業振興条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第4、議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 (甲斐谷芳一)

議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により各法律が改正されることに伴い、関係条例の規定を整備しようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正の概要についてご説明申し上げます。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。資料1をごらんください。第1条の改正は、山田町印鑑条例の一部を改正しようとするもので、国が定めている印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、第2条第2項第2号中の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に、第3条第3項中、「備考欄に記録」を「備考欄に記載」に改めようとするものです。

資料2をごらんください。第2条の改正は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正しようとするもので、地方公務員法の一部改正に伴い、第5条中、「第16条第2号」を「第16条第1号」に改めようとするものです。

資料3をごらんください。第3条の改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもので、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正によるものです。改正の内容は、成年被後見人等の人権が尊重され、不当に差別されないよう権利に係る制限が設けられていた条項について見直しが行われたもので、改正条例において所要の改正を行おうとするものです。

資料4をごらんください。第4条の改正は、山田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするもので、児童福祉法の一部改正によるものです。第23条第2項第2号中、「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改めようとするものです。

資料5をごらんください。第5条の改正は、山田町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一

部を改正しようとするもので、地方公務員法の一部改正によるものです。第4条で規定している欠格条項の一部を削除するなど、所要の改正を行おうとするものです。

改正条例本文に戻っていただきまして、附則であります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。10番。

○10番関 清貴議員

確認したいのがあるのですが、資料1を見ながら質問いたします。印鑑条例のほう、成年被後見人という言葉で、単語で、法律で指定するような表現をしているのですが、改正後は意思能力を有しない者という表現に成年被後見人が変わったということで、そのように捉えていいのか伺います。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

印鑑条例の一部改正についてでございます。先ほどご説明がございましたとおり、成年被後見人という言葉、いわゆる人権が尊重され、そういった成年被後見人であることを理由に不当に差別を受けないようにするために、意思能力を有しない者というような規定に変更になったものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、意思能力を有しない者ということは、例えば私たちもこれから高齢化を迎えて、それこそ老人性のほうの症状が出てくるかもしれませんが、そのような方々も、もし医師の診断があれば意思能力を有しない者という判断の仕方によって変わってくるという捉え方でよろしいわけですか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

まず、原則といたしましては、窓口のほうにおいていただきまして、印鑑登録の申請書を自書できて、自分で印鑑登録をしたいという意思表示ができれば、これは意思能力を有する者というふうには捉えることができますけれども、自分の判断で印鑑登録の申請をする意思があるかないかを判断できない方については、ここの新しい事由に該当になってくるということでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、まず現在でも意思能力があるか、本当に印鑑登録をする気があるかどうかという意思確認というのは、非常に窓口で困難をきわめる案件が多いと思うのですが、今後ますますこの条例を改正したことによって難しくなるのではないかなと心配するのですが、大丈夫でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

まず、例えば成年被後見人についてに限ってお話をさせていただきますと、仮に成年被後見人である方が印鑑登録をしたいというふうに希望なさる場合は、今後は本人とあわせて法定代理人でありませぬ成年後見人が同行することになります。その上で、該当する成年被後見人の方が印鑑登録の意思を示せば印鑑登録の申請を受け付けることができるということになりますので、成年後見人の同行が必要条件というふうになってまいります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第63号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例及び山田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例及び山田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

令和元年8月7日、人事院から内閣と国会に対して公務員給与の改定の勧告がなされました。その内容は、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映し、民間給与と公務員給与の比較において、月例給、特別給のいずれも民間給与が公務員給与を上回っていることから、それらを引き上げることとしたものであります。

一方、岩手県人事委員会においては、同年10月7日に知事と県議会に対し職員の給与等に関する報告及び勧告がなされたところであります。岩手県においても職員給与と県内民間給与を比較したところ、月例給については民間給与が職員給与を上回る結果となったことを受け、初任給及び若年層の月例給を引き上げ、特別給については民間給与と職員給与がほぼ均衡していることから、支給月数を据え置くよう勧告がなされたところであります。

本町においては、国、県の同行を踏まえ、これまでと同様、人事院勧告及び県人事委員会勧告に準拠し、職員の給料月額を平均で0.17%引き上げるため、関係条例を改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明申し上げます。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。資料1をごらんください。第1条による改正は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであり、給料月額を別表第1、行政職給料表のとおり改めようとするものであります。

次に、資料2をごらんください。第2条による改正は、山田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。第7条では、特定任期付職員の給料月額を規定しておりますが、第1項の表中、1号給の給料月額を改めようとするものであります。

次に、条例本文5ページをごらんください。附則であります。第1項はこの条例の施行日を定めるもので、公布の日から施行しようとするものであります。

第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例及び第2条の規定による改正後の任期付職員条例の規定については、平成31年4月1日から適用させようとするものであります。

第3項は、改正前の給与条例及び任期付職員条例により支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例及び任期付職員条例により支給される給与の内払いとみなすものであります。

第4項は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めようとするものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例及び山田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第6、議案第65号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(武藤嘉宜)

議案第65号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係条項を改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。目次についてですが、この条例が章に区分されていることから、今回目次を追加しようとするものであります。

第15条第3項の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律において、第13条、第14条第1項各号及び第16条が新設されたことに伴い条番号の整理が行われたこと、また災害弔慰金の支給等に関する法律施行令において、第10条、第11条の削除及び第12条が新設されたことに伴い条番号の整理が行われたことから、引用する条文が変更となるため、所要の改正を行おうとするものであります。

第17条は、同法において市町村における合議制の機関に関する条文が新設されたことに伴い、新たに支給審査委員会の設置に関する規定を加えようとするものであります。

条例本文にお戻りください。附則において、この条例は公布の日から施行しようとするものであり

ます。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

支給審査委員会についてですけれども、例えば東日本大震災のときも災害弔慰金が出たと思うのですけれども、そのときも似たような委員会というか、決定する機関があったような気がするのですけれども、具体的にどう変わるのかお願いします。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（武藤嘉宜）

ただいま議員がおっしゃられたとおりで、東日本大震災のときには、東日本の支給審査委員会設置要綱というものに従いまして対応してございました。今回、先ほどご説明申し上げたとおり、法令のほうで設置というようなことが規定されたことから、改めて条例のほうに規定するものでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第65号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第66号 山田町立学校に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

議案第66号 山田町立学校に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

この条例は、山田町立学校の再編に伴い、小学校7校、中学校1校を閉校し、新たに小学校1校を新設しようとすることから、名称及び位置について改正しようとするものであります。

それでは、条例案について新旧対照表によりご説明申し上げますので、資料の新旧対照表をごらんください。表のアンダーラインを引いている箇所が改正しようとする箇所であります。山田町立山田南小学校、山田町立山田北小学校、山田町立大浦小学校、山田町立織笠小学校、山田町立轟木小学校、山田町立大沢小学校、山田町立荒川小学校、山田町立豊間根中学校の名称及び位置を削除し、新たに山田小学校の名称を加え、その位置を山田町飯岡第7地割28番地2としようとするものです。

次に、条例本文をごらんください。附則において、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。5番。

○5番菊地光明議員

ちょっとわからないので、多分私の勘違いだったか、議決しているのだと思いますけれども、山田南小学校とかの山田小学校に名称変更したときは、議決か何かしていたような気が……そこだけ確認をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

今の中身につきましては、全員協議会のところで皆様のほうに図りまして、条例改正という形で進めるということでやったところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番菊地光明議員

これについては名称、小学校に関する条例の一部の改正で、名称と位置だから今回の条例改正でいいという考えですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第66号 山田町立学校に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第8、議案第67号 山田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(中屋佳信)

議案第67号 山田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正概要についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)が平成30年12月12日に公布され、令和元年10月1日に施行されたことに伴い、所要の改正をするものです。

改正の主な内容は、今回水道法第25条の3の2において、指定給水装置工事事業者に係る更新制度が定められたことに伴い、更新に係る手数料を山田町上水道事業給水条例に盛り込むものです。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所になります。条例別表第3号中1行目の「給水装置工事事業者指定手数料」を「指定給水装置工事事業者指定手数料」に改め、その次に「指定給水装置工事事業者指定更新手数料」、「1件につき10,000円」を加えるものです。

次に、改正文に戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、提案理由と改正概要についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑に入る前に訂正を行います。議案第67号 山田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を間違っ、「上」を除きましたので、今のように改めた議題としますので、よろしくお願ひします。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第67号 山田町上水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第9、議案第68号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。復興企画課長。

○復興企画課長(川守田正人)

議案第68号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、その提案理由と変更内容についてご説明申し上げます。

本規約は、消防緊急通信指令装置の共用に応じた負担すべき経費並びに災害により発生した廃棄物の処理及び処分に要する経費の負担割合に関する規定の追加等により、宮古地区広域行政組合格約の一部を別紙のとおり変更することについて関係団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

それでは、新旧対照表により変更内容をご説明申し上げます。資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分に変更しようとする箇所であります。別表(第15条関係)の表中、第1号は負担すべき経費、「第24号」を「第27号」に改めようとするものです。

第15号は、負担すべき経費、「消防専用電話装置の設置」を「消防指令システム、消防救急無線設備」に改めようとするものです。

第25号は消防指令システム、消防救急無線設備のうち、関係市町村の共用部分の経費に関する規定の追加、第26号は消防救急無線設備のうち、十二神基地局の宮古市と山田町の経費に関する規定の追加、第27号は災害廃棄物の処理及び処分に要する経費に関する規定を追加するものです。

別表（第15条関係）の備考の2は、「第21号及び第24号」を「第21号、第24号及び第27号」に改めようとするものです。

次に、規約本文をごらんください。附則であります。この規約は令和2年2月1日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由と変更内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。10番。

○10番関 清貴議員

別紙の「十二神基地局の建設又は購入に要する経費」の負担割合が新たに加わるようですが、これはいつの……建設で完成なわけですか。それでこれが、実際負担割合が生じるのはいつからなのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

十二神基地局における宮古市と山田町の無線サービスに関する規定がこれまで明確に示されていなかったと、規定がなかったということで、今回サービスエリアの面積で案分するという負担割合を明確化したということでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

確認ですが、そうすれば既に運用されていて、今回きちんと負担割合を明文化したということでしょうか。

それとあと次の災害廃棄物も今回新たに明文化したということですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

今回の災害廃棄物の関係につきましては、災害が多発している状況を踏まえて、今回災害廃棄物の負担割合について一定に規定しようということでございます。これまでは台風何号による災害負担割合をどうするというので、台風ごとに規定していたということ、今回は災害廃棄物の負担割合も一本化して、今後も運用していこうということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

資料の15条関係のところの15号のところ、ここが変わっていくわけだ。これについて、どこがどういうふうに変わっていくのか。そのために、これを変えたために、新しく変更後の25号とか26号が出てきたのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

今回消防緊急指令装置の共用に応じた負担割合を新たに設定しようということ、今後消防指令システムについては大規模な改修も予定されているということで、それぞれ市町村の負担割合を設定しようということでございます。これまでは、宮古消防署が消防本署、本部のほうにあったということで、大部分宮古市のほうが経費を負担していたということで、共用部分についてはそれぞれの市町村で負担していこうということで、今回の改正ということになります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

システムに関しては、一回設置してしまえば、その広域の中で使うわけだから、変な話均等割なら均等割というふうなイメージも湧いてくるのです。ただ、十二神のときは、それは使うところが限定されていくからなのだけれども、その辺のところはちょっとよくわからないのだけれども、もしわかったら教えて。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

負担割合についてですけれども、宮古市とそれ以外の市町村の負担割合は、以前からあった宮古地区広域消防組合設立当時から決められていたもので、それを消防関係の負担割合については、以前決められたものを踏襲しているということで、この負担割合、消防に関しては60%ということになっております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第68号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時06分休憩

午前11時20分再開

○議長(昆 暉雄)

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第10、議案第69号 財産(動産)の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防防災課長。

○消防防災課長(福士 勝)

議案第69号 財産(動産)の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

本案件は、令和元年第2回山田町議会定例会におきまして、議案第38号として議決をいただき、取得金額2,214万円で、有限会社佐々木ボデーが製造中の消防ポンプ自動車1台であります。

今回の変更は、令和元年10月1日に施行された消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、契約金額を変更しようとするものであります。

変更契約についてですが、資料をごらんください。契約金額について、変更前の取得金額2,214万円に税率の改正に伴う消費税及び地方消費税額41万円を加えた金額2,255万円で、去る10月1日に物品売買変更仮契約を締結したものです。なお、数量及び納入期限についての変更はありません。

以上、提案理由と概要についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。10番。

○10番関 清貴議員

確認をしたいのですが、たまたま議決案件で出ていた備品の購入費が10月1日の消費税の引き上げに伴い、このように変更契約が出てきたのですが、ほかの物品等についても、それぞれ町が契約しているやつの変更は、このように手続がなされているものでしょうか、議決案件にならないものでも。それをちょっとお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

契約にかかわる部分ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

物品購入及び役務の提携につきましては、当初契約は8%で契約しております。10月以降に10%に変更契約しております。

なお、建設工事につきましては、10月1日以降の受け渡しに係る部分につきましては、当初から10%で契約しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

わかりました。そうすれば、滞りなく消費税が上がった分は、山田町が契約している分については抜かりなくやっているという確認でよろしいですね。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第69号 財産（動産）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第11、議案第70号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。復興企画課長。

○復興企画課長 (川守田正人)

議案第70号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明いたします。

貸し付けの目的は、三陸鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に供するため、土地を無償貸し付けしようとするものであります。貸し付けの対価を無償とするのは、地域公共交通の充実につながる公共性の高いものであると判断したためであります。

今回の貸付用地は、東日本旅客鉄道株式会社から平成29年12月の一括譲渡の際に、民有地であったことから間に合わなかったもので、今般登記手続が完了し、町に10月31日付で無償譲渡された鉄道用地となります。

それでは、概要について説明いたしますので、資料をごらんください。貸付対象位置図となります。町道細浦線西側の赤色で表示している部分で、所在地、山田町織笠第13地割12番29、地目、鉄道用地、貸付面積56平方メートル、坪にしますと約17坪、所在地、山田町織笠第13地割13番25、地目、鉄道用地、貸付面積12平方メートル、坪にしますと約4坪の2筆となります。

次に、貸し付けの相手方についてですが、議案本文をごらんください。岩手県宮古市栄町4番地、三陸鉄道株式会社です。

貸付期間は、令和2年1月1日から令和2年3月31日まで。ただし、特段の事情がない場合1年間更新することとし、その後もまた同様といたします。

以上、提案理由とその概要についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 (昆 暉雄)

質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

今回の貸し付けは、今まで貸し付けた部分で抜けが見つかったので、追加ということでもいいのかどうかだけお願いします。

○議長 (昆 暉雄)

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

平成29年12月の一括譲渡に際して、JRのほうで調査していたところですが、そこに民地が残っていたということで、12月の一括譲渡の手續に間に合わなかったというものでございます。今回登記手續が完了しましたので、町に譲渡されたことから、三陸鉄道に貸し付けするというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

そうすれば、今回は2筆だけになっていますので、次回からは前に議決したものに加えて、これも含まれて、もう一括してやるということになりますか。今回限りの2筆ということでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第70号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第12、議案第71号 字の区域の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（川口徹也）

議案第71号 字の区域の変更に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説

明申し上げます。

変更の目的は、中山間総合整備事業及び農用地災害復旧関連区画整理事業山田北地区（豊間根工区）において、施工区域内の圃場や道路及び水路の規模や位置が変更になり、旧字界をまたぐ形で新しい区画が整備されることから、整備後の圃場や道路及び水路の位置に合わせて字区域の変更を行うものです。

変更の概要を説明いたしますので、別表をごらんください。別表には、それぞれの字区域に編入される地番及び面積を記載しております。

次に、資料1をごらんください。資料1は、事業を実施している豊間根工区の位置図となります。

次に、資料2をごらんください。豊間根工区の字区域変更全体図です。全体図では、変更前字界を青色、変更後字界を赤色で表示しております。

資料3から資料6は、左側が字区域変更前、右側が字区域変更後の拡大図で、全体図同様変更前字界を青色、変更後字界を赤色で表示しており、字区域が変更になる地番をそれぞれ着色しております。

資料3をごらんください。左側字区域変更前の図面中央部の青く着色した土地は、現在4筆で構成されておりますが、整備後は字区域変更後の図面のとおり、旧字界をまたぐ形で2枚の圃場と水路等に区画されることから、字区域を変更しようとするものです。そのほかの箇所についても同様の理由により字区域を変更しようとするものです。

なお、この字区域の変更については、土地改良法第54条第4項の規定で、換地処分の報告を行った日の翌日からその効力を生ずるとしております。

変更時期については、令和2年6月ごろを予定しております。

以上、提案理由と概要について申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第71号 字の区域の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第13、議案第72号 オランダ島施設整備事業浮棧橋新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

議案第72号 オランダ島施設整備事業浮棧橋新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、東日本大震災により被災したオランダ島の早期の復興を図るため、地盤沈下により満潮時に感潮する既存の棧橋を撤去し、新たに浮棧橋を整備するものです。

それでは、工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料2をごらんください。資料左上に新設する浮棧橋と連絡橋の平面図、その下に側面図、右上に位置図、右下に工事概要を配置しております。設置する浮棧橋は、延長22メートル、幅6メートル、高さは2.3メートルで、基礎となるコンクリートアンカーに直径70センチメートルの係留ぐいを建て込み、そのぐいにチェーンを巻いて、係留、固定するものです。島の岸から浮棧橋を結ぶ連絡橋は、延長17メートル、幅は2.3メートルで、通路幅は2メートルであります。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき、10月29日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、大坂建設株式会社、株式会社山元の2者の応札があり、11月20日に開札を行い、落札候補者に大坂建設株式会社を指名しました。その後、資格の確認を行い、11月26日に落札者に決定し、同日仮契約を締結したところであります。

契約金額は消費税及び地方消費税の額1,238万円を加えた金額1億3,618万円で、工期は令和元年12月26日から令和2年3月19日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

今ある棧橋を撤去してと思うのですがけれども、今ある棧橋は水の流れが棧橋の下を通り抜けている形だったかどうかについてお願いします。というのは、防波堤をつくと水の流れが変わって、砂浜が削れてなくなったりということがあったりするのですがけれども、そういう部分も一応考慮しての設計なのかどうかについてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、現在の栈橋のくいというところだと思いますが、くい式で今はくいの上にコンクリートが乗っているというような形になります。新たに設置します浮栈橋なのですが、なぜこのようなものを設定したかということで、当初は3つの案があったわけなのですが、今式のやつ、あとは浮栈橋、そして重力式といって、コンクリートをそのまま置くというような格好なのですが、施工性であったりとか環境への配慮、利便性という、この3つの視点で浮栈橋がベストだろうというところで、これは環境省と協議をしながら決定したというところでございます。

施工性に関しては、現地での施工の部分が少ないと、陸上で作業をやって据えつけるような形。あとは、今言った現地での施工が少ないので、生態系の影響も少ないと。あとは、利便性ということで、潮位の変動に対して乗降が楽だというところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、この浮栈橋には何トン級のがどれぐらい係留できるのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

今のところ計算上は、27トンの船までは対応可能というところなのですが、実際山田にある一番大きな船というのが19トンというところで、そういった感じでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、今まではずっと大島に楽しむ人たちがそれぞれ自分の漁船やら何やら、子供を連れて行って係留できたのですけれども、これが完成したとしても、そのようなのは可能なわけですね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

事故防止という観点から、やはり運用の中でどういったルールにするかというところで、今後供用開始に向けて、そういったルールづくりをしていくというところで考えておりました。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

専門家がやっているから大丈夫なのだと思いますのだけれども、連絡橋の島につくところ、これは図面見ると、新しくコンクリートでつくるというイメージなのだけれども、常時つながっているから、どうしてもここに一番負担が行くと思うのだよね。強度の面から考えれば、多分島に直づけのほうがもっといいのかなという気もするけれども、その辺はよく協議していると思うのだけれども、大丈夫だということを聞きたいわけだ。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

詳細までは、私もちょっと把握していない部分がございますが、浮棧橋は日本全国各地にございますので、そこが外れたという事案とかというのは余り聞いておりませんので、大丈夫だろうというふうに。当然供用開始以降も点検等は当然やるわけですので、その中でも対応していきたいと思います。以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

1点だけお願いしたいのですが、今各議員さんのほうから質問があったのですが、今まではTの字になったような棧橋だったので、船もつきやすくて、あと今みたいに夏になれば船が結構つくということで、それが丁字路になってうまくつながったのですが、浮棧橋によって、横に1台ずつつくとか、1そうずつつくとかといえば、満潮、干潮にも影響が出てくると思うのですよ。要するに丘のほうに行くと、干潮のときには底が当たってしまう。砂を巻き込むのではないかと、エンジンをかけたときに。そういうのも加えて、こういうふうに設計したと思うのですが、その辺の、どうして前みたいに丁字路型に、T型にできなかったのか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、浮棧橋という設定でございましたので、そうすると海底が大体3メートルから5メートルの範囲なのですが、それがもうちょっと手前になってしまうので、喫水を確保できないということになりますので、あとはこういうタイプであれば両サイドに船を係留できるという観点もございます。そういった意味でTの字ではなくてIの字というか、そういった形になっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番阿部吉衛議員

最後に、この基礎をコンクリートのアンカーでやっていますが、あそこは南風、北風が一番横に当たるものですから、この辺の船等がついてからの荷重というか、風速によって、基礎がこれでもてるのかどうなのか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

そういった根拠については、計算上の根拠になります。それで対応できるのが、先ほど言った27トンという話になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第72号 オランダ島施設整備事業浮棧橋新設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第14、議案第73号 豊間根地区排水路整備事業国道45号横断排水路整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

議案第73号 豊間根地区排水路整備事業国道45号横断排水路整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、豊間根地区排水路整備に伴い雨水等を津軽石川に排水するため、国道敷内に排水管を整備するものです。

それでは、工事概要についてご説明いたしますので、資料2をごらんください。赤色で表示している部分が施工箇所、推進工により直径1.35メートルの排水管23.3メートルを国道敷内に施工するものです。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき、令和元年10月15日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、三好建設株式会社、1者の応札があり、11月8日に開札を行い、落札候補者に三好建設株式会社を指名しました。その後、資格の確認を行い、11月14日に落札者に決定し、11月25日に仮契約を締結したところです。

契約金額は、消費税及び地方消費税額720万円を加えた金額7,920万円で、工期は令和2年1月6日から令和2年3月31日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。4番。

○4番豊間根 信議員

待ちに待っておりましたといおうか、今までいろんな形を含めて提案、相談をしてみましたが、大変ありがたく思っております。ただ、今回の場合には横断ということ、その次という部分を至急つながらよく完成をさせていただきたいものと思っております。

今回の開口部というか、コンクリート管、この大きさという部分は、どのぐらいまでの雨量を想定、何年率といいたいでしょうか、最近いろんな形でスパンが短くなってきている、大雨被害がかなりの短い間隔で押し寄せてくる、そういう状況を踏まえた中での計算、それから今後の想定。

それとともに、これにつながっていく排水路というか、この水路のほうのそういうふうな規格という部分に関しましても一緒に答弁いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ご質問いただきました。津軽石川に抜ける国道45号の吐き口のところは、降雨確率、降雨強度が1時間当たり102ミリというような、10年の確率で計算をしているということでございます。

それから、上流のほうに参りますが、位置図のほうに幹線①という排水路のルートがございますけ

れども、こちらのほうも断面が1メートル、1,000ミリから1,500ミリという大き目の断面の排水路を整備しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

そうしますと10年確率ということで、時間当たり102ミリでしたでしょうか、そのぐらいの想定ということで。それと上部のほうの排水断面が100から150ですか、1,000ミリから1,500ミリということで、そうすると下部側のほうが当然のことながら1,500という形で、その下部側というのはどこが境目になるのかということもお聞きします。

それと、また地域の要望とすれば、豊間根中学校入り口付近からのさらに延長という部分の、その上からの排水の要望というものも地域からも出ておると思いますし、そのように私どもも要望はしてまいりましたが、その部分も含めた中で、今の数値で十分間に合うのかという計画なのかどうかということ。

それから、幹線②のほう、こちらのほうも同じような状況で走るのが、それから勾配等計算、あと45号線に面したびはんさんがあるところ、いつも非常にちょっとした大雨でも冠水という状況に入っておりますが、そういうところ、道路上も含めまして、計画をしっかりと練っておられるかと、内容についてお聞きします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、国道横断から下流のほうになります。ここは河川内排水路ということで計画をしてございます。ここは、まず国道から津軽石川の本流までの約35メートルを計画してございます。ここも年度内に発注をするという予定でございます。

それから、2つ目の八千代地区から要望の出ております集落道の部分でございますが、ここについても現在の排水計画でのめる、そういう流域計画を持ってございます。

それから、幹線②のほうですけれども、ここについても約300メートルの延長になります。石峠線から今お話しいただいたとおり、はまなすさんから、それからびはんさんの間を通る道路がございまして、そこを流して荒川川のほうの吐き口に流してやるというような計画でございまして。

ここについても、荒川川の吐き口も降雨強度が116.8ミリと、それから10年確率ということで断面等を計算しているということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

幹線②のほうについてもわかりました。それと上流部というか、上側のほう、八千代地区に関しましても、将来の延長も含めた中での計算も立てていると。

例えば現実的に比較という部分ですか、時間百十何ミリという部分の大雨10年確率ということですが、先日の19号というふうな異常な大雨という部分も含めた中で、そこまでの対応まではいっていないのかな、比較とすればですよ。どういうふうな100ミリ、百十何ミリという部分の大雨が前回の19号と比較した中ではどういう状況かという部分の想定を教えてくださいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、この計画については27年度に詳細設計を進めております。降雨強度については、岩手県の雨量統計解析報告書というのがあるのですが、この数値は、宮古測候所の降雨強度式という計算式に基づいて計算をされているようでございます。このデータ、過去の降雨データを参考に計算をするわけですが、この資料期間が平成25年から過去60年の資料データを使っているということでございます。

まず、100ミリを超える大雨に対応した計算ということになっているわけですが、ここについては大丈夫、この間の時間雨量77.5ミリをはるかに上回っておりますので、安心できる設計ではないかなというふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

質問があると思いますが、昼食のため、暫時休憩をいたします。

午前 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

議案第73号について、4番豊間根議員は3回目の質疑がありましたが、重要案件でありますので、もう一回のみ質疑を許します。4番。

○4番豊間根 信議員

いろいろとご配慮いただきありがとうございました。皆様、よろしくお願ひいたします。

勝山地区の懸案事項でございました排水整備ということ、各課、それから町長初め皆様方にはご尽力をいただいたと感謝を申し上げる次第でございます。

その中で1つ。今の幹線②を含めた中での工事の過程といいたいまいしょうか、今後の流れという部分を含めた中でお聞かせいただきたいと思います。

それと、また大きき的な排水のキャパというものに関しまして、一つの目安を提示いただきました。本来ならば大きければ大きいほど地域では安全、安心な町づくりが担保はできますが、予算を含めた中で、いろんな諸状況を加味した中で、担当課含め最大限の提案条件を提示していただいたものと深く感謝申し上げる次第でございます。前回の19号という部分を踏まえた中でいろんな一つの物差し、そのことで地域の皆様方の安心、安全な町づくりがこれで一歩進むと、本当に非常に嬉しい思いでございます。

それと伴いまして、もう一つ気になっておるのが、豊間根地区、ハザードマップでは、この地域の山側も先日の台風のときも土砂崩れがあった場所もあります。役場で把握できるまでのぐらいの部分の土砂崩れはなかったかもしれませんが、床下まで入っていった場所もありまして、ハザードマップをもとにして考えますと、山からの土砂という部分が排水に影響を与えるという部分も考慮されると思います。

今後そのようなハザードマップ、ここでしゃべるのは見直しという部分もこれからあろうかとは思いますが、それを踏まえた中で各地域のハザードマップを再点検しながら、過去の水害、河川の流れ、いろんな諸状況を踏まえた中で、また一歩進んだ対応を担当課、町のほうでも今後とも引き続き尽力をいただきたいと思います。

そういうことで、担当課のほうにちょっと回答をいただきまして、質問を終わりたいと思いますが、そここのところをよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9番木村洋子議員

この事業については了承いたしました。

ただ、1つ不安なところがあるのですが、排水管の開口部のところなのですけれども、今までの台風被害でも流木がすごく流れてきたり、堤防の土砂崩れとかが川の周辺であったのですね。今でも荒川の橋の下でも大きな山のような流木がまだ残されているような状況もありますけれども、豊間根のほうも施工箇所のちょっと上流部のほうの土砂崩れ、堆積したところが堤防が土砂崩れとか、そういうふうにあるところもあるのですが、そういう部分で、開口部のところが台風被害とかで閉鎖する、そういうことは考えられないのかどうか、そこら辺は危険とかは防げるようになっているのかどうかをお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

内容はわかりましたか。

（「反問権使って聞けばいい。反問権を使って、ちゃんと内容、

どうのことだか。反問権あるんだから」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

9番に申し上げます。執行部で、質問している内容がよくわからないと。この案件にどういう関係があって、何でそういうものが必要なのかというものを話しして、具体的に質問してください。9番。

○9番木村洋子議員

排水管の設置にはもちろん、これでよいとは思いますが、排水管の開口部の安全性というか、その部分はそういう流木とか土砂で閉鎖してしまったら、その排水管は本当に使えないものになってしまうのですけれども、閉鎖する、そういう危険性はないのかどうかを伺います。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（香木和義）

ただいまの質問に答えさせていただきます。

開口部ということだったのですけれども、のみ口側を言っているのか、吐き口側を言っているのかちょっとわからなかったのですけれども、今回の提案している豊間根排水路につきましては、河口部のほうに位置しておりまして、津軽石川のほうに吐き口側があるのですけれども、そこに関しては逆流防止のためにフラップゲートを設けて、河川からの逆流を防止するようなものになっております。

今ご質問にありました流木や土砂、土石等の侵入に関しましては、不測の、量にもよるとは思うのですけれども、未曾有の量が来れば、当然それはもう塞がってしまうかもしれませんけれども、管自体、ある程度流量以上に管を大きく設計してありまして、ある程度の土砂堆積に対しては余裕を持って設計をしているということで答弁させていただきます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

私からは、川のほうに排水するわけですが、川の部分にバックウオーターというのですか、逆流することがないように設備も考えているわけですね。それを教えてください。

あともう一点は、国道を横断するものができるのですが、これの管理というのは国道のほうの管理になるのか、町がつくったから町の管理だと思っておりますが、それに付随しまして、国土交通省のほうから、これを開設するに当たり条件か何かついているものかどうか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（香木和義）

逆流に関しましては、幹線①、それから幹線②、ともにフラップゲートが設けられますので、そちらについては逆流防止の措置が講じられるということでございます。

それから、国道の横断管についての三陸国道事務所さんからの条件については特にございませんで、これにつきましては、管理につきましては町のほうで工事して、管理も町のほうということになります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、フラップゲートがつけられるので、まず川のほうからは、本流のほうからは来ないと。そして、雨が降った場合、排水路を使って流れる水もフラップゲートによって遮られて逆流するという可能性はあるのですね、そうすれば。排水が余ったら、行き場がなくなったら、その辺の構造、ちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（香木和義）

一番川側の吐き口のほうにゲートがついて、水位が高いほうから低いほうに流れますので、川の水位があっても、上流のほう水位が高ければ、上流の排水路のほうから川のほうに流れるということになります。というので、河川から逆流はしないということになります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

この前の19号の全国各地のあれを見ていけば、本河川のほうに流れられなくて、どんどん宅地のほうに水がたまっていく、田の浜もそのような状況が見受けられたのですけれども、そのような心配はこの排水路にはないということというふうに判断していいのですか、絶対あり得ないと。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（香木和義）

川の水位がどこまで上がるかなれば、堤防の高さにもよりますけれども、河川の水位が当然、敷地面積よりも高くなってしまえば、それは水位が高いほうになってしまうので、低地のほうまで流れることになりますけれども、今津軽石川、それから荒川川のハイウォーター、高水位につきましては、敷地よりも低い設定になっていますので、想定されている雨量、河川のほうの受容する水位であれば、そういった心配はないというふうに考えています。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

今の点に関してですけれども、大雨のときは別として、通常の場合は川の水位から何メートルぐらい上に排水口があるのか。3.1メートルの深さに埋めるので、結構深いのだなということで、ちょっとイメージを持つために、その点をお願いします。

あと一つが、今回も入札が1者だけだったのですけれども、落札率がどれぐらいだったのかと、1者しか応札がなかったのがなぜなのかと見ているのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

技監。

○技監（香木和義）

ハイウオーター、高水位とその管底との差については、ちょっと今手元に資料がないので、後でお答えしたいと思いますけれども、よろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

それでは、入札関係のほうをお答えさせていただきます。

本工事につきましては、土木工事の業者さんで、おおよそ大体115者が選定されております。その中で応札されたのが1者だけだという結果になっております。

以上です。

（「請負率、落札率」と呼ぶ者あり）

○財政課長（古舘 隆）

大変失礼しました。落札率ですが、0.9551となっております。

（「1者しかなかった理由をどう見ているか」と呼ぶ者あり）

○財政課長（古舘 隆）

本工事につきましては条件つき一般競争入札で、ホームページのほうで公告しております。業者さんがその公告を見まして、興味を持ちましたら資料等を買って、最終的には応札に応じる。

1者しか出なかったという理由というのは、うちのほうはもっとたくさん応札してくればいいのですが、結果的に1者しか出なかったという形になります。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

結果的に1者というのはわかるのですけれども、落札率が95.51ということで、前回の議会で下水の工事が2つあって、どちらも1者しかなくて、落札率が結構高かったのですけれども、それに比べれば落札率は低いのですけれども、競争になったほうが落札率が下がってくるので、町にとってはいいわけで、それで、私、土木は詳しくないですけれども、この工事内容で税込みで7,900万というのは、素

人の感覚では高いような感じがするので、応募する側の都合があるわけですがけれども、できれば応札する業者がふえるように、どのようなことができるのかわからないですがけれども、ちょっと検討してほしいなと思います。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「答弁は」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

今のはご意見として承っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

（「4番議員の答弁がないの。4番議員に対する答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

ハザードマップの防災の関係でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、今回の台風19号の被害を見ますと想定外、ただこれからは想定して動かなければならないという視点に立ってございます。そういう意味では、土砂災害、それから河川の氾濫、内水氾濫等々、見直しということはやっていかなければならないだろうと。ただ、マップそのもの自体をつくり直すということは、県がつくっているものですから、県と協議しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

ご理解賜ります。

（「工事の流れ、工程」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

大変失礼いたしました。今後の排水路整備のスケジュールでございます。まず、令和3年度までのスケジュールとなっております。今年度は、この横断排水路の工事、それから荒川川の吐き口に抜ける勝山東地区の工事を年度内に発注をしたいというふうに考えてございます。

それから、来年度は八千代地区から堂ヶ鼻区域、いわゆる国道から中学校までの間をやらなければならないというふうな意識でおります。

それから、3年度ですけれども、三鉄リアス線の西側、ここが瀬川モータースさんのところから交差点のところから荒川川に行く、あそこをR3年度にやりたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第73号 豊間根地区排水路整備事業国道45号横断排水路整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第15、議案第74号 山田町立山田中学校外教室等冷房設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

議案第74号 山田町立山田中学校外教室等冷房設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成30年度の国の補正予算を受け、児童生徒の熱中症対策として、教室へ冷房設備を整備しようとするものであります。

それでは、工事の概要について別紙資料により説明いたします。資料2—1をごらんください。山田南小学校校舎1階の平面図でございます。青で表示している箇所がエアコンの設置箇所、赤で表示している箇所が分電盤の設置箇所になります。

資料2—2をごらんください。校舎2階の平面図となります。表示につきましては同様となります。

資料3をごらんください。校舎3階の平面図になります。表示につきましては同様となります。

次に、資料2—4をごらんください。山田中学校校舎1階の平面図でございます。青で表示している箇所がエアコンの設置箇所、赤で表示している箇所が分電盤の設置箇所、緑で表示している箇所がキュービクルの設置箇所となります。

資料2—5をごらんください。校舎2階の平面図となります。表示につきましては同様となります。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき、10月8日に町ホームページに掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、株式会社菊地建設、三浦設備株式会社の2者の応札があり、11月5日に開札を行い、落札候補者に三浦設備株式会社を指名しました。その後、資格の確認を行い、11月7日に落札者に決定し、11月15日に仮契約を締結したところであります。

契約金額は消費税及び地方消費税の額1,110万円を加えた金額1億2,210万円で、工期は令和元年12月26日から令和2年3月31日までとしております。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

3点お伺いします。

1つが資料2—1なのですが、用具室にはエアコンがついていて、放課後児童クラブのほうにはつかないわけなのですが、用具室というのはふだん何が入っていて、必要なものかどうか。放課後児童クラブのほうには、学校とは別ということかもしれないのですが、必要なかったのか。

あとは、2—4で保健室についていない、この絵ではついていないのですが、保健室は必要なのか、それとももともとついているのか。保健室は、ぐあいの悪い子が行くところなので、一番必要なところのような気がするのですが、その点について。

あとは、落札率をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

まず、資料2—1の南小学校校舎1階平面図の用具室になります。現在用具室という形で使っているのですが、これが統廃合によって1学年2学級になるので、ここを一般教室として使うということで、ちょっと表示のほうが変わりにくかったこと、大変申しわけございません。

あと放課後児童クラブについては、既にエアコンのほうを設置してあるということで、ここについてはちょっと教育委員会と違う財産ということになるので、上げてございませんでした。

次に、山田中学校の保健室は既にガスヒートエアコンのほう为建设当時からついていまして、それ

が起動している部分があるので、既にエアコンがついてあるという表示のほうで示してございます。

私からは以上です。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

それでは、落札率についてお答えさせていただきます。

本工事の落札率につきましては、0.7097となっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

南小についてはわかりました。山中のほうは、私が見落としていました。

落札率なのですけれども、0.7097で71%ですか、これぐらいであれば、いい悪いという言い方がいいのかどうかわからないのですけれども、いいなとは思うのですけれども、1つ提案なのですけれども、提案するときに落札率もそのたびに記入してもらえないでしょうか。ホームページ等を見ればわかるのかもしれないのですけれども、あらかじめ書いてあれば親切だと思うのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

落札率につきましては、議員おっしゃるとおり公表になる案件となりますので、議案としての資料の中に織り込むかどうかは検討させていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

本来落札率は、契約が決定してから公表するべきものでありまして、仮に否決されるということも考えられますので、そういうことがあるということをご理解していただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

1点だけ。山中のキュービクル、これが一式交換になっているのだけれども、普通のイメージでいえば、新しくエアコンを増設したと、今まで使ってあるキュービクルがあると、だったら新しいキュービクルを入れて、それにつなげば手間が私にはかからないと思うのだけれども、あえて全部取りかえたという意図は何か。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

キュービクルは、全部を取りかえるという形ではなくて、足りない電力を補う形で増設するというか。今出た話で、南小学校のほうは実は山田中学校よりも校舎は古いのですが、大きな改修工事をキュービクルのほうをしております、その改修により南のほうは容量がかなり大きくなっているということで、今回山田中学校のキュービクルを改修するという形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

今のは、だからその確認さ。交換というのと増設は違うから。増設でいいのか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

各学校ともなのですが、これは単独でそれぞれの教室なのか、それとも集中管理という形になっているのかということと、あとは当然のことながら、今だと暖房も一緒のことだと思うのですが、冷暖房兼用ということの中で、維持経費という部分がどのような形で計算になっているのかというか、今後いろんな費用がかかっていくとは思うのですが、そこら辺のところのデータがあれば、そこをお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

まずは、エアコンにつきましては各教室のほうで操作する形となります。ですので、一斉に全部がつくとかということではなくて、必要な部分につけていくということです。

あと維持経費のほうは、もちろん補修等々のお金もかかるわけで、年間の電力量とか、ちょっとその辺は今数字を持ってきていないので、後で調べてお伝えしたいと思います。

あと暖房器具云々については、これから契約の中で機種がはっきりしてくるのですが、今入っている中では、とりあえず熱中症対策の冷房器具であるということ、それをベースにした機械が入るということです。暖房もそんなに出力の大きなものにはならないのかなと思っているのですが、これも運用しながら確認はしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

私聞いたのは、エアコンというか、冷暖房ということのシステムなのかとお聞きしたつもり。今の答弁では、冷房のみみたいな形に捉えられたのです。維持経費に関しましては、当然のことながら総費用を含めた中で計算をしてあると思うのです。あと問題は、集中管理ではないということ、コストの関係かなと思いますが、できればつけ忘れも含めた中でしっかりとしたタイマー管理をしながら、集中管理が一番ベストなのだろうなと思ってお聞きしたところでもございました。

そして、そのところで、次はメンテナンスなのですけれども、そこら辺のところをどのような回数というか、フィルター清掃初め、あとカビとかいろんな部分含めて、機械物は何でもそうですけれども、そこを考えなければいけない。特にも子供たちの健康という部分に関しましては、そこはしっかりとしたものが立っているのだろうなと思っておりますが、そのところもお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

先ほど不適切な答弁をしまして、大変申しわけありませんでした。冷房設備の設置工事ということでございますので、冷房設備ということで活用してまいるということで、ここは先ほどのことを訂正いたします。

あとフィルター交換の費用等々、ちょっときょうは細かいものを持ってきてございませんので、ここについてももう少し勉強して、後でお伝えさせていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番豊間根 信議員

多分よく伝わらなかった。この設備は、冷暖房の設備を冷房ということだけで使うという意味なのかなと今ふと捉えたのですけれども、あくまでも冷房システムですよと。暖房は入っていませんということで、オーケーです。

あとフィルター交換というのは、そのメンテナンスということで、フィルターも初め、今のそういう機械類が動きますと、当然除湿しますので、中は湿気がたまってくる、カビが生えてくる、生徒の安全管理、健康管理のために定期的にそこら辺は組んでいかなければならないのでしょうねという確認、それも計画をしておりますかということだったのですけれども。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

大変申しわけありません。子供たちの健康管理に年何回をやってとか、そういう詳しいところ、ちよつときょう資料のほう用意してごさいませんでしたので、その辺もちょっと確認をして、後で伝えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そうすれば、南小学校なのですけれども、先ほどの答弁では用具室は普通教室になるという想定しているのですが、そうすればみんな統合になった場合に使う教室全て、これはエアコンを設置したと捉えてよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

まず、基本は教室、国の施策もそうなのですが、教室について熱中症対策をとるということ、来年度2学級で普通教室が行われるということ、あと特別支援学級がプラス2出ることになってごさいます。あと特別教室のほうも使用頻度の非常に高い部分については、子供たちの部分で冷房器具をつけるということで設置しておりますので、来年から始まる活動については十分間に合うものというふうに認識しております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

そして次、中学校のほうなのですけれども、資料の2—4で左側のほうに作法室とありますが、これはふだん使われないからエアコンをつけなかったのか。というのは、ここは避難所になった経過も記憶しているのですが、そのようなことを踏まえて、やはりそこまでは、ここにはエアコンは必要ないということで設置しなかったのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

先ほど話したように、国の事業等で考えたときに、子供たちの熱中症対策としてつけていくということの基本をしながら設置しているところでございます。ただ、作法室は昔建設当時からエアコンがついている部分になるので、避難所であったり、そうしたところで使う場合にはそこを使っていたく形になるのかなど。今回については、子供たちの熱中症対策を中心としたもので設置しているとい

うところでご理解いただければと思います。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

確認ですが、既設のエアコンが、凡例見れば記載されているのですが、作法室はついていないのですが、実際はついていないということによろしいのですか。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

ついてはいるのですが、冷房がしっかりと温度が下がるまで動くかどうかというのは、ちょっと今使っていないので、確認ができておりませんので、そこは機械としてはついていないというところで確認ください。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

進行いたします。

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第74号 山田町立山田中学校外教室等冷房設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第16、議案第75号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

議案第75号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

廃止の目的は、山田地区及び織笠地区について、震災復興事業による道路などの整備に伴い路線が再編されることから、既存路線60路線、総延長1万3,998.4メートルを廃止するものです。

それでは、資料によりご説明してまいります。なお、資料1から資料4は山田地区です。

最初に、資料1をごらんください。境田、川向、長崎地区です。廃止路線は15路線、延長3,056.7メートルとなります。焦げ茶色で表示している旧国道境田線は、起点が国道から町道に変わるため廃止するもので、このほかの路線はかさ上げ及び国道45号周辺区域の区画整理事業による道路の再編に伴い廃止とするものです。

次に、資料2をごらんください。境田から北浜地区までの区域です。この区域の廃止路線は17路線、延長2,956.7メートルとなり、国道45号周辺地区の区画整理事業による道路の再編に伴いまして廃止とするものです。

次に、資料3をごらんください。長崎、八幡、後楽地区の区域になります。この区域の廃止路線は17路線、延長3,859.4メートルとなり、こちらについてもかさ上げ及び国道45号周辺区域の区画整理事業により道路が再編されたことから廃止とするものです。国道から長崎地区を結ぶベージュ色の中央・長崎線については、起点が改編されるため廃止とするものです。八幡地区と長崎地区を結ぶ黄緑色の八幡・長崎線については、終点部が変更となるため廃止とするものです。

次に、資料4をごらんください。北浜地区になります。この地区の廃止路線は10路線、延長1,108.2メートルとなり、主に国道45号周辺地区の区画整理事業により道路が再編されたことから廃止とするものです。オレンジ色の柳沢・北浜線は、9月末の切りかえになった国道で路線が分断されたことから廃止とするものです。

次に、資料5をごらんください。織笠地区になります。織笠地区の廃止路線は2路線、延長3,017.4メートルで、震災復興事業で整備した織笠南側線や岩手県による水門などの整備に伴い路線が分断されたことから、路線の見直しのため廃止とするものです。紺色の織笠・礼堂線は、旧国道から礼堂地区までの長い路線となっておりますが、起点側となる道路区域が織笠南側線の整備や区画整理事業により改編されたことから廃止とするものです。

以上、提案理由についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第75号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第17、議案第76号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(昆 健祐)

議案第76号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

認定の目的は、山田地区及び織笠地区について、震災復興区画整理事業や社会資本整備総合交付金事業などによる整備、計画に伴い、80路線を町道認定しようとするものです。認定路線は、全体で80路線、総延長1万3,417.2メートルです。

それでは、資料によりまして説明してまいります。なお、資料1から資料4までは山田地区、資料5、資料6は織笠地区です。

最初に、資料1をごらんください。境田、川向地区です。認定路線は17路線、延長2,379.3メートルで、駅周辺の津波復興拠点整備事業やかさ上げ及び国道45号周辺区域の区画整理事業により道路が再編されたことから認定するものです。廃止した路線の見直しにより認定し直した路線は、境田地区の国道と細浦・柳沢線を結ぶピンク色の境田・長崎線、駅周辺の県道を起点とした緑色の陸中山田駅南側線など10路線となります。新規の路線は、境田地区のオレンジ色と紺色の境田中通1号線、2号線など7路線となります。歩行者専用道は、駅の北側と南側に配置する黄緑色の陸中山田駅北側線、黄土色の境田線、県道に接する紫色の小町通脇線の3路線となります。

次に、資料2をごらんください。八幡から北浜地区の区域になります。この区域の認定路線は17路線、延長2,405.8メートルとなり、かさ上げ及び国道45号周辺区域の区画整理事業により道路が再編されたことから認定するものです。廃止した路線の見直しにより認定し直した路線は、薄群青色の八幡・後楽線、緑色の後楽・八幡線など11路線となります。新規の路線は、役場庁舎から南側に位置する

深緑色の八幡町西側線、八幡地区を縦断するピンク色の八幡町1号線など6路線となります。

次に、資料3をごらんください。境田地区西側、長崎地区、八幡地区南側の区域になります。この区域の認定路線は21路線、延長3,525.5メートルとなり、かさ上げ及び国道45号周辺区域の区画整理事業により道路が再編されたことから認定するものです。廃止した路線の見直しにより認定し直した路線は、かもめ公園に接する焦げ茶色の長崎一丁目1号線、灰色の長崎一丁目2号線など12路線となります。新規の路線は、図の左側の区域の深緑色の境田町西側1号線、ピンク色の境田町西側2号線など9路線となります。歩行者専用道は、三陸鉄道リアス線沿線の朱色で表示する八幡町南側3号線の1路線となります。

次に、資料4をごらんください。境田から中央地区の区域になります。この区域の認定路線は14路線、延長2,077.8メートルとなり、国道45号周辺区域の区画整理事業により道路が再編されたことから認定するものです。新規路線は図右下の国道を起点とする薄紫色の中央町北側線の1路線で、そのほかの13路線は廃止した路線の見直しにより認定し直した路線となります。歩行者専用道は、県道と国道交差点部向かいにある緑色で表示する川向町4号線、中央公園の東向かい側の青色で表示する中央町1号線の2路線となります。

次に、織笠、跡浜地区になります。資料5をごらんください。この地区の認定路線は7路線、延長535.1メートルとなり、織笠地区跡浜区域の区画整理事業により道路が整備されることから認定するもので、全て新規路線となります。歩行者専用道は、図の右上の茶色で表示する跡浜2号線、図の左側の水色で表示する跡浜4号線、図右下の緑色で表示する跡浜緑地線の3路線となります。

次に、織笠地区です。資料6をごらんください。この区域の認定路線は4路線、延長2,493.7メートルとなり、復興事業により整備した路線や起点の変更に伴った従前路線などについて認定し直すものです。新規路線は、織笠団地内道路から織笠駅に通じるオレンジ色の織笠駅前線、織笠礼堂地区道路改良事業により整備するピンク色の礼堂線の2路線になります。織笠川堤防線、織笠・礼堂線は、起点部側の路線区域の変更に伴い路線見直しを行ったものです。

以上、町道の路線の認定についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。10番。

○10番関 清貴議員

私からは、今度町道認定される案件が出されたのですが、町道認定に当たって、まず今回は復興工事等で生じた路線等のようですが、町道認定する場合の要件というのを教えていただきたいのですが、全てそれはこれに合致しているかどうか、その辺確認したいと思いますので、条件を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

町道認定の要件でございます。震災後復興事業等により道路が新しくできたり、改築されたりしております。震災後の改新築、改築道路の基準でございますが、これは山田町町道の構造の技術的基準等を定める条例と、これに基づいて整備をして認定をするというのを基本としてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

町道の場合の確認に行ったときに言われるのが、例えばとまる道路というか、接続しないような道路は町道認定できません、幅員が狭いのもできません、そして次に今度は町道の地権者等の同意が難しいのはなかなか難しいですというような、それは条件に入っているかどうかわからないのですけれども、そのように先がつながっていない道路はだめ、狭い道路はだめ、あと道路構造に合致しないような道路はだめということで、いつもそのように聞かされて、無理だなと思って来るのですが、こうやって今回の町道認定を見ていけば、必ずしもそのような道路でないところも認定されているわけなのですよ。

だから、これから町民の皆様の説明するのに、果たしてそのようなことで通用するかどうか、あそこは町道認定されたのではないかというように言われれば返す言葉がない場面が出てくるのかなと思っているので、その認定基準のほうについて、もう少し詳しく事情等を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

町道の基準でございますが、今回の廃止と認定に伴う手続ということになるのですが、今回の手続は、手続上一度廃止して再認定をするという手続を踏んでございます。これは、現道町道については、道路の起点が変わる場合、道路局長通知によって廃止して、新たな認定手続をとりなさいというふうな通知が出されております。これをもとに、もともとあった路線については、そのまま再認定の形をとらせていただいているということでございます。ですから、昔の幅員の4メートルないような道路もあるのですけれども、これも今回の中にもありますけれども、そういったことで認定をさせていただいている……

（「わかった」と呼ぶ者あり）

○建設課長（昆 健祐）

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

私は、やはり町で進める上で、条件が同じようなのに、これはだめ、あれはだめというようなことを言われても戸惑うところがありますので、その辺についてもきちんと建設課のほうでは現地確認なり経過なり見て、そのような判断をしてもらいたいのですけれども、ただ話をして、門前でもう「あそこはだめです」と言われますので、住民の方々はここでここが町道にならないのかなという思いを持ちながら暮らしていますので、ぜひその辺についてもきちんと答弁できるように、今回の認定を見ると、かなり歩道専用の道路もなっていますし、そのようなことを考えると、やはり公平な意味からでも、今度整備したからでなく、従前は無理だから無理だよというような捉え方をしないで、もう少し柔軟に現状に合った指導をしていただきたいと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、既にある現道の町道の認定するための基準というのもございます。これによって、皆様からご相談いただいた路線について判断をさせていただいているわけですけれども、まずそういった事案等があれば、ご相談には応じたいなと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第76号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会します。

午後 1時54分散会

令和元年第4回山田町議会定例会会議録（第4日）

招 集 告 示 日	令和元年12月11日					
招 集 年 月 日	令和元年12月16日					
招 集 場 所	山田町役場5階議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和元年12月19日午前10時00分			議 長	昆 暉 雄
	散 会	令和元年12月19日午後 1時20分			議 長	昆 暉 雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ (不応招) ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	昆 清	○	8	佐 藤 克 典	○
	2	阿 部 吉 衛	○	9	木 村 洋 子	○
	3	吉 川 淑 子	○	10	関 清 貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横 田 龍 寿	○
	5	菊 地 光 明	○	12	坂 本 正	○
	6	黒 沢 一 成	○	13	阿 部 幸 一	○
	7	山 崎 泰 昌	○	14	昆 暉 雄	○
会 議 録 署 名 議 員	4 番 豊間根 信	5 番 菊 地 光 明	6 番 黒 沢 一 成			
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	福 士 雅 子		書記	齋 藤 絢 介	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	健康子ども課長	濱 登 新 子	○
	副 町 長	甲 斐 谷 義 昭	○	建設課長	昆 健 祐	○
	副 町 長	吉 田 雅 之	○	建築住宅課長	芳 賀 道 行	○
	技 監	香 木 和 義	○	上下水道課長	中 屋 佳 信	○
	総務課長	甲 斐 谷 芳 一	○	消防防災課長	福 士 勝	○
	財政課長	古 舘 隆	○	教育長	佐々木 茂 人	○
	復興企画課長	川 守 田 正 人	○	教育次長兼 学校教育課長	箱 山 智 美	○
	会計管理者兼 税務課長	白 土 靖 行	○	生涯学習課長	後 藤 清 悦	○
	農林課長	川 口 徹 也	○	監査委員	佐 藤 省 次	○
	水産商工課長	野 口 伸	○			
	町民課長	佐々木 真 悟	○			
	長寿福祉課長	武 藤 嘉 宜	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和元年第4回山田町議会定例会議事日程

(第4日)

令和元年12月19日(木)午前10時開議

- 日 程 第 1 議案第77号 令和元年度山田町一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 2 議案第78号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 3 議案第79号 令和元年度山田町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日 程 第 4 議案第80号 令和元年度山田町一般会計補正予算(第4号)
- 日 程 第 5 議案第81号 令和元年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日 程 第 6 議案第82号 令和元年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日 程 第 7 議案第83号 令和元年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日 程 第 8 議案第84号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日 程 第 9 議案第85号 令和元年度山田町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日 程 第10 認定第2号 平成30年度山田町一般会計決算の認定について
- 日 程 第11 認定第3号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について
- 日 程 第12 認定第4号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日 程 第13 認定第5号 平成30年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)決算の認定について
- 日 程 第14 認定第6号 平成30年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)決算の認定について
- 日 程 第15 認定第7号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について
- 日 程 第16 認定第8号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について

令和元年12月19日

令和元年第4回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

ここで、議案審議に入る前に、昨日行われた6番黒沢一成君の質疑中、答弁保留したものについて答弁したい旨の申し出がありますので、これを許可します。技監。

○技監(香木和義)

昨日の議決案件でありました豊間根排水路の件で答弁させていただきます。

質問の内容が豊間根排水路の吐け口管と高水位の高さの関係についての質問でございましたけれども、高水位と吐け口管路の管頂部と差は約1.8メートルであることをお答えさせていただきます。

以上です。

○議長(昆 暉雄)

引き続き、4番豊間根信君の質疑中、答弁保留としたものについて答弁したい旨申し出がありますので、これを許可します。学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長(箱山智美)

それでは、昨日答弁保留といたしました教室等冷房設備運用に係る基本的な考え方について説明させていただきます。

まず、電気料等のこれからのコスト等に係る考え方でございますが、まだ運用前ということで、この使用頻度、あとは気象状況等々がまだ想定困難なことから、当初予算のところ、光熱費を昨年度並みと計上する予定とし、必要に応じながら、状況を見ながら補正で対応していくという考えです。

なお、昨年度並みというのは小学校9校が3校、中学校2校が1校ということになるので、大きな形で今計画のほうを進めているところでございます。

次に、メンテナンスの回数やフィルター交換、清掃等についてですが、今回設置する空調設備は法

令上設置者または使用者による定期的な点検が義務づけられているところがございます。この時期、そしてその内容を学校と相談しながら今後進めてまいりたいと。また、その中でフィルター交換については、ここについてはちょっとまだ詳しいことが決まっていないのですが、日常こまめに掃除であったり点検をしながら必要に応じて交換するというので、まず今は考えをしているところがございます。

以上です。

○

○議長（昆 暉雄）

進行します。

日程第1、議案第77号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

議案第77号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の補正予算は、令和元年10月の台風19号により発生した災害対応として発災直後から既存予算や予備費の充用により緊急対応してきましたが、2次災害防止のための応急復旧や被災者の生活再建支援等への対応として直ちに補正予算の措置が必要であることから予算編成を行い、その緊急性から地方自治法第179条第1項の規定により令和元年10月29日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

また、国庫補助等を導入する公共災害復旧事業の工事費などについては、その災害査定の実施状況などを見て適切な時期に補正予算を提案する必要があると考えておりますので、あわせてご理解をお願い申し上げます。

今回の歳入歳出の予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億7,231万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150億7,463万円とするものであります。

なお、5ページの第2表、地方債補正及び21ページの給与費明細書など人件費に係る部分の説明は省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、目の増減額が500万以上の主なものについてご説明いたします。

7ページをお開きください。初めに、歳入であります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目農林水産業費国庫負担金1,056万8,000円の増額は、4節の林道施設災害復旧事業国庫負担金の増などによるものです。

5目土木費、国庫負担金1億5,344万9,000円の増額は、2節公共土木施設災害復旧事業国庫負担金の増によるものです。

2 項国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金1,533万3,000円の増額は、4 節災害等廃棄物処理事業国庫補助金の増によるものです。

5 目土木費国庫補助金5,366万6,000円の増額は、3 節の堆積土砂排除事業国庫補助金の増などによるものです。

8 ページをお開きください。15款県支出金、3 項委託金、2 目民生費委託金1 億668万5,000円の増額は、2 節災害救助等委託金の増によるものです。

18款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政直接基金繰入金3 億8,491万2,000円の増額は、1 節財政調整基金繰入金の増によるものであります。これにより、本補正予算時点での本年度末の現在高は58億2,000万円程度となる見込みです。

21款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。11ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費2,987万9,000円の増額は、19節の長期派遣職員人件費負担金の増などによるものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費7,500万円の増額は、21節災害援護資金貸付金（台風19号分）の増によるものです。

12ページをお開きください。4 項1 目災害救助費1 億1,832万9,000円の増額は、19節の被災住宅応急修理補助金の増などによるものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目環境衛生費3,397万1,000円の増額は、13節の災害廃棄物分別運搬等業務委託料の増などによるものです。

次のページをごらんください。6 款農林水産業費、2 項林業費、3 目町有林管理費575万8,000円の増額は、15節の町有林流出土砂除去工事費の増などによるものです。

14ページをお開きください。7 款1 項商工費、4 目観光費1,767万1,000円の増額は、15節観光施設維持補修工事費の増によるものです。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費3,000万円の増額は、15節町道維持補修工事費の増によるものです。

次のページをごらんください。5 項下水道費、1 目下水道総務費873万9,000円の増額は、28節公共下水道事業特別会計繰出金の増によるものです。

6 項住宅費、2 目住宅支援費1 億6,140万円の増額は、19節の被災住宅補修補助金の増など、住宅再建に対する各種補助金の新設によるものです。

17ページをお開きください。11款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、2 目単独農業施設災害復旧費505万9,000円の増額は、15節農道災害復旧工事費の増によるものであります。

3 目林業施設災害復旧費1,518万9,000円の増額は、13節の林道災害復旧工事測量設計業務委託料の増などによるものです。

2 項土木施設災害復旧費、1 目公共土木施設災害復旧費3 億4,387万円の増額は、13節の道路等災害

復旧工事測量設計業務委託料の増などによるものです。

次のページをお開きください。2目単独土木施設災害復旧費8,443万6,000円の増額は、15節の単独土木施設災害復旧工事費の増などによるものです。

3項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費800万円の増額は、13節の船越小学校法面災害復旧工事測量調査積算設計業務委託料の増などによるものです。

2目公営住宅施設災害復旧費649万円の増額は、15節の町営住宅長林団地仮復旧工事費の増などによるものです。

3目社会教育施設災害復旧費749万6,000円の増額は、15節の鯨と海の科学館冷暖房機器修繕工事費の増などによるものです。

次のページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億7,231万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ150億7,463万円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。質疑する方は、ページ数を述べて質疑をしてください。6番。

○6番黒沢一成議員

18ページです。18ページの上のほうの委託料に田の浜地区の災害復旧調査業務委託料というのがあるのですが、1600万と結構金額が大きいので、災害復旧調査というのですが、どのような内容なのかをお願いします。

その下の大沢小学校と船越小学校ののり面の復旧工事の測量調査なのですが、これも800万なのですが、この2つが幾らと幾らなのか。いつも思うのですが、測量調査するだけで結構な金額になるのですが、そんなにかかるといのが正直な感じなのですが、そこまでは答えられないとは思いますが、この内訳だけお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは、私のほうからは1点目の検証業務の委託料のほうについてお答えします。

この委託料については、検証業務のマネジメント業務といいますか、そういった業務が1つ、それから概略設計、復旧工法等の提案といいますか、そういったものを進める業務を委託するというものでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

今分けてほしいということですが、入札の関係があると思いますので、そのものを含めてから、考え方を説明をお願いします。建設課長。

（「分けてというのは小学校ののり面のほうです。大沢と船越で
幾ら、幾らなのか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

それでは、公立学校の委託料のほうについてお答えさせていただきます。

大沢小学校の委託料のほうは200万、船越小学校のほうの委託料は600万となっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

今、田の浜のほうですけれども、どのような復旧をするかという分の提案まで入るような感じだったのですけれども、これは検証委員会の結果とは関係なくということ、今から入っているの、ということだと思えるのですけれども、検証委員会でどのような提案がなされるかはまた別ということだと思えるのですけれども、何でしょうね、その関係性というか、検証委員会のほうでこういう形で復旧したほうがいいのではないですかという提案がなされた場合に、この今回の調査の結果とどのような形で合わせていくというか、どちらのほうを優先するのかという点についてお願いします。

それから、のり面の復旧のほうなのですけれども、私は結構金額が大きいなと思うのですけれども、見た目でそんなかかるのかというのかというのが正直な感想なのですけれども、この委託は入札というのか、見積もりをとって入札というのか、そういう形で進めていくのか、それとも……どこのどういう業者にどういう金額で頼むかという部分についてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

田の浜の検証との関係ですけれども、まず検証委員会のほうでも復旧方針等をまずまとめて提案をいただくわけですけれども、その際にまず工法等の考えられるパターンというものをある程度事務局のほうでもお示しして、それで検討していただくというふうな、そこである程度検証委員会の方向性というもので出していただくと、そういうイメージであります。

それから、2点目の委託料が高いのではないかとご指摘なのですが、災害査定等の委託料になりますと現場の測量調査とかそういったものが入ってきますので、実施設計、詳細設計に比べると人工等の人件費等が入ってきますので、どうしても高くはなってきます。

それから、発注方法については、国からも通知等は来てはいますが、やはり緊急的な対応に係る部分については随意契約等で発注していいということもありますので、そういった柔軟な対応をと

ってきております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

調査設計ということなのですけれども、具体的にはどのような業者に頼むものなのかだけお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

基本的には土木系のコンサルタントのほうに発注するということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。7番。

○7番山崎泰昌議員

11款についてお尋ねします。

この補正予算が住民の安全を確保するために措置されたというのは、十分理解できます。そこで、災害査定を今受けている途中ですけれども、これを受けない以上は手をつけられないところがあるのかというのはあるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず考え方とすれば、緊急的な応急復旧が必要だとされる箇所については工事を進めているということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

今の答弁で緊急性を要するところはやるということですが、町内見てみれば手がついていなくてちょっと危ないなと思うようなところがあるのですよね。例えば田の浜なのですけれども、田の浜方面から行くと日向の脇におりるところをちょっと越えた山の上の、あれは配管なんだか何だかわからないのだけれども、それがもうむき出しになって転げ落ちてくるのではないかという住民の方々の心配がありますし、また沢とか、青線とか、木が流れて塞がったところとか、そういうところは随

時直していくとは思うのですけれども、そういうところに関しても計画的にやるつもりなのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

まず、この3号補正につきましては緊急的な部分を予算措置しております。それ以外の通常直さなければならぬところにつきましては、それ以降の4号補正以降で対応するということになっております。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

議員ご指摘のとおり、まず沢、公共債の対象にならないような沢等も各所にございます。そういったところも、本当に緊急的なものを優先に工事は対応していきたいなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番山崎泰昌議員

答弁はわかりましたけれども、財政課長の答弁のとおり、私が今具体例挙げたあその場所、あれは町とすれば危険性はないという認識でいいのですか。もしその認識がないのだったならば早急に措置しなければならないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ご意見等踏まえて、ちょっとそこはもう一度検討させていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。1番。

○1番昆 清議員

確認ですけれども、18の3項の織笠コミュニティ広場の災害復旧工事費というものが上がってしまってますけれども、これは三鉄側のほうののり面の作業かなと思いますが、その辺よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

織笠コミュニティ広場の災害復旧工事でございます。こちらのほうは、町民グラウンドのり面崩落に

よる土砂の堆積、流出土砂によるベンチ破損等の改修というものでございます。

○1番議員 昆 清議員

済みません、もう一度お願いします。

(「具体的な場所を言って」と呼ぶ者あり)

○生涯学習課長 (後藤清悦)

場所は、山田中学校の下にございます織笠コミュニティ広場、こちらのところで町民グラウンドのり面が崩壊してございまして、こちらの土砂の堆積がございまして、また、こちらのコミュニティ広場のベンチ等も破損してございまして、こちらのほうを修繕するというものでございます。

(「ありがとうございました。わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

建設課長。

○建設課長 (昆 健祐)

今のご指摘の箇所については、災害復旧で建設課のほうで対応するということになっております。

○議長 (昆 暉雄)

1番、いいですか。

○1番議員 昆 清議員

はい、よろしいです。

○議長 (昆 暉雄)

10番。

○10番 関 清貴議員

私からは、箇所数がダブるので、まず14ページの観光費なのですが、観光施設維持補修工事費、これはどこの場所なのか、全て場所の確認なのですが、ここはどこの場所なのかということと、あとは17ページの林道災害復旧工事の測量設計業務委託が1,200万計上されているのですが、これはどこの林道なのか。あと、同じページの下のほうに行きまして、委託費が2億4,837万という金額が上げられていますが、これは3本の業務委託料のようですが、道路等とか、公園等とか、どこなのか、堆積土砂排除委託料、どこなのか教えてください。

○議長 (昆 暉雄)

水産商工課長。

○水産商工課長 (野口 伸)

1点目の観光施設の部分でございまして、まず旧タブの木荘の駐車場のり面崩壊場所と、この補修ということです。あとは、荒神観光車道途中のり面崩壊がございましたので、その部分。あとは、荒神海水浴場の駐車場の土砂崩れ対応。あとは、最後にオートキャンプ場のエコハウス、建物が損壊した部分の撤去というところになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

私からは、2点目の林道災害復旧工事測量委託の1,200万の箇所ということでございますが、3路線ございまして、林道草木線、林道島田線、林道大沢線の3路線となっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

私のほうからは、土木費の委託料についてお答えします。

道路等の災害復旧工事の委託料についてでございます。これは、道路、河川の部分でございます。63件の委託料となっております。

それから、公園等については船越公園等の委託料の分ということになります。

それから、田の浜地区の土砂排除委託料についてですが、これについては田の浜地区の宅地内から路上に出された堆積土砂の委託料の分ということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

先ほどの答弁に訂正がございます。大沢線と申し上げてしまいましたが、大浦線の誤りでございました。大変失礼いたしました。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

そうすれば、まず観光施設で私は1,700万かけるのは多分オートキャンプ場かなという想像をしていたのですが、それ以外にも荒神とかタブののり面崩壊とかあってあったのですが、オートキャンプ場の復旧というのは多分この程度では済まされないかなと思うのですが、あれをどのようにこれから予算計上していくのか、その方向が見えていましたら教えてください、1つは。

あとは、林道はわかりました。

あと、建設課のほうの11款の委託料なのですが、堆積土砂排除委託料、住居から、あと道路から取ったやつが補助金、歳入のほうに出ている補助金に対応した事業なのかどうか、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、オートキャンプ場の今後の方針というところになりますが、船越地区一帯、船越公園を含めてなのですが、入江田沼の周辺で今度県で施設を整備するというところで、ただ今回の台風の影響で一体的に整備、町と協力してしようという話がございまして、その中でオートキャンプ場を現地で復旧するのか、あるいは新たな場所で再開するのかといった部分で現在検討しているという状況でございますので、まだ方向性については現在検討しているという状況であります。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは、堆積土砂の排除事業についてですけれども、議員お話しのとおり歳入のほうに連動した事業ということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

最後になりますが、12ページで災害救助費で時間外勤務手当2,200万見ているのですが、この台風19号で課の対応というか、それに向けた人員配置、機構改革等を考えているのかどうか。この時間外手当が余りにも膨大な、各課にまたがったのをここにまとめたのかどうか、ちょっとわからないのですが、その辺についても聞きながら、今後そういう機構改革とか、集中して19号に臨む姿勢があるかどうかお伺いしたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（甲斐谷芳一）

私のほうからお答えいたします。

まず、この職員時間外手当については台風19号関連に限っての時間外でございます。これについては、後ほど特別交付税のほうへ要望をしていきたいと考えております。

それから、体制でございますが、議員おっしゃるとおり、この台風19号の復旧に対応するチーム、この編成については内部で検討を着手しております。ただ、そのほとんどが支援職員、派遣職員に頼らざるを得ませんので、その確保に今対応しているというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第77号 令和元年度山田町一般会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第77号は承認することに決定しました。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第2、議案第78号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長 (中屋佳信)

議案第78号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、台風19号により被災した下水道施設の迅速な復旧を図るため関係予算を調製する必要が生じ、その手続に急施を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和元年10月29日に専決処分したものであります。

なお、復旧に係る事業費やそれに係る補助等については今後実施される災害査定により調製されることから、適切な時期に再度補正予算を提案したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,784万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,365万2,000円としたものです。

歳入歳出予算の前に、5ページをお開きください。第2表、地方債補正であります。災害復旧事業の限度額を2,070万円増額するものです。

それでは、歳入歳出事項別明細書により主なものについてご説明いたしますので、7ページをござ

んください。歳入です。2款国庫支出金、2項国庫負担金、1目下水道費国庫負担金3,840万7,000円の増額は、災害復旧事業に係る公共土木災害復旧負担金を増としたものです。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金873万9,000円の増額は、災害復旧事業費に係る一般会計繰入金を増としたものです。

6款1項町債、2目災害復旧債2,070万円の増額は、下水道施設災害復旧債の増によるものです。

9ページをごらんください。歳出です。1款1項下水道管理費、2目事業管理費864万6,000円の増額は、被災した公共下水道船越処理区の応急復旧に係る消耗品費、光熱水費、業務委託料などの経費計上によるものです。

4款1項災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費5,210万円の増額は、前須賀中継ポンプ場の災害復旧に係る査定設計委託料及び応急工事費の計上によるものです。

2目単独土木施設災害復旧費710万円の増額は、田の浜地区下水管渠清掃業務委託料及びクリエイトピュアふなこしのり面復旧工事費の計上によるものです。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,365万2,000円としたものであります。

以上、提案理由の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから、議案第78号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第78号は承認することに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第79号 令和元年度山田町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

議案第79号 令和元年度山田町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、台風19号により被災した水道施設の迅速な復旧を図るため関係予算を調製する必要が生じ、その手続に急施を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和元年10月29日に専決処分したものであります。

なお、復旧に係る事業費やそれに係る補助等については今後実施される災害査定により調製されることから、適切な時期に再度補正予算を提案したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

今回の補正は、令和元年度山田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出額に4,000万円を追加し、収益的支出予定額を4億2,393万8,000円としようとするものです。

それでは、支出の見積基礎によりご説明申し上げますので、最終ページの4ページをごらんください。収益的支出、第1款水道事業費用、第3項特別損失、第4目災害による損失、第1節災害による臨時損失4,000万円の増額は、台風19号の被災による水道施設の復旧を目的に計上したもので、主なものとしましては四十八坂地区の送水管破断、山田第3水源地及び織笠第3水源地のポンプ故障、大浦、外山地区ほか浄水場の施設損壊などの応急復旧及び本復旧に係る修繕費及び材料費となります。

なお、2ページ、3ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、お目通しをお願いします。

以上、提案理由の説明としますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第79号 令和元年度山田町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第79号は承認することに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第80号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

議案第80号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、台風19号被害に係る災害復旧費用や復興交付金の返還金の計上、人事院勧告・人事異動に伴う人件費の調整、予算全体の所要額を見直し、年度末までの適正な事業執行を確保することなどを目的に補正予算の編成を行ったものであります。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30億7,153万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ181億4,616万としようとするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に、7ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。本補正予算において繰越明許費として翌年度に繰り越そうとする事業は、8款土木費、4項都市計画費、小谷鳥地区集会施設整備事業（復興交付金事業）1,536万1,000円及び山田地区集会施設整備事業（復興交付金事業）2,564万5,000円の2事業、4,100万6,000円を本年度中の事業完了が困難と見込まれることから、繰越明許費としてあらかじめ予算議決を得て翌年度に繰り越して使用できることとするものであります。

なお、9ページから11ページの第3表、地方債補正及び43ページの給与費明細書など人件費に係る部分の説明は省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、目の増減額が500万円以上の主なものについてご説明いたします。

13ページをお開きください。初めに、歳入であります。10款1項1目地方交付税7,614万7,000円の増額は、1節特別交付税の増などの増減によるものであります。これにより、令和元年度の予算計上額は特別交付税1億8,000万円、震災復興特別交付税11億4,677万9,000円となるものであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,842万3,000円の増額は、3節の障害者自立支援給付費国庫負担金の増などによるものであります。

4目教育費国庫負担金2,611万4,000円の増額は、2節公立学校施設災害復旧事業国庫負担金の増によるものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億7,299万5,000円の増額は、1節復興交付金の増によるものであります。

次のページをお開きください。3目衛生費国庫補助金5,120万円の増額は、4節災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の増によるものであります。

5目土木費国庫補助金1億3,372万7,000円の減額は、1節の防災・安全社会資本整備交付金（道路）の減などによるものであります。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金729万7,000円の増額は、4節の障害者自立支援給付費負担金の増などの増減によるものであります。

次のページをごらんください。2項県補助金、2目民生費補助金1,365万円の増額は、5節被災者生活再建支援事業費補助金（台風19号分）の増によるものであります。

5目商工費補助金2,647万5,000円の増額は、1節地域なりわい再生緊急対策交付金の増によるものであります。

次のページをお開きください。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,985万9,000円の増額は、1節財政調整基金繰入金の増によるものであります。これにより、本補正予算時点での本年度末の現在高は57億9,000万円程度となる見込みです。

5目復興交付金管理運営基金繰入金26億1,484万4,000円の増額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の増によるものであります。これにより、歳出の積み立て分を加えた年度末の現在高は46億7,000万円程度となる見込みです。

6目復興まちづくり基金繰入金2,066万7,000円の増額は、1節復興まちづくり基金繰入金の増によるものであります。これによる年度末の現在高は13億1,000万円程度となる見込みです。

9目ふるさと応援基金繰入金1,204万4,000円の増額は、1節ふるさと応援基金繰入金の増によるものであります。これによる年度末の現在高は9,000万円程度となる見込みです。

次のページをごらんください。20款諸収入、4項1目雑入1,672万6,000円の減額は、4節の平成23年度製氷保管施設早期復旧支援事業費補助金返還金の減などの増減によるものであります。

21款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。20ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、21目その他基金費1億7,280万4,000円の増額は、25節復興交付金管理運営基金積立金の増によるものであります。

22目復興推進費26億4,905万5,000円の増額は、23節の復興交付金返還金の増などによるものであります。

次のページをごらんください。3項1目戸籍住民基本台帳費1,594万2,000円の減額は、次のページをお開きください。18節のコンビニ交付システム機器購入費の減などの増減によるものであります。

次のページをごらんください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費859万1,000円の増額は、20節の福祉灯油購入費助成金の増などの増減によるものであります。

2目障害者福祉費3,545万1,000円の増額は、次のページをお開きください。20節の障害福祉サービス給付費の増などによるものであります。

3目老人福祉費2,204万3,000円の増額は、19節の県後期高齢者医療広域連合負担金過年度分の増などの増減によるものであります。

次に、27ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費1億958万7,000円の増額は、13節の災害廃棄物処分委託料の増などによるものであります。

29ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1,100万円の増額は、15節農地・農業用施設維持補修工事費の増によるものであります。

7目多面的機能支払交付金事業費1,262万6,000円の増額は、23節多面的機能支払交付金返還金の増によるものであります。

30ページをお開きください。3項水産業費、2目水産振興費3,376万8,000円の減額は、23節平成23年度製氷保管施設早期復旧支援事業費補助金返還金の減によるものであります。

5目漁港建設費600万円の増額は、15節の織笠漁港施設機能強化事業工事費の増などによるものであります。

次のページをごらんください。7款1項商工費、2目商工業振興費2,648万2,000円の増額は、19節の地域なりわい再生緊急対策交付金の増などによるものであります。

32ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費2,417万円の増額は、15節の維持補修工事費の増などの増減によるものであります。

3目道路新設改良費1億6,608万円の減額は、15節の町道路肩改良工事費の減などによるものであります。

次のページをごらんください。4項都市計画費、2目土地区画整理費630万3,000円の増額は、34ページをお開きください、13節の山田地区（低地部）都市再生区画整理精算業務委託料の増などによるものであります。

次のページをごらんください。6項住宅費、2目住宅支援費1,115万円の増額は、19節の被災者生活再建支援事業補助金の増などによるものであります。

9款1項消防費、3目消防施設費2,031万円の増額は、17節の第7分団消防屯所用地取得費の増などによるものであります。

次に、36ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費1,321万1,000円の増額は、18節の小学校学習机購入費の増などの増減によるものであります。

2目教育振興費672万6,000円の増額は、11節の消耗品費の増などによるものであります。

39ページをお開きください。6項保健体育費、3目学校給食施設費892万6,000円の増額は、18節の学校給食センター調理施設等備品購入費の増などによるものであります。

40ページをお開きください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目単独農業施設災害復旧費2,504万円の増額は、15節の農地災害復旧工事費の増などによるものであります。

6目単独水産業施設災害復旧費1,668万9,000円の減額は、15節海岸保全施設災害復旧工事費の減に

よるものであります。

2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費3,200万円の増額は、13節道路等災害復旧工事実施設計業務委託料の増によるものであります。

2目単独土木施設災害復旧費2,843万8,000円の増額は、15節の土木施設災害復旧工事費の増などによるものであります。

次のページをごらんください。3項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費3,917万2,000円の増額は、15節の船越小学校法面災害復旧工事費の増などによるものであります。

42ページをお開きください。14款1項1目予備費1,000万円の増額は、予備費の増によるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30億7,153万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ181億4,616万円としようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。これもページ数を提示をして質問願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

引き続き、歳出全款の質疑を許します。6番。

○6番黒沢一成議員

32ページです。一番下の新設改良費の工事請負費の減なのですが、4つ項目載っているのですが、内訳をお願いします。

それから、35ページの9款の消防費の第7分団屯所用地取得費なのですが、この場所がどこなのかをお願いします。

それから、36ページの下から3つ目に小学校学習机購入費があるので、この内容をお願いします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは、私からは32ページの道路新設改良費の工事請負費の減額の内訳ということでご説明いたします。

内訳ですが、長林・大浦線道路改修工事費2,505万円の減、それから町道路肩改良工事費、これは長

崎地区の事業でございます。これが9,688万円の減。それから、3つ目ですが、荒川地区の歩道整備工事費5,005万円の減、それから桜山トンネルは、ここはこれからの入札に係る部分なので差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

第7分団屯所用地取得費に係る用地についてですけれども、本補正予算の議決をいただきましてから土地所有者との価格交渉となるものでありますので、現時点においては土地の公表は控えさせていただきます。

なお、候補地の選定につきましては7分団内で十分に検討をしていただいた場所となります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

それでは、私からは36ページ、小学校学習机購入費についてご説明させていただきます。

昨年度中学校の学習机購入費ということで、B判のサイズに対応した机からA判のサイズに対応した机ということで、大きな机に今かえているというところで、山田小学校と豊間根小学校のほうに大きな机を全ての子供の分入れると。なお、船越小学校については既に大きな形の机がもう納入されてございますので、これで町全ての小学生の子供たちにも今の大きなサイズに合った机が支給されるということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番黒沢一成議員

道路の工事費の減なのですけれども、できなかったから減なのか、それともやった分の中の減なのかについてで、できなくて減の場合はなぜできなかったのかをお願いします。

それから、屯所の場所は公表できないということなので、いいのです、公表できないのはいいのですけれども、7分団内で話し合ったことというので、6とか、8とか地域的な、場所的な、位置的な部分のバランスもとれている場所ということで選んでいるかとは思うのですけれども、その点についてだけ一言お願いします。

学習机に関してはわかりました。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは、工事費の減でございます。工事ができなかった理由でございます。1つは、国の社会資本整備総合交付金並びに防災安全交付金がちょっと減額になって、予定した工事が、事業量ができなくなったということでございます。まず、長崎地区の路肩整備とか橋梁補修事業、この事業でやっているのですけれども、配分が非常に低かったということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

第7分団屯所候補地ですけれども、議員ご確認のとおり、第7分団内で6分団、8分団の屯所の位置等を考慮しての選定となっております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 関 清貴議員

私からは、歳出のほうで確認しようと思ったら歳出なかったもので、継続費の設定のほうで来たのですけれども、第1団地の集会施設が今年度予算とって、継続費の設定が今回の議案に出されているわけですが、これのおくれている理由を教えてください。

あと、次はなりわい再生事業、商工費ですか、商工費の31ページの7款1項2目の19節、これが今回の補正で2,647万5,000円ふえています、ふえた主な要因を教えてください。

次、先ほど同僚議員のほうからも質問がありましたが、32ページの道路新設改良費の長崎地区のほうの町道路肩改良工事費、これ配分が減ったから減らさざるを得なかったと。それは、町の総合発展計画上、少しおくれが出ると思うのですが、そのことも考えてこれを減にしたのかどうか教えてください。

あと、また同僚議員がしました35ページの7分団屯所、これ予算的には1,990万と出ているのですけれども、これの根拠となった用地面積と単価を教えてください。

あと、次が39ページのコミュニティ対策費で、中央コミュニティセンターのトイレの改修工事の設計委託が増になっているわけですが、その反面、集会施設のトイレ簡易水洗工事費が減になっていると。これは、町の整備計画の方向変換をしたのかどうか、その辺確認したいと思いますので、答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（川守田正人）

繰越明許費の設定の関係でございます。山田地区の集会所施設整備事業につきましては、復興庁との協議に時間を要したということで繰り越しをして翌年度に使用できるようにと、こういうことでございます。復興庁からは先月末にゴーサインが出ましたので、ことし中には公告をして建設、来年の夏ごろまでには完成できるように進めていきたいというふうには考えております。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

2点目の地域なりわい再生緊急対策交付金についてです。こちらについては、台風第19号で被災された事業所を対象とする事業で、今回新たに予算計上したものでございます。中身については、店舗など施設あるいは設備等の4分の3を補助するといった内容でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

私からは、長崎地区の路肩整備の件でございます。まず、この路肩整備事業も継続事業で総合計画のほうにのせて30年度から事業を進めておるものでございます。ですが、交付金が追いつかないということもありまして、5年計画で進めておったのですが、これを令和7年まで延伸してやらざるを得ないというふうな判断に至ってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（福士 勝）

第7分団屯所用地取得に係る単価、面積でございますけれども、単価の算定に関しては山田町の登録業者である協同組合岩手県資産評価システムセンターと随意契約により不動産鑑定業務委託契約を締結しまして、その調査結果をもって査定したものであります。

なお、面積、単価についてはこれからの交渉となるデリケートな部分でございますので、控えさせていただきます。

あと、取得面積に関しては団員の駐車場、ホース乾燥棟などを考慮して、震災後に建設されましたほかの第3分団、第4分団、第6分団等の面積に遜色のない広さを有しております。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

コミュニティ対策費の委託料及び工事請負費についてご説明いたします。

今年度中央コミュニティセンターのトイレの洋式化を計画してございましたが、トイレの配水管、水道施設とも老朽化しており、大規模な改修が必要なことから、今年度は設計を行うこととし、工事請負費から全額減額したものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番 清貴議員

そうすれば、第1団地の集会施設、事情わかりました。もう発注する寸前ですので、できるだけ早く効果を出して、あの辺住民組織等もできるよう努力しているようですので、その努力に報いるよう町でも頑張っていたきたいと思います。やはりコミュニティの拠点施設がなければなかなかコミュニティも進まないのが、飯岡地区の整備してもらってすごいありがたく感じておりますので、それを痛感していますので、第1団地においてもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、なりわいのやつはこの前全員協議会でも説明受けましたのでわかりました。

次に、建設課のほうの路肩のやつが延びたということはわかるのですが、延びても継続ですので少しの事業費、少しの事業費と言えば語弊があるのですが、継続しているものというのはきちんとそれなりの形を終了するまでとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして次に、7分団の屯所はデリケートな問題なので今公表できないと言いますが、ここの予算にのせるからには算出根拠があつてのせていると思いますので、その辺を少し、デリケートだと言うので余り質問はしませんが、まず安心したのはほかの災害復旧でやった消防団に比較して遜色のないようなスペースを確保するという、そういう力強い言葉をいただきましたので、ぜひ町のほうでも分団員の駐車場とか、ホースを干すスペースとか、そのようなものはきちんと確保するようお願いしたいと思いますので、これはもう少したつてからまた、次の補正あたり出るかどうかかわからないですが、そのときに質問いたします。

あと、最後の教育費のコミュニティ対策費ですが、私が聞いているのは、コミュニティセンターのほうの工事請負費を金額が高くなるので業務委託料に差しかえたということではなくて、ほかの集会施設、古い集会施設を順次簡易水洗のトイレに切りかえていくという多分計画をして、毎年度予算計上して、私ことしなるものだと思っていたら、ここで200万落ちていると。そうすれば、町のほうの計画というのは途中で変更したのかどうか、その辺を聞いていたつもりがしたのですが、今の話だと、コミュニティセンターの工事費がかかるので委託費のほうに回したと、そういう答えで、私が質問しているのと違った回答がありましたので、また再度回答をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

方向変換したということではなく、このトイレ改修というのは洋式化を進めるというものが事業でございまして、中央コミュニティセンターのトイレの洋式化ということで検討をしていて、そちらの工事が設計をしなければ工事のほうが進まないということで、委託料のほうに設計をして、今年度工事ができないことから、工事費のほうを減額したというものでございます。

(「年次計画でやっているというの今までの方針だったのに」「やるって答弁したんだ、最初は、1年に1カ所ずつ」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

待ってください、今。

(「質問者に対して丁寧に答えたほうがいいと思います」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長に申し上げます。課長の答弁しているのは、予算をやったの分で予算の分を削除をするということの話だと思うのですが、質問者は、そうでなくて、各集会所のトイレを直すと言っているのは、それはどうなったかということなので、その点を答えていただきたいと思うのですが、わかりますか。わからなければ後でさせますけれども……

(何事か呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（後藤清悦）

毎年年度計画でトイレの改修をするということについては、変更はございません。ただし、今年度は中央コミュニティセンターの計画をしてございましたけれども、こちらの計画が、先ほど申しましたとおりトイレの配水管、水道施設とも老朽化をしていることから、工事の実施ができなかったということでございます。こちらのほうの実施に向けて委託のほうを実施していくというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番議員に申し上げます。そういう内容ですので、不明がありましたから、決算委員会がありますので、後で……

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず、財源、交付金等の厳しい状況はございますが、議員ご指摘のとおり、計画したものは推進できるように努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番関 清貴議員

最後ですので、そうすれば2点、建設課のほうにはただいまの答弁のとおりやっていくという力強い回答をいただきました。とにかく後期計画のほうにも着手する準備になっているようですので、できるだけ後年度に残さないように、特に飯岡長崎地区、今まで震災で結構皆さん早期復興のために協力してきた住民の方々ですので、その方々の生活環境をよくするというのも少し考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、コミュニティ対策費のトイレなのですが、私が聞いているのは、町内の集会施設はほとんど老朽化していて、前にできたのでほとんどが和式なわけですね。今の生活様式は皆さんご存じのとおり洋式の椅子等で暮らしている部分が多いので、それなので順次古くなった集会施設もトイレも使いやすいように、高齢者が使いやすく、足腰が弱い人が使いやすいようなトイレに直すようという事で、たしかここ二、三年、集会施設のトイレの洋式化というか、それは進められていたと思っていたのですよ。ところがどっこい、今回中央コミュニティのトイレを直すのでということで200万盛られて、それはそれで中央コミュニティセンターのほうもトイレかなり評判が悪いのは私にも入ってきていますので、それについてはよろしいのですが、ただ従前から行われていた集会施設、古い集会施設等のトイレの整備がここで中座してしまうのかなと思って、予算を落とされたので中座してしまうのかなと思って懸念して質問したわけでございます。その辺について3問目、回答お願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

先ほど議長のほうから話があったように、決算委員会のほうで詳しいところについてはまた担当課長のほうからお話をさせていただきますが、決して集会施設のトイレ、簡易水洗化、これなくなったわけではございません。進めている中で不落等々いろいろありまして、今その見直し等をかけながら、もう一度ここを考えていきたいと。また、議員からご指摘があったように洋式化という部分と簡易水洗化という部分、ここの整理ももう少ししながら、しっかりと皆様が困らないようにそこは進めたいということで計画のほうはしておりましたので、また改めて詳しいことは説明させていただきます。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

10番議員、もし不明だったら決算、30年度でやってください。

ほかにありませんか。9番。

○9 番木村洋子議員

39ページの教育費なのですが、11節のところの学校給食試行の部分ですけれども、この詳しい具体的な内容をお願いいたします。

それと、40ページなのですが、災害復旧費の15節の部分ですけれども、農地災害復旧工事費の部分ですが、この台風で被災した田んぼが数多くありますが、今どれぐらい進んでいるのかと、農業者のところではできれば春、田植えまでというところがありますが、その部分はどういうふうになっているか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

それでは、39ページの11節学校給食試行のこの賄い費についてでございます。ここにつきましては、2月から実施します子供たちの給食の試行に係る分の材料費ということになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

私からは農地の災害復旧についてご説明申し上げます。

現在の進捗状況ということでございますが、まだ土砂が入ったままというふうに認識しております。予算を確保できてから説明会を開催いたしまして、来春の耕作に間に合うように進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番。

○9 番木村洋子議員

学校給食のほうですけれども、2月ということですが、何日ぐらいを予定しているのかをお願いいたします。

圃場のほうは、よろしくそこら辺はお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（箱山智美）

各校、大体3回程度の部分は何とか子供たちに試食をさせたいなというふうに今計画を進めているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

9番、よろしいですか。

○9番木村洋子議員

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

31ページの商工業振興費でございます。地域のなりわい再生緊急対策交付金2,647万5,000円と上がっておりますが、何件ぐらい予定しているのですか、大体、応募者。それで、これだけで間に合うのか、間に合わないのか、答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、件数になりますが、まだ制度については周知はされておりませんが、岩手日報のほうの新聞では公表されております。町で予算を計上した時点では、大体被災された業者さんが17事業者ありまして、商工会と町と手分けをして被害額を、試算ですが、算定をしております。その額をもとに今回予算計上しているというところになります。中には今後再建はしないとかがあった方もございますので、概算ですので、予算的には多目にとってあるというところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

万が一足りない場合を想定して、もう一回補正とか何かでとるのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

まず、県のほうからは今年度も、来年度も事業は展開されるというところで、予算が不足する場合は増額で対応するというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番阿部幸一議員

大体何年ぐらい、今から3年とか、2年とかがあってあるわけですね。おおよそ県のほうでは何年ぐらいを想定していますか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（野口 伸）

その点まではまだ確認はしておりませんが、東日本大震災のケースを見るとまだ継続しているという状況ですので、すぐ二、三年で終わるというものではないと、そのように認識しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番、いいですか。

○13番阿部幸一議員

はい、わかりました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳出全款の質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第80号 令和元年度山田町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第81号 令和元年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（佐々木真悟）

議案第81号 令和元年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億416万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億6,006万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、主なものを順にご説明いたします。

5ページをごらんください。歳入であります。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税709万1,000円の増額、2目退職被保険者等国民健康保険税61万7,000円の減額は、令和元年度の本算定の結果などによるものであります。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金2,859万9,000円の増額は、保険給付費の増額見込みに伴う普通交付金の増額によるものであります。

6ページをごらんください。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金301万5,000円の増額は、低所得者等の保険料負担を軽減する保険基盤安定繰入金の確定見込みによるものであります。

7款1項1目繰越金6,607万3,000円の増額は、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費190万8,000円の増額は、マイナンバーカードの健康保険証との併用化に伴い国保システムの改修が必要となることなどによるものであります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費6,933万4,000円の増額、2目退職被保険者等療養給付費100万9,000円の増額、3目一般被保険者療養費200万円の増額は、今後の支出額についてそれぞれ増額が見込まれることによるものであります。

9ページをごらんください。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分2,768万円の増額、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分325万3,000円の減額、3項1目介護納付金分21万1,000円の増額は、健康保険事業費納付金の負担額が確定したことによるものであります。

10ページをごらんください。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金100万円の増額は、過年度分の国民健康保険税の税額に変更が生じたことにより、還付する場合などによるものであります。4目その他償還金442万円の増額は、前年度の県補助金等の精算による返還金を計上したことによるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億416万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億6,006万円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第81号 令和元年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第6、議案第82号 令和元年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長(佐々木真悟)

議案第82号 令和元年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ148万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,188万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により順にご説明いたします。

5ページをごらんください。歳入であります。1款1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料212万円の増額は、保険料賦課額を精査したことによるものであります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金397万8,000円の減額は、繰入金の確定見込みによるものであります。

4款1項1目繰越金37万3,000円の増額は、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金185万8,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定見込みによるものなどであります。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金37万3,000円の増額は、過年度分の保険料の金額に変更が生じたことにより還付する場合などによるものであります。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ148万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,188万8,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第82号 令和元年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第83号 令和元年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

議案第83号 令和元年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ122万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,543万8,000円とするものです。

歳入歳出予算の前に、5ページをお開きください。第2表、地方債補正についてであります。公営企業会計移行事業に係る限度額を90万円減額し、380万円とするものです。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げますので、7ページをごらんください。歳入です。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金204万2,000円の減額は、繰入金が減となったことによるものです。

3款1項1目繰越金416万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

5款1項町債、1目公営企業会計移行事業債90万円の減額は、公営企業会計移行事業の委託料の減

によるものです。

歳出です。9ページをごらんください。1款1項経営経常費、1目総務費138万4,000円の減額は、共済費等の減、公営企業会計移行事務委託料の減等によるものです。

2目大浦排水処理区事業管理費58万9,000円の増額及び3目大沢排水処理区事業管理費33万5,000円の増額は、台風19号雨水流入による電気料の増によるものです。

3款1項災害復旧費、2目単独漁業集落排水処理施設災害復旧費168万5,000円の増額は、被災による大浦終末処理場の土砂撤去、紫外線消毒装置修繕等、災害復旧のため増となったものです。

10ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算にそれぞれ122万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,543万8,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第83号 令和元年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第84号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

議案第84号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げ

げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ290万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,655万8,000円とするものです。

歳入歳出予算の前に、5ページをお開きください。第2表、地方債補正であります。下水道事業の限度額を400万円増額し2億290万円とし、公営企業会計移行事業の限度額を180万円減額し510万円とするものです。

それでは、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げますので、7ページをごらんください。歳入です。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金118万6,000円の減額は、一般会計からの繰入金の減などによるものです。

4款1項1目繰越金189万2,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

6款1項町債、1目下水道事業債220万円の増額は、下水道事業債の増及び公営企業会計移行債の減によるものです。

歳出です。9ページをごらんください。1款1項下水道管理費、1目一般管理費953万3,000円の減額は、公共下水道接続補助金の確定などにより減となったものです。

2目事業管理費527万8,000円の増額は、台風19号雨水流入による電気料の増加、マンホールポンプ修繕工事等の計上によるものです。

2款下水道事業費、1項下水道整備費、1目施設費812万3,000円の増額は、公共下水道接続補助事業費の科目がえ等により増額となったものです。

3款1項公債費、1目元金80万9,000円の増額は、地方債の利率変更により元金償還金が増額となったものです。

2目利子177万1,000円の減は、同様により利子償還金が減額となったものです。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算にそれぞれ290万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,655万8,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第84号 令和元年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第85号 令和元年度山田町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（中屋佳信）

議案第85号 令和元年度山田町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第2条は、令和元年度山田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入についてであります。第1款水道事業収益、第1項営業収益を32万円減額し3億8,366万4,000円とするものです。

支出についてであります。第1款水道事業費用、第1項営業費用を646万円増額し3億4,241万6,000円に、第2項営業外費用を678万円減額し4,100万1,000円とするものです。

それでは、収入及び支出の見積もり基礎により主なものについてご説明申し上げますので、4ページをごらんください。収益的収入です。1款水道事業収益、1項営業収益、3目その他の営業収益32万円の減額は、給水工事の件数減に伴う設計審査手数料等の減によるものです。

5ページをごらんください。収益的支出です。1款水道事業費用、1項営業費用、3目配水及び給水費620万円の増額は、豊間根地区漏水調査実施による修繕費等の増額によるものです。

2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税678万円の減は、消費税及び地方消費税の減額見込みによるものです。

なお、2ページ、3ページのキャッシュ・フロー計算書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第85号 令和元年度山田町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

ちょっと時間があるのですが、平成30年度の決算については時間が多くかかりますので、これで皆さんが早くという思いだけけれども、時間は12時半ごろまでかかりますので、一応これで昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時48分休憩

午後 1時00分再開

○議長 (昆 暉雄)

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第10、認定第2号 平成30年度山田町一般会計決算の認定について、日程第11、認定第3号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について、日程第12、認定第4号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第13、認定第5号 平成30年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)決算の認定について、日程第14、認定第6号 平成30年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)決算の認定について、日程第15、認定第7号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について、日程第16、認定第8号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について、以上7件を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼税務課長(白土靖行)

認定第2号 平成30年度山田町一般会計決算の認定についてから認定第8号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定についてまでをそれぞれご説明申し上げます。

歳入については款及び項の収入済額、不納欠損額、収入未済額、そして合計額を、歳出については款の支出済額、翌年度繰越額及び合計額を、それぞれ100円単位を四捨五入し1,000円単位で申し上げます。

それでは、認定第2号 平成30年度山田町一般会計決算の認定についてを説明いたします。

山田町歳入歳出決算書の6ページと7ページをごらんください。最初に歳入です。1款町税の収入済額は12億6,629万5,000円、不納欠損額は278万円、収入未済額は9,751万7,000円です。不納欠損額の人数は延べ42人、件数は290件、収入未済額では延べ1,176人、7,476件となっています。

町税の内訳は、町税の収入済額は6億435万1,000円、不納欠損額は112万3,000円、収入未済額は5,612万3,000円です。不納欠損額の人数は16人、130件、収入未済額では558人、3,291件となっています。

2項固定資産税の収入済額は4億8,428万9,000円、不納欠損額は161万6,000円、収入未済額は3,883万3,000円です。不納欠損額の人数は21人、152件、収入未済額では405人、3,734件となっています。

3項軽自動車税の収入済額は4,795万6,000円、不納欠損額は4万1,000円、収入未済額は256万2,000円です。不納欠損額の人数は5人、件数は8件、収入未済額では213人、451件となっています。

4項町たばこ税の収入済額は1億2,969万9,000円です。

2款地方譲与税の収入済額は6,180万1,000円。

3款利子割交付金は164万3,000円。

4款配当割交付金は216万7,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金は204万5,000円。

6款地方消費税交付金は2億7,476万3,000円。

7款自動車取得税交付金は1,136万3,000円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金は683万5,000円。

9款地方特例交付金は911万3,000円。

10款地方交付税は61億3,749万4,000円。

11款交通安全対策特別交付金は96万3,000円。

12款分担金及び負担金の収入済額は7,785万4,000円、収入未済額は178万2,000円です。収入未済額の内訳は、保育園保育料が176万2,000円で、人数は9人、件数は211件、放課後児童クラブ利用料が2万円で、1人、5件となっています。

13款使用料及び手数料の収入済額は1億1,256万4,000円、収入未済額は230万4,000円です。収入未済額の内訳は、公営住宅使用料が220万2,000円で、27人、219件、幼稚園使用料が1万2,000円で、1人、2件、公民館使用料が9,000円で、1人、1件となっています。

14款国庫支出金の収入済額は16億3,777万4,000円。

15款県支出金は9億6,364万7,000円。

16款財産収入は3億5,973万2,000円、収入未済額は8万円で、その内訳は町有土地貸付料で2人、2件となっています。

8ページと9ページをごらんください。17款寄附金の収入済額は1億257万円。

18款繰入金は230億3,578万8,000円。

19款繰越金は32億646万8,000円。

20款諸収入は3億2,449万3,000円、収入未済額は50万8,000円で、その内訳は災害援護資金貸付金元利収入で、2人、2件となっています。

21款町債は8億3,681万3,000円です。

最終行の歳入合計の収入済額は384億3,218万4,000円、不納欠損額は278万円、収入未済額は1億219万1,000円であります。

10ページと11ページをごらんください。歳出です。以下、支出済額及び翌年度繰越額を申し上げます。

1 款議会費の支出総額は8,705万9,000円。

2 款総務費は135億817万2,000円、翌年度繰越額は987万9,000円。

3 款民生費は24億152万9,000円。

4 款衛生費は5億228万3,000円。

5 款労働費は82万7,000円。

6 款農林水産業費は14億1,571万7,000円、翌年度繰越額12億6,613万3,000円。

7 款商工費は2億9,220万7,000円、翌年度繰越額は4,783万2,000円。

8 款土木費は151億207万2,000円、翌年度繰越額は55億3,617万2,000円。

9 款消防費は4億6,846万3,000円。

10款教育費は8億7,930万4,000円、翌年度繰越額8億1,736万円です。

12ページと13ページをごらんください。11款災害復旧費の支出済額は9億4,786万8,000円。翌年度繰越額は8億2,704万7,000円。

12款公債費は7億5,554万6,000円。

13款諸支出金及び14款予備費の支出はありません。

最終行の歳出合計の支出済額は363億6,104万7,000円、翌年度繰越額85億442万3,000円で、歳入歳出差し引き残額は20億7,113万8,000円となります。

次に、認定第3号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定についてです。

212ページと213ページをごらんください。歳入です。1 款国民健康保険税の収入済額は4億2,084万円、不納欠損額は386万6,000円、収入未済額は1億4,811万7,000円です。不納欠損額的人数は13人、件数は357件、収入未済額では558人、6,787件です。

最終行の歳入合計の収入済額は23億4,127万5,000円、不納欠損額は386万6,000円、収入未済額は1億4,811万7,000円です。

次に、歳出です。214ページと215ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は22億7,510万

1,000円で、歳入歳出差し引き残額は6,617万3,000円となります。

次に、認定第4号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてです。

240ページと241ページをごらんください。歳入です。1款後期高齢者医療保険料の収入済額は1億475万2,000円、収入未済額は58万2,000円です。収入未済額の人数は29人、件数は108件です。

最終行の歳入合計の収入済額は1億7,290万円、収入未済額は58万2,000円です。

次に、歳出です。242ページと243ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は1億7,242万6,000円で、歳入歳出差し引き残額は47万4,000円となります。

次に、認定第5号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定についてです。

256ページと257ページをごらんください。歳入です。1款保険料の収入済額は3億5,193万7,000円、不納欠損額は58万8,000円、収入未済額は699万1,000円です。不納欠損額的人数は11人、件数は53件、収入未済額では111人、768件です。

最終行の歳入合計の収入済額は18億3,805万5,000円、不納欠損額は58万8,000円、収入未済額は699万1,000円です。

次に、歳出です。258ページと259ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は17億5,517万5,000円で、歳入歳出差し引き残額は8,288万円となります。

次に、認定第6号 平成30年度山田町介護保特別会計（サービス事業勘定）決算の認定についてです。

286ページと287ページをごらんください。歳入です。最終行の歳入合計の収入済額は233万9,000円です。

次に、歳出です。288ページと289ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は173万6,000円で、歳入歳出差し引き残額は60万2,000円となります。

次に、認定第7号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定についてです。

298ページと299ページをごらんください。歳入です。1款事業収入の収入済額は2,709万4,000円、収入未済額は8万9,000円です。収入未済額的人数は12人、件数は28件です。

最終行の歳入合計の収入済額は1億5,829万5,000円、収入未済額は8万9,000円です。

次に、歳出です。300ページと301ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は1億5,411万7,000円で、歳入歳出差し引き残額は417万8,000円となります。

次に、認定第8号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定についてです。

316ページと317ページをごらんください。歳入です。事業収入の収入済額は4,968万9,000円、不納欠損額は22万4,000円、収入未済額は8万4,000円です。不納欠損額的人数は1人、件数は4件、収入未済額的人数は19人、件数は44件です。

最終行の歳入合計の収入済額は3億7,179万8,000円、不納欠損額は22万4,000円、収入未済額は8万4,000円です。

次に、歳出です。318ページと319ページをごらんください。最終行の歳出合計の支出済額は3億6,989万6,000円、翌年度繰越額は1億7,566万9,000円で、歳入歳出差し引き残額は190万2,000円となります。

以上が認定第2号から認定第8号までの決算の概要であります。

なお、各会計の歳入歳出決算の具体的な内容につきましては決算特別委員会の質疑において、それぞれの担当からご説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

以上で説明が終わりました。

ここでお諮りします。日程第10、認定第2号から日程第16、認定第8号までは、山田町議会先例58により決算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第8号までの決算は、決算特別委員会に付託し審査することに決定しました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議は決算特別委員会の審議が終了するまで休会とします。

本日はこれをもって散会します。

午後 1時20分散会

令和元年第4回山田町議会定例会会議録（第9日）						
招集告示日	令和元年12月11日					
招集年月日	令和元年12月16日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和元年12月24日午前11時45分			議長	昆 暉雄
	散会	令和元年12月24日午前11時57分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員及び出席議員並びに欠席議員 出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	昆 清	○	8	佐藤 克典	○
	2	阿部 吉衛	△	9	木村 洋子	○
	3	吉川 淑子	○	10	関 清貴	○
	4	豊間根 信	○	11	横田 龍寿	○
	5	菊地 光明	○	12	坂本 正	○
	6	黒沢 一成	○	13	阿部 幸一	○
	7	山崎 泰昌	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	4番 豊間根 信		5番 菊地 光明		6番 黒沢 一成	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	健康子ども課長	濱 登新子	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	建設課長	昆 健祐	○
	副町長	吉田 雅之	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	技監	香木 和義	○	上下水道課長	中屋 佳信	○
	総務課長	甲斐谷 芳一	○	消防防災課長	福士 勝	○
	財政課長	古館 隆	○	教育長	佐々木 茂人	○
	復興企画課長	川守田 正人	○	教育次長兼学校教育課長	箱山 智美	○
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	生涯学習課長	後藤 清悦	○
	農林課長	川口 徹也	○	監査委員	佐藤 省次	○
	水産商工課長	野口 伸	○			
	町民課長	佐々木 真悟	○			
	長寿福祉課長	武藤 嘉宜	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年第4回山田町議会定例会議事日程

(第9日)

令和元年12月24日(火) 午前11時45分開議

- 日 程 第 1 認定第1号 平成30年度山田町水道事業会計決算の認定について
- 日 程 第 2 認定第2号 平成30年度山田町一般会計決算の認定について
- 日 程 第 3 認定第3号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について
- 日 程 第 4 認定第4号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日 程 第 5 認定第5号 平成30年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)決算の認定について
- 日 程 第 6 認定第6号 平成30年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)決算の認定について
- 日 程 第 7 認定第7号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について
- 日 程 第 8 認定第8号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 追加日程第 1 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
- 追加日程第 2 発議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

令和元年12月24日

令和元年第4回山田町議会定例会会議録

午前11時45分開議

(議事日程等別紙)

午前11時45分開議

○

○議長(昆 暉雄)

決算特別委員会の審議が終了しましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、2番阿部吉衛君であります。

○

○議長(昆 暉雄)

ここで日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてと発議案が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、認定第1号 平成30年度山田町水道事業会計決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成30年度山田町一般会計決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成30年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成30年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定について、日程第8、認定第8号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定について、以上8件は議長を除く議員全員による決算特別委員会で審議したものでございますので、委員長報告及び質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、委員長報告、質疑を省略し、これより順に進めてまいります。

日程第1、認定第1号 平成30年度山田町水道事業会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより認定第1号 平成30年度山田町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

日程第2、認定第2号 平成30年度山田町一般会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから認定第2号 平成30年度山田町一般会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

日程第3、認定第3号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから認定第3号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

日程第4、認定第4号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから認定第4号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

日程第5、認定第5号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより認定第5号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

日程第6、認定第6号 平成30年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより認定第6号 平成30年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

日程第7、認定第7号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより認定第7号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

日程第8、認定第8号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定についての採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより認定第8号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第1、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。

○議会事務局長(福土雅子)

令和元年12月24日、山田町議会議長、昆暉雄様。総務教育常任委員会委員長、関清貴。
常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件、令和元年台風19号の被害に関することについて。学校給食について。地域公共交通について。

2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

令和元年12月24日、山田町議会議長、昆暉雄様。産業建設民生常任委員会委員長、菊地光明。
常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件、商工観光の振興について。水産業の振興について。東日本大震災被害からの復旧・復興について。令和元年台風19号被害からの復旧・復興について。

2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案は、山田町議会会議規則第69条の規定により、各常任委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。各常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、時間延長についてお知らせします。まもなく昼食になります。この案件が終了するまで延期することを申し添えますので、ご了解ください。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第2、発議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

ここでお諮りします。本案は16日に開催した全員協議会で既に協議しておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の関係機関への送付については、本職に一任願います。

○

○議長(昆 暉雄)

以上で本定例会の日程は全て終了しました。

本年も残すところあと1週間になりました。緊急な案件がない限り、本日をもって納めの町議会となりますので、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

9月に執行された町議会議員選挙で新たに3人の議員が加わり、議員14人の任期が始まりました。議員各位におかれましては、町民の代表として本町の発展と町民福祉の向上のため、さらにご尽力いただきますようお願いいたします。町民の信頼と負託に応える議会の実現を目指して、心を一つに邁進してまいりましょう。

東日本大震災から8年が経過し、復興完遂に向け全力で取り組んでいる中、台風19号による豪雨により本町は再び甚大な被害に見舞われました。大震災からの復旧・復興、さらに台風被害から復旧等、町長初め執行部の皆様におかれましては、大変ご労苦の多い一年だったと思います。ここで改めて日ごろのご尽力に対し、心から敬意を表するとともに感謝申し上げる次第であります。

さて、これから寒さがますます厳しくなりますが、皆様にはくれぐれもご自愛の上、来る新年がご多幸でありますよう心からお祈り申し上げ、閉会に当たってのご挨拶といたします。

以上を申しまして令和元年第4回山田町議会定例会を閉会します。

午前11時57分閉会